

平成29年度
国・県に対する提案・要望結果

平成30年2月

長野県町村会

目 次

I 国に対する提案・要望結果

国に対する提案・要望項目	1
長野県関係国会議員への面談要望概要	2
関係省庁への面談要望概要	17
1 内閣府・内閣官房（一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進）	18
2 文部科学省（教育環境の整備）	20
3 厚生労働省（地域医療・保健等の人材確保）	22
4 農林水産省（野生鳥獣被害対策・森林病虫害対策の推進）	24
5 国土交通省（道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実）（河川・砂防施設の整備促進）（観光振興対策の推進）	26

II 県に対する提案・要望結果

県に対する面談提案・要望	31
県に対する提案・要望項目	33
〈総務文教部会〉	
1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策等の強化	34
2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進	38
3 道州制反対	47
4 地域公共交通対策の推進	48
5 教育環境の整備	51
6 情報化施策の推進	64
〈社会環境部会〉	
7 地域医療・保健体制の充実	67
8 社会保障制度の充実	74
9 環境保全対策の推進	86
〈産業経済部会〉	
10 TPP協定への適切な対応	92
11 農業・農村対策の推進	93
12 野生鳥獣被害対策の推進	102
13 森林・林業対策の推進	109

- 14 地域経済活性化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 7
- 15 観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 9

〈建設部会〉

- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・ 1 2 4
- 17 河川の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 0
- 18 砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 2
- 19 住宅等の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 4
- 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 6
- 21 冬期交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 7
- 22 地籍調査事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 9

Ⅲ 県議会に対する陳情結果

- 県議会（11月定例会）への陳情結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1

国に対する

重点提案・要望結果
提案・要望結果

国に対する提案・要望項目

- 1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策等の強化
- 2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 3 道州制反対、町村財政基盤の強化
- 4 地域公共交通対策の推進
- 5 教育環境の整備
- 6 情報化施策の推進
- 7 地域医療・保健体制の充実
- 8 社会保障制度の充実
- 9 環境保全対策の推進
- 10 TPP協定への適切な対応
- 11 農業・農村対策の推進
- 12 野生鳥獣被害対策の推進
- 13 森林・林業対策の推進
- 14 観光振興対策の推進
- 15 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 16 河川の整備促進
- 17 砂防施設の整備促進
- 18 住宅等の耐震化の促進
- 19 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
- 20 冬期交通の確保
- 21 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望を含む項目

長野県関係国会議員への面談要望概要

- 1 日 時 平成29年11月17日（金）7時30分～9時
- 2 要望場所 東京都 全国町村会館 2階「ホール」
- 3 出席者

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長 (会長代行)	羽 田 健一郎	(長和町長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (総務文教部会長)	市 村 良 三	(小布施町長)
理 事 (社会環境部会長)	唐 木 一 直	(南箕輪村長)
理 事 (産業経済部会長)	茂 木 祐 司	(御代田町長)
理 事 (建設部会長)	藤 澤 泰 彦	(生坂村長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
監 事	竹 節 義 孝	(山ノ内町長)
常務理事	中 村 靖	

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三 代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	北 村 利 幸	(小谷村議会議長)
監 事	嶋 崎 稔 夫	(南牧村議会議長)

4 長野県関係国会議員の出席状況

【衆議院】

小選挙区	氏 名	政党	出欠
1	篠原 孝	民進	○
2	下条 みつ	希望	○
3	井出 庸生	希望	○
4	後藤 茂之	自民	○
5	宮下 一郎	自民	○
比 例	務台 俊介	自民	○
	太田 昌孝	公明	○

【参議院】

選挙区	氏 名	政党	出欠
地 方 区	羽田雄一郎	民進	○
	吉田 博美	自民	×
	杉尾 秀哉	民進	○
比 例	平木 大作	公明	○
	宮島 喜文	自民	○
	武田 良介	共産	○

5 要望

藤原忠彦町村会長（川上村長）あいさつ及び要望



【国に対する提案・要望】

重点提案・要望項目のうち、以下の項目を説明

- 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 教育環境の整備
- 地域医療・保健等の人材確保
- 野生鳥獣被害対策・森林病虫害対策の推進

- ・長野県関係国会議員の先生方には、早朝よりご出席賜りお礼を申し上げます。
- ・定期総会において58町村長の総意により決議した提案・要望である。
- ・地域住民が心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざし、引き続き町村自治の確立に全力を尽くすので、各先生の深いご理解と、要望の実現に向けた格段のご高配を賜りたい。

久保田三代町村議会議長会長（野沢温泉村議会議長）あいさつ及び要望



【国に対する提案・要望】

重点提案・要望項目のうち、以下の項目を説明

- 議会の権能強化（※）
 - 議員のなり手確保（※）
 - 観光振興対策の推進
 - 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
 - 河川・砂防施設の整備促進
- （※）は、議長会のみ要望項目

- ・本県町村議会の振興に対し、格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。
- ・町村は、少子高齢化や人口減少、自然災害への備えなど喫緊の課題を抱える中、地方創生に取り組んでいるところである。
- ・住民一人ひとりの声を的確に施策へ反映する中で、更なる振興発展のため、町村議会として全力で取り組んでいるので、先生方からのご支援をお願い申し上げます。

6 意見交換（要旨）



（1）国会議員からの発言要旨

後藤茂之衆議院議員

- ・町村会、議長会の皆様方には、こうした機会をつくっていただき、しっかりと要望等を聞いて、予算の編成、あるいは来年度の事業の策定に、しっかり取り組んでまいりたい。
- ・話をいただいている事項は、それぞれの政策分野において、どれも重要な事項である。特に長野県が、中山間、また町村が非常に多い中で、地方の課題を特に多く抱えているところであり、我々、一般的な政策課題の解決の問題以上に、町村特有、あるいは中山間地域の特有の問題点を、一般的な政策の中にしっかり反映すべくやっていきたい。
- ・現在、予算は通常どおりつくっており、補正予算も、フレーム、あるいは事業の構築に取り組んでおり、特に災害だとか、追加財政需要等の問題は、しっかりと対応してまいる。エネルギー関係の予算だとか、林野の関係の予算だとか、地域の社会資本整備等の問題等についても、しっかりと、実際に花の芽ができて執行できるという事業を見定めつつ、しっかりと対応させていただきたい。
- ・補正予算の取りまとめをやり、税制調査会の税制の取りまとめもやっており、森林環境税等については、今年、まとめるという方向で調整し、31年4月の新しい森林

整備の、頭から予算がしっかりつくということが前提である。山に手を入れるという、本来の目的がしっかりと達成できるように、全国の都道府県、あるいは市町村、そういうところと、最後、ぎりぎり折り合える形で、すり合わせの作業に入っており、必ず森林環境税を実現すべく考えている。地方の財源等の問題とかも含めて、しっかりやっていきたい。

- ・一生懸命、長野県、また地域の施策実現のために力を尽くしてまいりたい。

太田昌孝衆議院議員

- ・衆議院選挙、ご支援をいただき、心から御礼を申し上げる。税の話、あるいは予算の関係、いよいよ具体的な党内論議にきつと入っていく。これまでも、公明党県代表として、皆様方からさまざまご意見もいただき、今日いただいた要望も、一つ一つ、全て我々が求めてきたことでもあるので、皆様方としっかりと歩調を合わせながら、しっかり主張してまいりたい。
- ・また、これまでも大切な財源というようなことで、例えば道路の関係であったり、固定資産の関係であったり、様々な部分で、地方と、それぞれの業界団体での意見の違いもあり、地域の側に立った形の議論を、進めてまいりたい。
- ・とりわけ、道路、あるいは災害関係の防災対策について、土砂災害も大変な災害が出ているので、砂防、あるいはインフラ対策もしっかりと進めてまいりたい。大きな課題の整備等々、要望もいただいているので、取り組みをさせていただきたい。
- ・皆様方から意見をいただきながら、私自身も総務委員会ということで、地方交付税がしっかりと確保できるように、頑張ってまいりたい。

羽田雄一郎参議院議員

- ・無所属の会と、そして立憲、希望と、また民進党という形で分割されているが、しっかりと連携をとりながらやっていきたい。
- ・今日の要望は、我々、民主党時代から、民進党を含めて、地方分権、地域主権の国家を目指すということでやってきた。国会議員だけで決めてぱっと走ったものだから、地方からは相当怒られ、地方分権、地域主権の国家はどうしたんだと言われており、イノベーションをして、しっかりと変えて、地方を重視しながらボトムアップで決めていこうということも含めて、一括交付金をつくった民主党政権であり、また農業者個別所得補償制度や、教育についても、高校の無償化等をやってきた。今後もそういうものをしっかりと目指して頑張っていきたい。
- ・また、今回の選挙で、私ども、TPPは終わってないということを訴えてきたら、選挙が終わったとたんに、日本が主導でTPPが進んでいるというような状況にしか見えないような状況が生まれていたり、またアメリカとのFTA等、二国間、こういうものが進められていくとなると、やはり中山間地域、この農業について、大変危惧するものがある。しっかりとそういうものを明らかにしていく役割が、我々にはあるというふうに考えているので、しっかりと注視をしていきたい。

- ・それぞれの項目、我々としては、しっかりと皆さんと同一方向で進めていかなければならない課題ばかりである。与党の皆さんにはしっかりと予算確保等、頑張っていたいただきながら、我々は、この信州・長野県のことについては、協力をしていくという形でやっていきたい。

井出庸生衆議院議員

- ・町村会、町村議会議長会の皆さんとの懇談の場をいただき、感謝を申し上げる。先の衆議院選において、地元の多くの皆様からご支援を賜り、御礼を申し上げる。
- ・選挙の後の党の状況について、率直に言って、都会型の政党、東京の進出とか、小池さんの人気であるとか、選挙で厳しいご批判をいただいた部分については、選挙で当選を果たすことはなかったと。結果として、その地方で根を張って活動してきた、期数の若い国会議員が中心の政党となった。
- ・そうしたメンバー構成から見ても、メンバー構成をうまく使って、地域のことにきちんと思いを寄せていく、その政策を出していく、そういう国会論戦をやって、本当にまだできたばかりの政党で、出だしから大変厳しいご意見をいただいたところだが、自分たちでその希望を、活路を見出して、国民の皆様、また地元の方々に、若いメンバーでよくやっているじゃないかと思っただけのように、一からつくっていききたいと思うので、今後ともよろしくお願い申し上げる。

武田良介参議院議員

- ・今日は、町村会、議長会の皆さん、本当にお忙しいところ、感謝申し上げます。
- ・いただいた重点項目、どれも本当に重要な中身を持っているものだなと実感している。それぞれの町村、自治体が、住民の福祉の増進という、その本来の役割を果たしていく上で、十分に責任を果たせるかどうかという、本当に切実な、瀬戸際という状況にあるんだろうと感じている。
- ・地域の実情ということで、医療や介護の現場、介護士も高齢化をしていると、地域全体が高齢化をしているので、医療や介護を確保できないということはそのとおりだが、何とか地域でヘルパーさんをつくるけれども、80代の方が応募してこられ、訪問している先で倒れてしまい、その人の介助も必要になっていくという、そういう実情があるんだということを話されている方もいた。地域にそういった実情がある中で、国は自治体を応援していくことができる、その最大限の責任を果たさなければいけないと思っている。
- ・それぞれの項目、地方交付税が、この間、減らされてきた流れがあるもとの、ここを本当に大事にするということは必要だと思うし、また地方創生の関連交付金等々も、こういったものも使い勝手よく、自治体の仕事を支えられるようにしていくことが非常に重要だと思う。医療、教育という分野は、これからの自治体の未来を切り開いていく上でも、また住民の命、暮らし、健康を支えていく上でも、本当に重要な点だと思っているので、そういった実情や要望、これからさらに力を合わせて

やっていけると思っている。長野のためという点では、他の先生と皆さんとともに力を合わせて頑張っていきたい。

篠原孝衆議院議員

- ・私の立ち位置、よくおわかりいただけないと思い解説しておく、民進党の党籍はそのままである。なぜかという、希望の党に公認申請は一切しておりません。ですから、離党届を出しておりません。政治的には完全な無所属で選挙をさせていただき、それで当選させていただき、感謝申し上げたい。
- ・無所属で仕事ができるかと思っていたら、できない。離党届を出して、無所属で活動しようと思ったが、周りから止められた。
- ・無所属の会で。無所属の会というのは何かというと、国も都道府県も市町村も、会派で動いている。党ではなく。会派で議会は運営されている。だから会派を設けなければならない。政党というより会派に入っていなかったら、議会活動で無所属というのは、どこの委員会に所属というのも全く希望なしで、空いたところに、行かされ、質問時間がゼロである。無所属の会という名前で13人、全員、委員会に所属するということになった。
- ・ですから、私は、民進党として活動し、民進党の選対委員長というのを仰せつかっている。再来年の参議院選挙で、杉尾さんを当選させたのと同じように、全国各地で第2、第3の杉尾秀哉をつくるべく努力している。

(2) 質疑応答要旨

羽田町村会長代行・副会長

- ・地方で空き家が多いということを実感として感じた。空き家対策特別措置法が施行され、空き家等対策計画の策定やデータベースの整備等に努めているが、財政的に足りないという面がある。お金をかけなくても、うまく空き家を活用できるのではないか。空き家が相当あるので、実態を把握していただき、国の支援をぜひお願いしたい。

務台俊介衆議院議員

- ・空き家対策は、喫緊の課題だと思う。特に古くからある歴史的な古民家、屋敷林とセットで、何とかしなければいけない。国もいろいろな仕組みがあるが、何か受け皿となる仕組みをつくるということをやっていかなければいけない。一緒になって考えさせていただきたい。
- ・中山間地の小学校が、子どもが少なくなって廃校の憂き目に遭うかもしれない話が出てくると思う。どうしてやったらいいのか。いろいろあると思うが、例えば市街地で学校が手狭で困っている小学校も中にはあるので、例えばそういうところの子どもを、一定の率で上のほうに上げて、平日、そこで、寄宿舎で勉強してもらって、週末、家に帰ってもらう、そんな城内留学のようなこともやっていかないとたないと。地域活性化のために学校を存続するという観点が教育委員会にはないので、ぜひ首長さん主導でやってもらう。それを政府としてバックアップする。そんなことも考えていかないと本当にいけないのではないかと思う。また一緒にやらせていただきたい。

篠原孝衆議院議員

- ・今、地方の地方創生があるけれども、工場が来るというのは、できたらそれでいいが、一番は農林水産、地元の産業をきちんとするという。では何があるかというと、教育である。長野県でも、大学、県立短大を4年制にし、長野大学を公立にし、新潟薬科大学も上田につくるとか。それから看護学部を長野保健医療大学と清泉女子大の両方でやると。学生に来てもらうと。みんな大学にいきなりいっていきすけど、私は小・中学校、高校もいっぱいあるんだろうと思う。
- ・イギリスがかつて世界をまたにかけてビジネスをしていたときに、全寮制の寄宿舎をいっぱいつくった。それがパブリックスクール。それは、全部、田舎につくっている。日本でいうと小学校の上級学年から寄宿舎で寝泊まり、そこで育った人たちがジョンブル魂というのを掲げて頑張ったというのがあった。教育環境としては、田舎のほうがある。
- ・子どもの生育環境としては、田舎の自然のところが絶対いい。欧米は、教育環境が

いいのは田舎だと、そこで過ごさせると。夏休み1カ月、全部、山の中で過ごさせている。

- ・学校を、全寮制寄宿舎というのも絶対必要だと思う。住友グループ、三菱グループが、自分たちの子弟をいろいろなところへやって、安心して海外で仕事ができるように、子どもたちを頼んでいくという仕組みができています。

平木大作参議院議員

- ・空き家対策で、空き家の活用というところは、定住人口をつくっていかねばいけないというところ、そして定住人口をつくるには職がないと来てくれないというところである。
- ・日本全国で、このままいくと、2033年には家屋の3軒に1軒が空き家になる。2039年になると火葬場までなくなるという、話もある。長野の町村の中でモデルケースをつくって、空き家の解消を図っていくかということ、地域の状況に応じてやっていくしかないと思う。
- ・長野県の町村について、大きなギャップでいつも悩みながら動いている。それは、都内で若い世代に、将来、どこに住みたいかと聞くと、長野は常にトップを争うところにいる。長野県に住みたいという方は多い。一方で、県内の起業率、創業率に関していうと、全国ワースト1をいつも新潟県と争っている。日本全国で、創業率は約5%ぐらいだけど、長野県内2.5とか、半分ぐらいしかない。このギャップをどうやって埋めるのかというところが、本当に大事だと思う。住みたい、特に若い人が住んでみたいって言っているのに、その場を提供できていないというところが、一つの大きな問題だと思う。何かしらのテコ入れをし、背中を押してあげることで、来てみたら、こんなに住みよかったとあって、それが口コミになって広がる、連鎖を起こしていかねばいけないと思う。
- ・経済産業省の中でも、創業率をどう上げるのかという議論をしている。特に事業承継について、大きな会社の事業承継だけじゃなくて、個人商店でやっているところを、家族や親族には継ぎ手がない、誰か後を継いでくれないかというところとマッチングさせることで、空き家も活用した制度を省内で議論しているところである。

市村町村会理事

- ・地域の活性化、地方の活性化のためには、若い人たちの移動社会をつくらなければいけない。すぐ定住だとかではなく、二地域居住だとか、4分の1でも8分の1でもいいと思う。若い人を移動させるために、幾つか問題はあるが、その一つ目は鉄道料金である。若い人は結構大変で、小布施まで来るのに1万円とか、往復で2万円かかる。若い人たちが、本当に自由に移動できるような料金に。JR3社に、圧力をかけていただきたい。
- ・もう一つは、長野県域において、Wi-Fiを、国策としても網羅する。こういうことが、もしかしたら定住になるかもしれないし、空き家に住む可能性も出てくる。

私とその若い人たちと接する中で、この2つがどうしてもほしいと思うので、お願いしたい。

宮下一郎衆議院議員

- ・ こういう機会を設けていただき感謝申し上げます。
- ・ 総括的に、私も今回の選挙戦、何を柱に訴えたかということ、一つは、東京一極集中の是正を本気でやらないと、この人口減少社会で地方から先にだめになる。それで都会も逆に破綻すると。本気でその人口流出を、明治維新以来150年も続いているので、ストップさせて、普通の国にしないといけないと訴えてきた。
- ・ 一方で、内閣府が数年前にやった調査では、東京、首都圏でアンケートをとると、条件が調べば地方で暮らしたいという人が4割、5割いる。その中で、どこに住みかかということ、長野県は必ず1位か2位。ということで、条件さえ調べば、都会の人は、本当は長野県内で暮らしたいと思っている人が山ほどいるということである。どうして長野県で暮らしたいかというのは、どっちかということ、市ももちろんすばらしい市がいっぱいありますけれども、町村のすばらしさ、地域暮らしのすばらしさ、ここにひかれていた人が断然多いと思う。
- ・ 今、「山のほいくえん」のような新しい取り組みをやっている、そこがあるから引っ越してくるとか、全国的に見ても、いい教育をしているところに、中山間地であれ、離島であれ、そういうところに若いお父さん・お母さんが行って、そこで、その職は後から探すみことも始まっている。そういう意味で、その人づくりの長野県というところを全面に出して、いろいろな施策を進めていっていただきたいし、応援をしていきたい。
- ・ 私も1年間、中山間地農業を元気にする委員会の初代委員長というのを地元でさせていただいて、中山間地こそが、この地域の魅力の根幹、基盤だということで活動してきたが、残念ながら、今、そこを支えていただいているのは70代、80代の方で、10年後の計画、20年後の計画、考えてくという話も、5年間は頑張れるけど、あとはわからんと、こういうところばかりが多い。まさに人口減少の大転換期でありまして、このまま何もしなければ、この美しい中山間地農地が失われるリスクがあるということで、その終末農業でもいいし、観光農業でもいいし、さまざまな機械化、最先端の技術導入でもいいわけですけども。長野県の中山間地こそ、全国のモデルとして、いろいろな取り組みを進めていっていただきたいし、応援をしていきたい。
- ・ 私の地元の伊那では、ドローンによって中山間地のお宅への配送の実験とか、道の駅から主だったところまでの自動運転の実験も始まっている。長野県のような中山間地ほど、最先端の技術をどんどん導入をして、便利な田舎暮らしを実現するということにかじを切っていただいて、この美しいライフスタイルをどう支えるか、免許返上しても暮らしていけるとか。そういう地域を目指して大改革をするという、その転換期にあるのではないかと思う。私は、豊かに田舎暮らしをしたい、そういう皆さんの望みを皆さんとともに実現したいと思う。

- ・もう一つ、活動としては、医師の偏在問題。地域暮らしの不安の一番の元凶になっている。臨床研修医制度のスタートが一つのきっかけになったということで、これを、医師の養成課程から医師偏在を考える、その議員連盟というのが立ち上がり、そのメンバーとして活動している。その教育課程で、外科とか、産婦人科とか、そこを必修にもう一度戻して養成をするとか、県が主体となって医師派遣は責任を持つということになっているが、なかなか大学の医局と連携がうまくいかなく、派遣機能が失せるとそういう部分もあるので、医師にも、将来、地域で貢献すれば、次は希望の研究もできる、留学もできる、大病院でも働ける。そういうキャリアデザインをしっかり保障する格好で、地域の暮らしを支える担い手になっていただくよう頑張りたい。
- ・これから長野県が地方創生のモデルとなって発展する。そして日本が健全な発展をする。その先頭を切って走っていただくのが長野県の町村だと思う。

杉尾秀哉参議院議員

- ・W i - F i の話について、先の通常国会で、電波利用料が実際に余っているという話で、これは長野県に関係する北陸新幹線、長野経由北陸新幹線で、あのトンネルの中では電波が届かない、群馬の高崎過ぎたら、トンネル区間が多いので、そこに電波が通るようにアンテナを入れるというのを、実は電波利用料でつくる、その法整備ができ、実際に工事が始まる。
- ・日本が観光立国、観光大国を目指すのであれば、やはり欧米に比べるとW i - F i 環境が非常によくない。海外の観光客が挙げている日本に来て不便なことという中に、1項目入っていて、言葉が通じにくいとか、案内がまだまだ英語表記、外国語表記が少ない。これは、観光立国を目指す長野にとっても大きなテーマだと思う。そのW i - F i の項目が上位にあるので、この電波利用料というのをうまく使いながら、実際に余っているわけだから、総務委員会でも一つ提案させていただきたい。
- ・この機会に、逆に質問をしたい。1点目は、地方の基金の問題。経済財政諮問会議で基金の残高が20兆円を超えていると。国と地方のその配分の見直しというのが、財政諮問会議の中で、その問題提起がされていて。これが、実際に制度設計するとき、私も、これ、総務委員会で、地方は決して、財政がもちろん潤沢では全くない。しかもこれから人口減少問題の、一番ここが大きな山場だと思っていますので、ここ5年、10年、2025年を挟んで、ここを地方がどう乗り切るかというのが、日本にとって非常に大きな問題だというふうに思っている。この交付金の話について、率直な町村長の考え、意見を聞き、総務委員会の場で反映させたい。
- ・以前、マニフェスト大賞というローカルマニフェストの審査員をやり、全国のいろいろな議会の新しい取り組みというのを勉強させていただいた。今年のマニフェスト大賞のグランプリをとったのが、飯綱の寺島議長であった。その飯綱も、やっぱりその議会のサポーター制度であるとか、モニター制度というふうな形で。大きな問題になった村民総会、町民総会の話も含めて、議員のなり手の確保の問題、権能強化の部分について、一番何が有効なのか率直な考えを伺いたい。

藤原町村会長

- ・地方に基金がこんなにあるかということだが、それぞれ目的基金を持ってやっている。最近、地方交付税の額が、一般地方の社会保障費の伸びとか、老朽インフラの改修とかという、その経費の伸びと、全く乖離しているということ。それで、少しずつは伸びてきていると言っているけれども、そんなに伸びもなく、もう一つは、臨財債も少なくなってきたかと思ったら、また臨財債も増えてきた。そうするとどうしても、真水の交付税と違い、臨財債を含めた地方財政対策というのは、非常に将来不安があるので、非常に安定的な財政運営ができない。国がもう少ししっかり地方財政の長期安定的な対策があれば、そんなにためなくてもいい。どうしてもその心配があるので、多少の余裕を持ってやりたいということである。
- ・もう一つは、目的基金を使っても、なかなか目的基金だけではできない、交付金とか国の支援が必要である。ところがあらゆる補助金が、交付金が、満杯につかなかったり、選定が厳しくて採択されなかつたりということ、いつできるかわからないまま持っているというのが多い。決して、財務省が言っているように、少しため過ぎていてという理論には全く当てはまらない。ぜひそれはしっかり財務省に伝えてもらいたい。今、一番、地方で心配していることである。
- ・来年もまた4%、交付税が減る。消費税の件についても、20年度のプライマリーバランスをプラス・マイナスゼロにしたいというのが、方向が変わって、教育とか、そちらに回すということになってくると、地方の社会保障や教育費の地方負担の分が増えてくる。そうなってくると、ますます地方の財政不安というのは高まってくるということであるので、決してこの地方にある21兆円の基金がどうのこうのということを中央で言われるというのは、非常に我々としては理解ができません。

久保田町村議会議長会長

- ・議会を代表してお答えをさせていただく。今、基金の話だが、私ども野沢温泉村とすれば、市町村合併のときに交付税が減っていくという中で、首長の報酬を削減とか、議員報酬削減、それから職員の給与削減とか、その他もろもろの社会的な金を削りながら、交付金がどうなるか心配があった上で、ここまで来ているので、必ずしもため込んだという話ではないので、そこら辺を理解していただかないと、そこまで来るのにかなりの苦労があったという町村は思っている。
- ・議員のなり手不足について、長野県、県会議員も、いわゆる身を切る改革ということで、数の削減ということでやっているが。実際はこれ、議員の身を切る改革ではなく、我々の自治体に対して減っていく、我々の改革になってしまう。それと同じように、我々町村議員も、特にこの10年間の間に、身を切る改革ということで議員定数を減らしている。
- ・それは、それぞれの地域によって、なり手不足と言いながらも、無投票で今年行ったのは2カ所だけということもあるので、もう少し頑張れば何とかかなるかなと思っている。そのためには、兼業、兼務とか、そういう点で、いろいろ議員全体にかかっている網を、町村の部分では少し外せるところは外してもらい、もっと広がった

人材が確保できるようなこともある。地域ごとの調査をしながら、それぞれの地域に合ったやり方を提案しながら、全体、法律で決めるのではなく、こういうのもいいなというような部分を、これからお願いしていかなければいけないと感じている。

宮島喜文参議院議員

- ・医療の問題について、私も医療の世界にいたけれども、確かに長野県の医師は増えている。ただ偏在である。自治医大をつくったときに、あそこに医者を行かせ、長野県、県ごとに投資して、出せば必ず戻ってきて、10人や、そこに住んでくれるだろうと、当初、思っていた。
- ・ところが、全然、それが機能しているかという、必ずしも全部機能していない。医療が同じ形じゃなくて、どんどん進化して、進歩している。医療技術に追いつくために必要だということで、都会、大きな病院、指導者のいる病院に出ていってしまうということが基本的にある。長野県のそれぞれの中小の病院というのは、自治体病院が多いと思うので、今後どうなるかと思う。
- ・5年前までいた木曾病院で、今、特別顧問の形で名前だけ残っているが、へき地の木曾で、12年ぐらい黒字を続けた。一般会計からの繰入金金は4億円ぐらいだが、何とかやってきた。ところが、昨年、今年、3,000万円、4,000万円の赤字がどうしても出てしまう。何とかならないか、こういう相談を受けている。
- ・一つ、大きいことは、患者が減っている。患者じゃなくて、人口が減っているということが現実にある。こうなりますと、規模は縮小せざるを得ない。また、地域包括ケアというか、考え方で、できるだけ地域に、患者は早期に退院していただいて、という国の政策が進んでいることもある。根本的に考えると、医療や教育ができていないところに、若い人が行くか、若い人に来てくれと言にくいという、こういうことも一方には起き、循環は本当に悪い方向に進んでいると思っている。
- ・今までの地方創生もそうかもしれないが、長野県の市町村、特に町村の頑張っている姿をもう少し基点にした物事のつくり方を考えなければいけない。昨年、国会の立場になったので、そんな気持ちを持っている。ご意見を承ったので、勉強させていただき、また教えていただきたいと思います。

下条みつ衆議院議員

- ・空き家の問題、では何で空くんだといったときに、若い人に来いよといってもなかなか難しい。その整備が教育部門と、医療の医師不足と、産科の問題と、それから最終的には働いたときに実入りがどうなのか、この3点に絞られると思う。
- ・そういう意味で、私は、今度、たまたま創生委員会の理事をやらせていただいたりして、ここにあるようないろいろな、学校問題とか、災害の道路問題とか、教育問題についても、皆さんの声を伝えていきたいと思う。強制的に、医療機関がきちっと新しい人を取り込むようにしていかない、例えば公立病院の特別交付税の算定についても、削減するようでは病院が成り立っていない。これからしっかりとその

部分に予算づけをしていかなければいけない。

- ・オリンピックの問題について、インバウンドというか、国としてもどんどん広げていき、宣伝して、東京だけ集中しても皆さんの税金、地方へ戻ってこない。それをしっかりとアピールしていく機会を設けていかなきゃいけない。
- ・道路整備については、道路があつて、働く人たちが村にいられるかどうか、そうしなければ、結局、都心、市のほうに集まってしまう。できたらやはり大企業減税している分を、地方で働いている方の減税をして、実入りを少しでもよくして、医療問題もいいじゃないか。学校もそこそこだなという、成り立ったときの整備ができていることによって、初めて地域に若い人が残って、最終的には働いて地域に税金を落としていくことになると思う。
- ・こういう機会を与えていただいたことに感謝を申し上げるとともに、これからが私の仕事と思っているので、これからもご指導いただきたい。

唐木町村会理事

- ・医療の話については、医師確保全体である。この辺を、地域としても努力をしていく必要があると思う。県や国も、システムの何か考えていただく必要がある。特に介護関係の人材不足については、介護職場は苛酷な職場であるので、待遇改善という部分を考えていただかないと、なかなか改善しないだろうと思う。
- ・一方では、あわせて、地域包括ケアという話も出たけれども、そういうことを回していくには、人材がいなければなかなかうまくいかないという、こういうことがありますので、その辺の待遇改善というようなニーズもお願いをしたい。
- ・基金について、本当に多いのかどうかという。私自身は、まだまだ足りないと思っている。持続可能な地域をつくっていかなければならないし、社会資本整備、地域も公共施設の老朽化を含めて、遅れている。この辺で、いろいろな事業をやっているといかなければならないので、多いという話にはならないと考えている。私の村は、若干、事情が違い、人が増えれば増えるほど、基金がどんどん減っている。これは矛盾だなと思っている。学校が足りない、保育園が足りない、基金を使わざるを得ない。基金が足りないという、そういう論点というのは、おかしいんじゃないかなと思う。
- ・地方創生では、地方で暮らしが成り立つという部分が一番大事なことだと思っている。プラスいろいろなことが加わっていくと思うので、地方の暮らしが成り立つように、私どもも努力していかなければならないと思うし、そのこともお願いしたい。
- ・ごみ処理施設関連の循環型社会形成推進交付金、各先生方に要望書をお願いしたが、長野県全体で、平成29年度については、26億5,800万円ということで、99%、要望に対してつけていただいたところである。来年は、これが倍以上になり、56億円を超してくるというようなことでありまして、この施設、建設までに大変な労力と時間を要しているの、こぎつけたところにつきましては、やはり100%つけていただかないと、そこから前に進んでいかないということがあるので、ぜひ交付金につきましては、先生方のお力をお借りしたい。

藤原町村会長

- ・いよいよこれから地方財政計画が始まる。それで、一番、今、お願いしたいことは、固定資産の償却資産の分の改正が非常に微妙であり、しっかりそれを見守ってもらいたいということと、ゴルフ場利用税について、今年、相当の大きな課題になるかと思う。
- ・もう一つ、介護保険が改正され、今度は頑張っているところに、40数項目の目標をつくって、その達成度が高いところに、新たな交付金というのをつくって、そこに重点配分するという厚生労働省の案だが、財務省は、その新たな交付金を、今までの調整交付金の中から分けてやるという方針。これは、絶対反対であり、ぜひ、新たな交付金をつくってもらって、今までの介護保険調整交付金は、全体の5%で、それをしっかり配分してもらいたい。今まである財調の中から分けて、2つに分けるということで、同じパイの中で。それは、地方で相当反対するので、ぜひ頑張ってもらいたい。
- ・それから、来年は財務省のほうから地方交付税減と言われている。理由は、地方の税収は伸びているという、アベノミクスが地方まで浸透して、地方の税収が伸びているから交付税を減らすと言っている。とんでもないことであって、地方の農山村は、税が伸びるどころではない。ですから、あんまり大きな錯覚を起こしてもらっては、困る。ぜひ、しっかり手当てをしてもらわなければ困る。
- ・そして、地方の問題というのは、国政と違い、与野党関係なく我々の代表としてやってもらわなければならないので、地方の問題は、与野党の先生方に全力で投球していただきたいと思っているので、今後ともよろしく願いをしたい。

羽田雄一郎参議院議員

- ・やはり教育だと思う。若い医者と話しても、医者は子弟を医者にしたいと思っている方が多いので、教育が大変重要だと思う。もとは教育県、信州・長野県ということで大変有名で、今でもまだそれは根づいているわけで、やはり阿部知事も、教育県の復活だということを言っていて、そこを重点的にやっていくと大きく変わっていくと思う。
- ・交通網は、北陸新幹線、リニア、高速道路も含めて、徐々によくはなっている。そういう意味では、気軽に信州・長野県に来て、定住も含めてやっていくには、教育だと思っているので、そのことを共通認識として、我々も頑張っていきたい。

宮島喜文参議院議員

- ・介護の問題だが、介護の学校の学生を集めても、半分ぐらいしか入らない。これが現状で、人気がないというか、これが現状である。それで、確かに手当とか給与のほうも、昨年も上げて、上げようということで動いているが、はっきり言って、待遇は十分だと思っていない。

- ・ただ、そういう意味で言いますと、保育の問題も出ているが、いずれにしても、医療、介護にしても、この人件費というものでほとんど動いているから、生活できる、その給料でもって本当に十分頑張っていけるというようなところへ持っていかないと、あとの工夫ではほとんどだめだろうと思っている。
- ・来年の4月に、介護と医療もそうだが、診療報酬の改定。前改定は、確かに診療報酬、病院が、公的病院の赤字が増えているというのも事実であるので、今、一生懸命やっておるところである。地域医療を守ることが基本に、できなければいけない。そして介護というものを地域で確保するということが、基本的なことだと考えている。

平木大作参議院議員

- ・昨年の補正予算のとき、結婚したときの最初の家を借りるときの費用とか、引っ越しの費用とか、そういったところを財政的に支援しようということで、24万円まで1世帯、引き上げて制度をつくったが、市町村でできるようになっているの、231しかない。最後は地方で連携をしながら、この制度を使いたいって手を上げていただかないと使えない仕組みになっている。国会だけが浮いた議論になるのではなく、地域と連携して地域の中で、制度に落とし込むには、引き続き、町村と連携をしながら、必要な制度にまた改めていきたいと思っている。制度に魂を込めるところ、最後、補正予算等でもやりたいと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

7 結び

藤原町村会長（川上村長）

- ・大変長時間にわたり、有意義な話し合いができ、感謝申し上げる。

関係省庁への面談要望概要

1 日 時 平成29年11月17日（金）10時～13時

2 要望先

関係省庁：1班 ①内閣府、②文部科学省、③厚生労働省

2班 ①農林水産省、②国土交通省、③観光庁、④林野庁

3 面談内容

重点提案・要望項目について、要望書を手渡ししながら面談を実施

4 要望先別班編成等

班	要望先省庁	出席者	事務局	長野県東京事務所
1	内閣府 文部科学省 厚生労働省	【町村会】 ◎藤原会長、平林副会長、 市村理事、唐木理事、竹節監事 中村常務理事	事務局 職員3名	増田課長補佐 (内閣府) 浦澤主査 (文部科学省) 中込主査 (厚生労働省)
		【議長会】 ○下平副会長、嶋崎監事		
2	農林水産省 (林野庁) 国土交通省 (観光庁)	【町村会】 ○羽田会長代行、藤澤理事、 茂木理事、青木監事	事務局 職員2名	山宮課長補佐 (農林水産省・ 林野庁) 堀課長補佐 (国土交通省・ 観光庁)
		【議長会】 ◎久保田会長、北村理事		

◎班長、○副班長

- ・ 全国町村会長（事務総長）～面談要望
【中村常務理事兼事務局長】
- ・ 全国町村議会議長会長（事務総長）～面談要望
【久保田会長】

一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

<提案・要望内容>

1 実効性のある地方創生への取り組み

- (1) 地方創生推進交付金について、町村における新たな発想や創意工夫を活かした地方創生の推進に資する事業に対し、ハード・ソフトなどを問わず柔軟に活用できるよう、対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、手続きを簡素化し、その規模を拡充すること。
また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き十分な額を確保するとともに、町村が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に、その町村の財政規模に配慮した地方財政措置を確実に講じること。
- (3) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置を創設すること。

2 人口減少対策の推進

- (1) 地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、政府機能や本社移転等を、引き続き推進すること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを 安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の量の拡充や質の改善を図るとともに、恒久的な財源措置を講じること。
(3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策重点推進事業」について、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援するため、採択要件の緩和や総額を拡充するとともに、恒久的な財源を確保すること。
- (4) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させること。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 外国人研修・技能実習制度について、それぞれの地域における労働環境や業種を踏まえた制度となるよう、継続期間の算定方法などの見直しを行うこと。

<面談要望状況>



長坂内閣府大臣政務官と面談し、「一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進」について要望書を手渡しました。

長坂大臣政務官からは、「地方創生交付金の使い勝手については、柔軟性をもたせられるよう申し入れをしていきたい」「意欲的に頑張っているところを応援したい」「交付金の総額 1,000 億円を確保したい」「地方創生は看板政策なので、市町村でしっかり活用できるよう頑張りたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省庁名	役職名	氏名
内閣府 ・ 内閣官房	地方創生担当大臣	梶山 弘志
	内閣府副大臣	松本 文明
	○ 内閣府大臣政務官	長坂 康正
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長 (内閣府官房副長官)	杉田 和博
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣総理大臣補佐官)	和泉 洋人
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣官房副長官補)	古谷 一之
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官	唐澤 剛
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補	末宗 徹郎
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補	川上 尚貴
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	川合 靖洋
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	山崎 俊巳
	地方創生推進事務局長	河村 正人
	地方創生推進室室長代理	岡本 直之
	地方創生推進室次長	鎌田 光明

教育環境の整備

<提案・要望内容>

1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 教員の質を向上させるとともに、義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、正規教員を増員配置する中で、1学級あたりの児童・生徒数をOECD平均並みにすることを旨とし、指導体制を充実させること。

また、小中学校は地域コミュニティの中核的役割を果たすため、機械的に教職員を減らすことなく、適切な財政措置を講じること。

- (2) 複式学級の学級編成の標準を引き下げ、教員配置基準の拡充を図ること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) 小学校の外国語活動や、中学校の外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるようにするため、JETプログラムをはじめ民間委託等による配置に対し、財政支援を講ずること。

2 特別支援教育等の充実

「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。

3 教育施設等の充実

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。
- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図ること。

- (3) 老朽化したスポーツ・社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化、バリアフリー化等の機能向上に対する財政措置を創設すること。

<面談要望>



宮川文部科学大臣政務官と面談し、「教育環境の整備」について要望書を手渡しました。

宮川大臣政務官からは、「スクールカウンセラー等の専門スタッフの拡充や特別支援教育の指導員、支援員の拡充をしていきたい」「教育関連予算は拡充していくことが重要と考えている」「教職員の強化に力を入れて取り組んでいる。全国どこにおいても同レベルの教育が受けられるような取り組みを模索していきたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
文部科学省	文部科学大臣	林 芳正
	文部科学副大臣	丹羽 秀樹
	○ 文部科学大臣政務官	宮川 典子
	文部科学事務次官	戸谷 一夫
	文部科学審議官	小松親次郎
	文部科学省大臣官房長	藤原 誠
	文部科学省大臣官房総括審議官	中川 健朗
	文部科学省初等中等教育局長	高橋 道和

地域医療・保健等の人材確保

<提案・要望内容>

1 医師の確保

(1) 地域医療機関の医師不足が深刻であり、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分に確保される仕組みとすること。

(2) 産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2 保健師等の確保

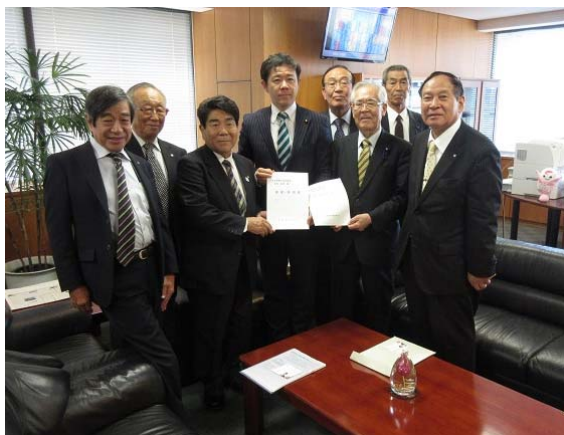
保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就業環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

3 障がい児（者）の支援人材の確保

発達障がい児（者）の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保を図ること。

<面談要望>



田畑厚生労働大臣政務官と面談し、「地域医療・保健等の人材確保」について要望書を手渡しました。

田畑大臣政務官からは、「医師等の確保については、全国から同様の要望を受けているので配慮をしていきたい」「専門医制度は、協議を行いしっかりとスタートできるように十分対応したい」「医師、保健師等の人材は、インセンティブや情報収集を整え、地方自治体と連携しながら支援制度等でバックアップしたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
厚生労働省	厚生労働大臣	加藤 勝信
	厚生労働副大臣	高木美智代
	厚生労働副大臣	牧原 秀樹
	○ 厚生労働大臣政務官	田畑 裕明
	厚生労働大臣政務官	大沼みずほ
	厚生労働事務次官	蒲原 基道
	厚生労働審議官	宮野 甚一
	厚生労働大臣官房長	樽見 英樹
	厚生労働省医政局長	武田 俊彦

野生鳥獣被害対策・森林病虫害対策の推進

<要望内容>

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

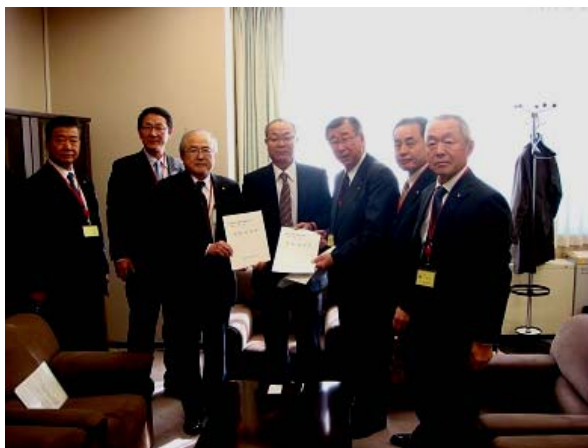
3 駆除従事者の育成・確保

狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

4 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

<面談要望>



室本農村振興局次長と面談し、「野生鳥獣被害対策の推進」について要望書を手渡し、長野県内の野生鳥獣被害の実態を訴えました。

室本次長からは、「鳥獣被害防止予算はある程度確保しているが、全国からの要望が多い」「鳥獣被害対策予算は、鳥獣外交付金以外にも予算があるので、しっかり活用いただきたい」「予算は、当初予算でしっかり確保していきたい」旨の発言がありました。



また、沖林野庁長官と面談し、「森林病虫害対策の推進」について、要望書を手渡しました。

沖長官からは、「松くい虫被害防除については、薬剤の研究もしながら進めている。松の木は、大変重要な材木なので、被害対策にあたっては、粘り強くお願いしたい」「森林環境税は、平成31年4月から各市町村に分配されるようにしていきたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
農林水産省	農林水産大臣	齋藤 健
	農林水産副大臣	磯崎 陽輔
	農林水産副大臣	谷合 正明
	農林水産大臣政務官	野中 厚
	農林水産大臣政務官	上月 良祐
	農林水産事務次官	奥原 正明
	農林水産審議官	松島 浩道
	農林水産大臣官房長	水田 正和
	農林水産省大臣官房総括審議官	天羽 隆
	農林水産省農村振興局長	荒川 隆
	○ 農林水産省農村振興局次長	室本 隆司
	農林水産省大臣官房審議官（兼農村振興局）	大野 淳
林 野 庁	○ 林野庁長官	沖 修司
	林野庁次長	牧元 幸司
	林野庁林政部長	渡邊 毅
	林野庁森林整備部長	織田 央
	林野庁国有林野部長	本郷 浩二

道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

<要望内容>

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額を確保すること。
また、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置を平成 30 年度以降も継続するとともに補助率を拡充すること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備に対して必要な財源を確保すること。

2 リニア中央新幹線に関連する基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。
また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、JR東海への指導・監督を行うこと。
- (2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体の実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る経費に対し、財政支援措置を講じること。

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。
また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図ること。

河川・砂防施設の整備促進

<要望内容>

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図ること。
- 3 地方の意見や実績を十分踏まえ、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。
- 5 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。

観光振興対策の推進

<要望内容>

- 1 地域資源を生かした観光振興
町村の特色ある地域資源を生かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。
- 2 国際大会開催による地域観光・経済の振興
2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず多くの地域を訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。
- 3 スキー場産業の振興
冬季の基幹産業であるスキー場産業の振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置について、平成30年4月1日以降も継続すること。
また、過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加すること。

<面談要望>



国土交通大臣、副大臣、大臣政務官の秘書官に「道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実」、「河川・砂防施設の整備促進」、「観光振興対策の推進」について要望書を手渡しました。

また、祓川観光庁審議官と面談し、「観光振興対策の推進」について要望書を手渡しました。

祓川審議官からは、「補助制度は幾つかあるが、要望するような補助制度の創設については、協議をしながら進めたい」「観光振興への補助金も活用メニューが多くわかりづらいところもあるので、うまく活用できるよう働きかけをしていきたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省庁名	職名	氏名
国土交通省	国土交通大臣	石井 啓一
	国土交通副大臣	あきもと司
	国土交通副大臣	牧野たかお
	国土交通大臣政務官	秋本 真利
	国土交通大臣政務官	築 和生
	国土交通大臣政務官	高橋 克法
	国土交通事務次官	毛利 信二
	技監	森 昌文
	国土交通審議官	田端 浩
	国土交通審議官	吉田 光市
	国土交通審議官	奈良平博史
	国土交通大臣官房長	藤田 耕三
	国土交通省水管理・国土保全局長	山田 邦博
	国土交通省水管理・国土保全局次長	清瀬 和彦
	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長	栗原 淳一
	国土交通省道路局長	石川 雄一
	国土交通省道路局次長	和田 信貴
	国土交通省官房審議官（道路）	東 潔
	国土交通省鉄道局長	藤井 直樹
	国土交通省鉄道局次長	山上 範芳
国土交通省官房審議官（鉄道）	寺田 吉道	
国土交通省官房技術審議官（鉄道）	江口 秀二	

観 光 庁	観光庁長官	田村明比古
	観光庁次長	水嶋 智
	○ 観光庁審議官	祓川 直也
	観光庁審議官	瓦林 康人
	観光庁観光地域振興部長	米村 猛

県に対する

重点提案・要望結果
提案・要望結果

県に対する面談提案・要望

【県知事に対する重点提案・要望】

1 日 時：平成29年11月8日（水）16時00分～17時30分

2 場 所：長野市 ホテル犀北館 2階「ウエスト」

3 県の出席者

知 事	阿 部 守 一
副知事	中 島 恵 理
危機管理監兼危機管理部長	池 田 秀 幸
企画振興部長	小 岩 正 貴
総務部長	小 林 透
県民文化部長	青 木 弘
健康福祉部長	山 本 英 紀
環境部長	関 昇 一 郎
産業政策監兼産業労働部長	土 屋 智 則
観光部長	熊 谷 晃
農政部長	北 原 富 裕
林務部長	山 崎 明
建設部長	油 井 均
建設部リニア整備推進局長	水 間 武 樹
教育次長	角 田 道 夫
市町村課長	竹 内 善 彦

4 出席者

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (社会環境部会長)	唐 木 一 直	(南箕輪村長)
理 事 (産業経済部会長)	茂 木 祐 司	(御代田町長)
理 事 (建設部会長)	藤 澤 泰 彦	(生坂村長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
監 事	竹 節 義 孝	(山ノ内町長)
常務理事	中 村 靖	

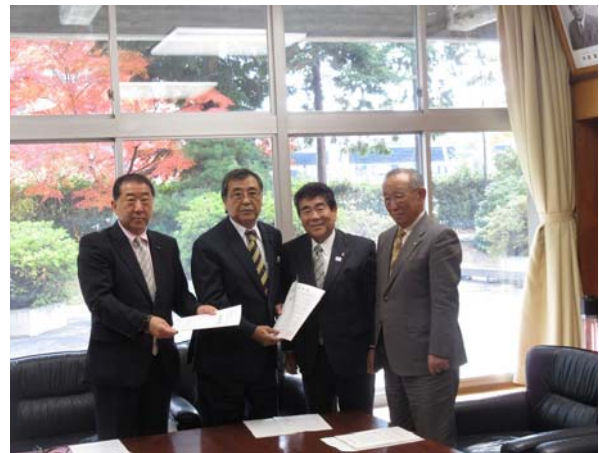
【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三 代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	小 川 純 夫	(長和町議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	北 村 利 幸	(小谷村議会議長)
理 事 (建設部会長)	木 村 英 雄	(箕輪町議会議長)
監 事	前 山 健 治	(筑北村議会議長)



【県議会議長に対する陳情】

- 1 日 時：平成29年11月8日（水）
13時30分～14時00分
- 2 場 所：長野市 県庁議会棟
1階「議長応接室」
- 3 県議会の出席者
議 長 垣 内 基 良
副議長 諏 訪 光 昭
- 4 出席者



【長野県町村会】

- | | | |
|------|---------|--------|
| 会 長 | 藤 原 忠 彦 | (川上村長) |
| 副会長 | 平 林 明 人 | (松川村長) |
| 常務理事 | 中 村 靖 | |

【長野県町村議会議長会】

- | | | |
|-----|---------|-------------|
| 会 長 | 久保田 三代 | (野沢温泉村議会議長) |
| 副会長 | 下 平 豊 久 | (豊丘村議会議長) |

県に対する提案・要望項目

- 1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策等の強化
- 2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 3 道州制反対
- 4 地域公共交通対策の推進
- 5 教育環境の整備
- 6 情報化施策の推進
- 7 地域医療・保健体制の充実
- 8 社会保障制度の充実
- 9 環境保全対策の推進
- 10 TPP協定への適切な対応
- 11 農業・農村対策の推進
- 12 野生鳥獣被害対策の推進
- 13 森林・林業対策の推進
- 14 地域経済活性化対策の推進
- 15 観光振興対策の推進
- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 17 河川の整備促進
- 18 砂防施設の整備促進
- 19 住宅等の耐震化の促進
- 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
- 21 冬期交通の確保
- 22 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望項目

1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策等の強化

件 名

1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興

- (1) 長野県北部地震、長野県神城断層地震において被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、更なる財政措置を講じるとともに、復興の加速化に向けて、引き続き有効な対策を講じること。
- (2) 御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山観測体制を強化し、登山者等の安全確保のための警戒避難体制の構築や避難壕等火山安全設備の整備等に対し、技術的・財政的支援及び拡充を行うよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 栄村の復興に向け、県では栄村復興基金を設置し、住宅再建や集落復興、子育て支援センターや観光案内所の整備など、村の復興計画に基づく事業に対し財政支援を行ってきたところ。引き続き、村と緊密に連携し、復興計画に基づく事業が計画的かつ着実に進められるよう支援を行ってまいりたい。
- ・ 長野県神城断層地震に対しては、被災した道路、農地、河川などのインフラの早期復興、二次災害防止のための地すべり対策、被災者の生活再建など、被災地域の復興のために全力で取り組んできた。特に、県単独として国の被災者生活再建支援法の対象とならない被災者への災害見舞金の支給や、被災者向け公営住宅建設にかかる嵩上げ補助制度の創設等、全庁を挙げて対応してきた。引き続き、市町村や関係機関と緊密に連携し、二次災害の防止対策など復興の加速化に向けて支援してまいりたい。
- ・ 御嶽山火山の防災対策については、観測体制を強化し、火山の予兆現象を的確に把握するため、国による火山観測体制の充実等を国へ要望するとともに、名古屋大学研究施設との連携を図り、避難壕等への上乗せ補助するほか、山小屋の屋根等の強化などを行う市町村に対する補助制度を創設するなどに取り組んできている。

参 考

1 長野県北部地震からの復興

(1) 復旧・復興の取組

- ・ 復興村営住宅（18棟）建設等による被災住宅の再建
- ・ 農地、水路等の改修、被災畜舎の再建
- ・ 被災道路の全線復旧
- ・ 農産物等の販売促進に向けた直売所の整備
- ・ 観光案内、子育て支援等の複合施設の整備 等

(2) 復興計画の推進のための財政支援

- ・ 平成23年度に国の特別交付税を財源とする栄村復興基金（10億円）を設置し、村が復興計画に基づいて実施する事業に対して同基金を交付
- ・ 平成28年度までに8億2,576万5千円（H24:9,209万9千円、H25:5億円、H28:1億6,600万円）を交付
- ・ 基金の残額（2億4,190万1千円）については、村の復興事業がより柔軟かつ迅速に行われるよう、村の意向どおり早期に交付予定

(3) 復興の状況

区 分	震災前 (H22 年度)	震災後 (H23 年度)	対 H22 比	現 状	対 H23 比
稲作の作付面積	227ha	179ha	▲48ha	205ha (H28)	26ha
農業生産額	12.4 億円	7.8 億円	▲4.6 億円	10.8 億円 (H27)	3 億円
観光客入込数	136,300 人	84,200 人	▲52,100 人	106,900 (H28)	22,700 人

2 長野県神城断層地震からの復興

○復旧・復興への取り組み、財政支援対策（平成 29 年度予算措置状況）

支援内容		H29 当初 (千円)	今後の予定
インフラの早期復旧	農地・農業用施設早期復旧等支援	500,000	H29 完了
二次災害の防止	地すべり対策等	542,000	H31 頃完了
	治山事業	690,200	H31 頃完了
住宅の再建支援	被災者生活再建支援法の対象外の被災者に災害見舞金支給	22,000	H29.12.21 受付期間終了

3 御嶽山噴火災害関連における県の動き

(1) 火山研究施設の配置

- ①県として、H29.7 月に開設された名古屋大学の研修施設に関わり、寄附講座の新設(寄付額 10,000 千円/年)や、設置支援(研修施設設備 3,113 千円)を行っている。今後は、観測データのより迅速な提供や職員への技術支援等が可能となるよう研究施設との連携を図っていく。
- ②知事から「国の施策並びに予算に関する要望」(H26.11、H27.6、H27.11、H28.5、H28.11、H29.5)として、国に対し、火山観測体制を強化するため、火山研究者の育成などを要望。
- ③火山専門家と「顔の見える関係」を構築するため、気象庁、長野地方気象台、名古屋大学地震火山研究センター、木曾町、王滝村と「御嶽山研究連絡会議」を設置し、H27.3 月、8 月、H28.3 月、H28.11 月、H29.10 月に会議を開催。今後、専門家と地元・行政との交流を促進し、御嶽山火山研究施設を通じた顔の見える関係を構築するとともに、御嶽火山に関する研究や防災対策の促進を図って行く。

(2) 警戒避難体制構築や火山安全設備整備等に対する技術的・財政的支援及び拡充

- ①知事から「国の施策並びに予算に関する要望」(H26.11、H27.6、H27.11、H28.5、H28.11、H29.5)として、登山者等の安全確保のため、(警戒避難体制構築や、)退避壕(シェルター)等の火山安全施設に対する技術的・財政的な支援を要望。
- ②携帯電話事業者に対し、山間部における携帯電話不感地域の解消に向けた早急な取組を要望(H26.12)
- ③「中央日本四県サミット」の構成県である長野県、新潟県、山梨県、静岡県の4県で、火山周辺の携帯電話不感地域において、携帯電話事業者が自ら新規に鉄塔・アンテナ等を整備した場合も携帯電話等エリア整備事業の補助対象とすること等を要望。

件 名

2 防災・減災対策等の推進について

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うよう国に対し働きかけること。

また、今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に対する必要な法制度・対策を整備するよう国に対し働きかけること。

(2) 地域に応じた防災・減災対策が柔軟かつ確実に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

県の見解

- ・ 大規模災害の発生に備えて、引き続き町村に対しきめ細かな情報提供を行うとともに、町村の地域防災計画の見直しや、国土強靱化地域計画の策定に際して、引き続き事前相談の場を設けるなど、技術的な支援を行ってまいりたい。
- ・ 国への財政支援、技術支援、人的支援については、近年発生した大規模災害を踏まえ、国へ要望している。また、新たな制度の創設や緊急防災・減災事業債等の恒久化など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るなど、知事会を通じ引き続き要望していく。

参 考

1 法制度の現況

区 分	町村の主な対応
災害対策基本法	・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 ・ 避難行動要支援者名簿の作成 など
大規模災害復興法	・ 特定大規模災害発生時における復興計画の作成
国土強靱化基本法	・ 国土強靱化地域計画の作成
南海トラフ地震特別措置法	・ 震度6弱想定市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定(県内34市町村) ・ 同地域について避難場所の整備、防災訓練などについて南海トラフ地震防災対策推進計画を作成(地域防災計画を見直し)
首都直下地震特別措置法	・ 震度6弱想定市町村が首都直下地震緊急対策区域に指定(県内3村) ・ 同地域について用途制限緩和等の特例措置に応じた特定緊急対策事業推進計画の作成
改正活動火山対策特別措置法	(平成27年7月8日公布 6月以内で施行) ・ 火山災害警戒地域を国が指定 ・ 火山防災協議会において、県とともに避難計画、ハザードマップ等を作成

2 法制度の課題・問題点

南海トラフ地震特別措置法においては津波被害が想定される沿岸県では、津波避難対策特別強化地域の指定により、避難場所、避難経路の整備について特別の財政措置があるが、津波被害が想定されない本県では、同法に基づく特別の財政的な措置はない。

火山防災協議会の運営経費等について、現時点では国の財政的な措置はない。

3 緊急防災・減災事業債

平成 23 年度から設けられた「緊急防災・減災事業債制度」は手厚い財政措置(地方債充当率 100 パーセント・交付税算入率 70 パーセント)が講じられており、公共施設の耐震化や防災拠点施設の整備等に積極的に活用されている。

本制度は平成 32 年度まで延長されることとなったが、防災拠点となる公共施設等は経年劣化も進んできており、財源計画を含めた計画的な整備が必要で、終了年度までにすべての施設等を整備することは非常に困難であることから、同制度の恒久化や拡充について市町村から要望が寄せられている。

なお、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎の建替えについては、今年度から「公共施設等適正管理推進事業債」(充当率 90%、交付税措置対象分 75%、交付税参入率 30%) が創設された(平成 32 年度まで)。

重点項目**2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進****件名**

1 実効性のある地方創生への取り組み

県内全ての町村が、それぞれの総合戦略に掲げる目標の実現へ自主的・主体的に取り組めるよう、町村の地方創生推進交付金等の活用に向けた支援を行うとともに、広域的な課題の解決に向けた地域間連携等について、更に支援を行うこと。

県の見解

- ・ 地方創生推進交付金について、国では1,000億円の予算措置がされ、県内19市38町村に対し、約13.3億円が交付決定されている。
- ・ 県としては、多くの町村が地方創生推進交付金を活用できるよう、実施計画書策定に当たっての助言や事業執行にあたっての助言、国との調整を通じて、引き続き支援してまいりたい。
- ・ 人口減少社会において、広域的な課題解決を図るには市町村間連携や県との連携が非常に重要であることから、引き続き自治体間連携が進むよう支援するとともに、地域振興局を中心に地域の課題解決に向けて取り組んでまいりたい。

参考

1 地方創生関連予算等について

1 地方創生推進交付金

(1) 事業概要・目的

地方版総合戦略に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に記載された自主的・主体的で先導的な取組を支援（別添のとおり）

(2) 平成29年度予算額

1,000億円（事業費ベース2,000億円程度） ※補助率1/2

(3) 平成29年度県内市町村の状況（H29.10.31現在）

①交付決定額（第1回募集） 19市38町村に対して約13.3億円

②第2回募集内示額（11月上旬交付決定予定） 2市9町村に対して約0.8億円

(4) 平成30年度概算要求額

1,070億円（事業費ベース2,140億円程度） ※補助率1/2

2 地方創生拠点整備交付金（平成28年度限りの措置）

(1) 事業概要・目的

地方版総合戦略に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に記載された自主的・主体的で先導的な事業と一体となって整備される未来への投資につながる施設の新築、増築及び改築等を支援

(2) 予算額（平成28年度第2次補正予算⇒平成29年度へ繰越）

900億円（事業費ベース1,800億円程度） ※補助率1/2

(3) 県内市町村の状況（H29.10.31現在）

①交付決定額（第1回及び第2回募集） 11市39町村に対して約30億円

②第3回募集内示額（11月上旬交付決定予定） 3市1町に対して約1.3億円

(4) 地域未来投資促進法との関係

地域の特性を活用して高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことができる地域経済牽引事業を促進するため、地方公共団体が地域経済牽引事業を支援する取組については、弾力措置^{*}を講じることとされている。

※弾力措置・・・申請事業数の上限（4事業）及びハード割合（1/2）の対象外
＜県内の状況＞

南信州広域連合が1事業（航空機産業集積化による地域イノベーションの創出事業 365万円）申請中（H29.11採択事業の決定予定）

※地域未来投資促進法に基づく基本計画の経済産業大臣の第1回同意は、南信州地域のほか、上伊那地域、塩尻市が受けている

2 自治体間連携について

(1) 連携中枢都市圏・定住自立圏

- ・連携中枢都市圏は1圏域（長野）、定住自立圏は6圏域（佐久、上田、八ヶ岳、伊那、南信州、北信）で形成
- ・国の制度が適用されない大北地域は、「北アルプス連携自立圏」を形成。人的支援のほか、連携協約に基づく取組に対し、4年間を限度に経費の1/2を交付
- ・同じく国の制度が適用されない木曾地域については、連携体制の構築に向けた人的支援を実施中

(2) 長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略について

【総合戦略における自治体間連携の位置付け】

※抜粋

4 人口減少下での地域の活力確保 ～確かな暮らしの実現～

(1) 確かな暮らしを支える地域構造の構築

(ウ) 質の高い行政サービスを効率的に提供する体制の構築

◇ 地域全体で人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む定住自立圏や、一定の圏域人口を有し活力ある社会・経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏など、自治体間連携の取組を市町村との研究会などを通じて促進します。

◇ 定住自立圏の中心市の要件を満たす都市がない地域について、市町村との研究会での検討結果を踏まえ、自治体間連携を支援します。

件 名**2 人口減少対策の推進**

- (1) 人口減少の抑制を図るため、「婚活、妊娠、出産、子育て支援」について、国の交付金等を活用する中で、更に一貫した支援を行うこと。
- (2) 未婚化・晩産化に伴う少子化の進行を抑制するため、町村と緊密な連携体制の元、県主導により結婚につなげるための移住支援、県内企業の協力推進、結婚支援情報の提供などのサポート体制を更に充実させること。
- (3) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」においても、政策展開「自然減への歯止め」の中で、「(1)結婚・出産・子育て」への支援として取り組むこととしている。また、国に対しては、地方創生の交付金及び少子化対策の交付金等により、地方の取組をしっかりと支援するよう要望してまいりたい。
- ・ 平成28年10月に開所した「長野県婚活支援センター（ハピナビオフィス）」を開設した。今後もセンターを中心として、市町村の相談業務に対する支援や、広域的な出会いの機会の拡大に努めてまいりたい。
- ・ 県内企業と連携し、「社内婚活サポーター」の設置を促進するとともに、企業間・異業種間交流を図るセミナー・交流会を実施してまいりたい。
- ・ 平成29年10月に「結婚・ライフプラン支援員」を配置し、企業の従業員を対象とした、結婚を含めたライフプランの形成を支援する出前講座を実施したい。
- ・ 移住促進策を効果的、かつ効率的に実施するため「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」を平成18年度に設立し、関係団体との連携により移住者の呼び込み態勢に取り組んできた。また、県内事業者から移住希望者等へ特典サービスを提供する「楽園信州移住応援企業」の制度を平成29年9月に開始したところである。更には、市町村の協力から、移住者が地域に溶け込むための相談・支援を行う「移住コンシェルジュ」の登録を進め、研修等により相談体制の充実を図ることで、移住者の確実な定着につなげていきたい。
- ・ 高齢者移住受け入れに係る財政負担については、全国知事会から「介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること」を国に要望しているところ。本県においても、都市部の高齢者移住が移住先自治体の負担増にならないよう、必要に応じて国へ要望してまいりたい。

参 考**1 国における「結婚、出産、子育て」等に対する支援**

- (1) 平成25年度に、地方が行う結婚、出産、子育ての切れ目ない取組に対して支援する「地域少子化対策強化交付金」制度を創設した。
- (2) 平成27年度補正予算以降は「地域少子化対策重点推進交付金」として、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援に対する取組を中心に支援している。

(3) 地方創生のための交付金においても、子育て支援の強化のための取組を支援している。

2 県の「結婚、出産、子育て」等に対する取組

(1) 一貫した支援体制の整備

- ①しあわせ信州創造プランにおいて、「活動人口増加プロジェクト」として、部局横断で自然増、社会増のための取組を行なっている。
- ②26年度に市町村との協働により子育て支援策の強化について検討をし、「長野県子育て支援戦略」をまとめた。
- ③子育て支援戦略や、ながの子ども・子育て応援県民会議^{*}での議論も踏まえ、「ながの子ども・子育て応援総合計画」＜平成27～29年度＞を策定。成長段階ごとの支援策を総合的に実施している。
- ④戦略及び計画に掲げた施策は概ね順調に進捗している。

(2) 結婚につなげるためのサポート体制の充実

- ①ながの出会い応援プロジェクトとして、平成25年度から「婚活サポーター制度」の構築、「婚活コーディネーター」の設置（H26～）、「ハピネスナビ信州」の開設、「婚活セミナー」の開催、「社内婚活サポーター」の設置（H27～）等により結婚支援に取り組んできた。
- ②平成28年10月、市町村や民間団体、企業等と連携し、オール信州で婚姻件数を増加させるための拠点として「長野県婚活支援センター」を開設した。センターでの取組は、市町村〔公的結婚相談所〕へのサポート、結婚支援情報の発信強化、県内企業との連携による企業間、異業種間交流の促進、婚活サポーターの養成等を行っている。
- ③県内の結婚支援に取り組んでいる団体により「ながの結婚支援ネットワーク」を構築、団体間の情報交換等により、地域を超えて結婚支援の取組を推進している。

3 県における移住交流者の受け入れ態勢支援等

(1) 総務省の「平成28年度の移住相談に関する調査結果」（H29.7.7公表）によると、全国の都道府県と市町村が受け付けた移住相談件数は約21万3千件と、前年度から約7万1千件増加しており、全国的に移住の関心が高まっている。

(2) また、近年は若い世代（20～40歳）の移住の関心が増加していることから、移住先を決める優先順位として、「就労の場」が最も高く、次いで「自然環境」「住居」の順となっている（「ふるさと回帰支援センター来場者アンケート調査」（平成28年）より）。

(3) 本県では、全国で唯一、三大都市圏全てに専任の移住相談員を配置し、相談体制の充実を図るとともに、Iターン登録制度、銀座NAGANOへのハローワーク機能の設置、「楽園信州空き家バンク」など、信州で「働くこと」「住むこと」に対する支援を実施。

(4) 県内への移住者が増えるに伴い、「地域への溶け込み」に苦労されたという体験談も伺っている。

4 高齢者の移住受け入れにおける現状等

(1) 国では、有識者会議を設け、都市部の元気な高齢者の地方移住施策「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の最終報告の取りまとめ及び公表を行った。（H27.12）

(2) しかし、高齢者は医療・介護の需要が大きく、都市部から地方へ移住した場合、

移住先自治体の負担増となることが懸念される。

国民医療費における65歳以上の占める割合:59.3%(H27国民医療費の概況(厚労省))

(3) また、地方が都市部の高齢者を受け入れ、適切な医療・介護サービスを提供するためには、人材の確保・定着も含めた、一層の体制整備が必要。

(4) H27年7月、全国知事会は、高齢者移住について「地方の負担増とならない、はっきりと目に見える形での制度改革が必要である」との緊急要望を国に実施。

(参考) 高齢者移住に関する課題の補足

- ・ 医療・介護では、高齢者が特養などの施設に移住した場合、移住元自治体が費用を負担する「住所地特例」ルールがあるが、施設入所を伴わない、高齢者の移住についてはルールが適用されない。
- ・ 医療・介護の地方自治体負担分については地方交付税措置されているが、高齢者が増え、医療や介護の全体額が増えると自治体の負担感が増す。

件 名

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させるよう国に対し働きかけること。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 働くすべての人が自らの能力を発揮し、人生を楽しむことができるための「働き方改革」を推進するとともに、長野県の特徴を生かした多種多様な働き方・暮らし方の創造・定着を図ること。特に、人口流出や移住定住促進の観点において、女性や若者の働く場の確保や環境整備を推進すること。

県の見解

- ・ 日本一創業しやすい県づくりを目標に掲げ、創業支援に取り組んでいるところ。現行の支援策が十分に活用されるよう、町村へのサポートを一層強化するとともに、創業・立地に向けての具体的な提案等があれば、国に対し要望してまいりたい。
- ・ また、産業立地の促進について、県外事務所に産業立地推進役を配置するほか、信州ものづくり産業応援成金等による支援を行っている。
- ・ 平成26年度に県が実施した商店街実態調査結果から、県としても商店街を取り巻く環境の厳しさは認識しているところ。国、県、市町村の役割分担も踏まえ、商店街振興を進めているところ。
- ・ 県では、「商店街共同活動支援事業」や「地域の特色を活かした商店街創造支援事業」、「『信州で始めるあなたのお店』応援事業」を実施し、町村と連携しながら商店街全体の活性化を図るとともに、空き店舗活用の取り組みを支援したい。
- ・ 多様な人材が能力を発揮し活躍するため、状況に応じた働き方が出来る環境整備は重要な課題であり、県としても短時間社員制度など、多様な勤務制度導入の企業への働きかけを実施している。また、制度の導入・実践や非正規社員の処遇改善などに取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証するなど、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。
- ・ 昨年2月には、労働局、経済団体、労働団体との連携により、働き方改革を推進するための推進会議を立ち上げ、各事業所での取り組みを推進するとともに、シンポジウムを開催した。
- ・ また、長野県で就職し暮らしていくことを支援するために、ジョブカフェ信州において、ハローワークと連携した若者の就職支援を行っているほか、民間事業者に委託をして、若者を正社員就職につなげる研修事業などを実施している。

参 考

- (1) 町村における創業・立地の取組 (58 町村の状況)
 - ①産業競争力強化法に基づく創業支援計画
(策定済 27 町村 策定予定 10 町村 策定予定なし 21 町村)
 - 国の支援策：創業促進補助金、登録免許税の軽減、信用保証枠の拡大
市町村に対し地域経済循環創造事業交付金、交付税措置等

②企業立地促進法に基づく基本計画（広域で策定 全町村策定済）

国の支援策：固定資産税等の軽減措置、低利融資等
誘致自治体に交付税で減収補てん措置

③改正地域再生法に基づく地域再生計画（策定済 46 町村 未策定 12 町村）

国の支援策：本社機能等移転企業に事業税、固定資産税軽減措置等
誘致自治体に交付税で減収補てん措置

(2) 県における創業・立地等の支援

①創業サポートの強化

日本一創業しやすい県づくりを目指し、創業・起業支援強化事業、サポートオフィス事業、専門家派遣事業等を実施。創業支援資金制度を拡充
(H28 年度 創業相談件数 509 件 専門家派遣件数 695 件)

②信州創業応援プラットフォームの創出 (H29 新規)

産学官金によるネットワークを構築し情報の一元化と全県的な機運醸成を図るとともに新たな支援策等を検討
(構成機関 65 機関／市町村 9、支援機関等 34、コワーキング 22)

③企業立地の促進

産業立地推進役の県外事務所への配置や信州ものづくり産業応援助成金による企業立地の支援等を実施
(H28 年度 企業立地件数 35 件 助成認定額 13 億 410 万円)

(3) 6次産業化の取組

①総合化事業計画認定件数 93 件

(全国第 3 位 (全国 2, 232 件. 平成 29 年 9 月末日現在)。認定件数の過半が、加工及び直売事業)

②農林漁業成長産業化ファンド活用事例 4 件

③平成 29 年度の取り組み状況

(ア) サポート活動事業

- ア 6次産業化相談窓口の開設による相談対応およびプランナーの派遣
- イ 企画推進員（県庁 1 名）及び地域推進員（東北信 1 名、中南信 2 名）による事業支援
- ウ 個別相談会の開催（4 回予定）

(イ) 研修会の実施

名 称	開催日・期間	目的及び内容	対象（参加人数）
商品力向上研修会	8 月 1 日～ 9 月 22 日 (全 3 回)	既存商品等の改善、アンケート調査等により売れる商品づくりを目指す	商品の改善や販路拡大を目指す認定事業者（3 事業者）
事業計画作成 研修会	9 月 1 日 ～1 月 23 日 (全 10 回)	経営マネジメント、資金調達方法等のカリキュラム研修により事業計画作成を支援	6 次産業化を目指す事業者および実践する事業者等 (23 事業者)
事業推進研修会	2 月上旬 予定	6 次産業化ファンドの仕組みや活用事例等の紹介により、大規模事業取り組みを推進	協議会員、J A ・市町村・県現地機関の担当者等

(ウ) 発信 P R 機会の創出と販路支援

アグリフード E X P O 東京 2017 (8 月 23 日～24 日 東京ビックサイト)

への出展支援（8事業者）

(エ) 6次産業化ネットワーク活動交付金（国庫）活用による商品開発、販路開拓、施設整備等支援

2 商店街の現況

①県が実施している商店街実態調査によると、商店街数は下げ止まったものの、空き店舗率は前回比0.3ポイント増加（悪化）した。

②景況感は、9割を超える商店街で「衰退」又は「停滞」と回答している。

〔概況〕平成26年度長野県商店街実態調査

区 分	H14	H17	H20	H23	H26	対 H23 増減 (増減率)
商店街数	325	279	260	242	241	△1 (△0.4%)
個店数 (空き店舗数を含む)	13,665	1,769	11,582	11,345	10,384	△961 (△8.5%)
空き店舗数	868	73	889	961	929	△32 (△3.9%)
空き店舗率	6.4%	6.2%	7.7%	8.5%	8.8	0.3ポイント

【参考】全国状況

年 度	H12	H15	H18	H21	H24	H27
空き店舗率	8.5%	7.3%	9.0%	10.8%	14.6%	13.2%

3 労働環境・雇用等の現況と取組について

(1) 長野県の現況

①長野県のパートタイム労働者を除く年間総実労働時間

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国	2047.2	2031.6	1976.4	2008.8	2006.4	2030.4	2018.4	2020.8	2025.6
長野県	2042.4	2035.2	1974	2010	2008.8	2030.4	2019.6	2035.2	2030.4

(毎月勤労統計調査)

②多様な勤務制度の企業への導入状況

	全国	長野県	東京都
テレワーク制度	4.8%	1.7%	4.7%
短時間正社員制度	14.8%	7.7%	32.1%

H26 雇用均等調査(厚労省)、地方創生と企業における ICT 利活用に関する調査研究(総務省)、H27 労働環境等実態調査(長野県)、H27 東京都男女雇用平等参画調査(東京都)

③長野県へのUターン就職率

Uターン就職率 (%)	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3 卒	H28.3 卒
	41.1	44.1	42.2	41.7	38.8	38.0	37.8

(労働雇用課他調)

④求人倍率 平成28年8月 : 長野県1.42倍、全国1.37倍

(2) 県における就業環境整備等への取組

①多様な働き方普及促進事業

仕事と家庭の両立と雇用の安定を進めるため、アドバイザーが企業を訪問し、多様な勤務制度導入を提案(H28.10.1 制度導入209社)。また、多様な勤務制度を導入・実践し、非正規社員の正社員化や処遇改善に取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証。(H28.10.1 33社認証)

②長野県働き方改革・女性活躍推進会議

経済団体、労働団体、労働局、県のトップを委員とする「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を立ち上げ、「オール信州」で取り組んでいく決意表明「信州働き方改革共同宣言」を確認（H28.2.4）。H28年度は県民の皆様に働き方改革について理解を深めていただくためのシンポジウムを開催予定。

③「一人多役」型地域社会づくり事業

個人が複数の役割を少しずつ担うことにより、生計を立てたり、生きがいを見つけたりすることができるような、長野県らしい「一人多役」型ライフスタイルを進めていくため、事例の掘り起こしや実践者のヒアリング調査を実施し、支援施策につなげるとともに、「一人多役」型の事例を発信。

④ジョブカフェ信州運営事業

40歳台前半までの若者の就職を、悩みの相談、就業支援セミナー、職業紹介等ワンストップで支援。松本（本所）、長野分室、上田サテライト（H28.6.1開設）に加え、10月23日銀座サテライト開設。（平成27年度利用者就職率64.1%）

⑤信州正社員チャレンジ応援事業

概ね39歳未満の若者を対象に、座学と職場実習を組み合わせた研修を通じた、正規雇用に向けた就業支援を実施。（H22～27年度実績。正規雇用就職者294人）

3 道州制反対

件名

1 道州制反対

道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないよう断固反対の立場に立ち、真の地方分権改革に取り組むこと。

県の見解

- ・ 県では、これまでも国に対し、道州制の慎重な対応について求めてきたところ。今後も引き続き、拙速な法制化が行われないよう、注視してまいりたい。

参考

1 道州制に関する主な経過

- H18. 2. 28 第 28 次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
- H24. 9 自民党道州制推進本部の「道州制基本法案（骨子案）」が示される。
- H24. 11 「自民党政権公約 2012」：道州制基本法制定、5 年以内の道州制導入
- H25. 7. 9 全国知事会議で「道州制の基本法案について」取りまとめ
- H25. 11. 26 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を説明
- H25. 12. 13 全国知事会は、「基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹に係る事項が、依然として道州制国民会議に丸投げされている。本会要請の各項目を基本法案に明確に反映すること」と回答
- H26. 2. 19 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を送付
- H26. 2. 25 全国知事会は、「今後の基本法案の検討に当たっては、本会の意見を明確に反映すること」と回答
- H26. 5. 8 全国知事会長及び地方行政体制特別委員長の連名で、道州制推進基本法案の理念などを明確にするよう自民党に要請
- H27. 7. 30 自民党道州制推進本部は、総会において「道州制基本法案」の国会提出を当面見送る方針を了承
- H28. 4. 26 自民党道州制推進本部は、総会において、道州制基本法案をめぐる党内議論を再開する方針を了承

2 県の取組

- H25. 4. 19 道州制に関する庁内ワーキンググループを設置
これまでに 8 回開催、必要に応じ大森県政参与からのアドバイス
- H25. 7. 8 全国知事会議で、「道州制基本法案（骨子案）への意見」を表明
①「道州制ありき」の基本法案には反対 ②まず国のあり方を明確にすべき ③地方分権改革を徹底すべき ④地方分権に逆行する市町村の強制合併 ⑤道州制の姿についての国民的議論を十分にすべき
- H26. 4. 10 本県を含む 8 県知事連名で、道州制への慎重な対応を与党へ要請
- H26. 5. 27 県関係国会議員との懇談会において、県内地方六団体が共同で、道州制への慎重な対応を要請

4 地域公共交通対策の推進

件名

1 地域広域・幹線バス路線の確保

地域交通の確保のための「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線の補助金減額措置や、地域内バス路線の補助上限額を撤廃するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じるよう国に対して働きかけること。

2 地域公共交通対策の充実

地域の創意工夫が活かされ、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組めるよう、中山間地域等においてその地域の実情を踏まえて柔軟な対応ができるよう制度の改善や財政支援策を充実するよう国に対して働きかけること。

3 地域交通における鉄道の利便性向上

J R各社が駅無人化を進める中で、地元町村は独自に駅員を配置する等、利活用の促進に努めているが、町村個々の対応や沿線町村の連携だけでは限界があることから、県としても積極的に関与するとともに、県全体としての活性化対策への取り組みや財政的支援を充実すること。

また、地域の実情を踏まえる中で、生活・観光拠点間における移動時間短縮や便数の増加など、鉄道の利便性向上を図るよう、連絡協議会などを通じ、更にJ R各社に働きかけること。

県の見解

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業については、広域・幹線バス路線に対する補助金減額措置や地域バス路線における市町村毎の補助上限額の設定など、必要な支援が受けられておらず、制度改善が必要と認識。
- ・ 県内の中山間地域では、タクシー輸送や自家用車有償輸送などの活用により、地域交通が確保されている中で、それらに対する市町村の地方財政措置等が講じられていない課題があると認識。
- ・ 国に対し、制度改善や財政支援措置等に向けた要望を行ってきたところであり、今後も、各団体の意見に耳を傾け、市町村の皆様方とともに国に対して働きかけてまいりたい。
- ・ 昨年度から地域交通ベストミックス構築事業を創設し、車両購入や実証運行に対する支援に加え、交通アドバイザーの派遣を行っている。今後とも、市町村の地域交通に対し支援をしてまいりたい。
- ・ 無人化駅においては、住民の利便性確保の観点から、市町村の費用負担により駅員が配置されている状況である。県としても、沿線市町村や関係団体等と歩調を合わせて、鉄道路線の維持存続、活性化に向けた取り組みを進めて行くと同時に、J R連絡調整会議等を通じて、利便性向上の要望をしていきたい。
- ・ 「元気づくり支援金」などを活用して、駅周辺の活性化やイベント列車の運行など地域における鉄道の利用促進に向けた取り組みに対して、引き続き支援してまいりたい。

参 考

1 地域公共交通について

地域交通の確保については、国庫補助事業である「地域公共交通確保維持改善事業」により、広域・幹線バス路線（地域間幹線バス路線）と、それら幹線ネットワークと接続する路線（地域内フィーダーバス路線）等の運行に対して、運行欠損費の1/2が補助されているが、各々、乗車密度による減額措置や上限額設定による減額措置が行われている。

【地域間幹線バス路線に対する国庫補助実績（見込）】

路線の平均利用者数を示す乗車密度が5人未満の場合、補助額が減額される。

（単位：百万円）

年度	補助路線数		所要額 A	補助内定額 B	補助交付率 B/A(%)
		うち、減額路線			
H27	29	15（全体の約52%）	163	136	83.4
H28	29	14（全体の約48%）	207	174	84.0
H29	29	15（全体の約52%）	198	162	81.8

【地域内フィーダーバス路線に対する国庫補助実績（見込）】

市町村ごとに設定されている補助上限額により、補助額が減額される。

（単位：百万円）

年度	補助市町村数		所要額 A	補助内定額 B	補助交付率 B/A(%)
		うち、上限超過市町村数			
H27	39	23（全体の約60%）	563	310	55.1
H28	39	29（全体の約74%）	550	267	48.6
H29	39	30（全体の約77%）	504	198	39.4

○県では、地域の実情に即した持続可能な地域交通システムへの再構築を図るため、平成25～28年度まで「地域交通システム再構築促進プロジェクト事業」を実施し、中山間地域等の市町村等に対して必要な支援を実施してきた。

○昨年度には、県で「地域交通ベストミックス構築事業」を創設したところであり、車両購入や実証運行に対する支援に加えて、交通アドバイザーの派遣も実施している。

〈地域交通に関する県の直近の取組〉

項目	事業内容
地域交通システム再構築促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 交通体系を見直す際の手法等を紹介する「ハンドブック」を作成（H25） 交通に係る課題解決の実践的手法等を学ぶために「セミナー」を開催（H25）
地域交通システム再構築促進モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等と協働して効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築に向けたモデル事業を実施（H25～H28） 取組実績：木曾町、喬木村、阿南町など7団体
地域交通ベストミックス構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域交通の最適化に向けた取組を進める市町村に対する補助や、地域交通に知見のある交通アドバイザーの派遣を実施（H28～）

2 県内における鉄道の現況

○平成 24～25 年にかけて、J R 東海では中央西線と飯田線の一部の駅を無人化
平成 26 年には、J R 東日本が駅舎改修に合わせて上今井駅を無人化

路線名 (無人化時期)	J R が職員を引き上げた駅 (H24～のみ記載)	
	市町村が簡易委託駅とした駅	無人になった駅
中央西線 (H24. 10 実施)	上松 (上松町) 南木曾 (南木曾町)	—
飯田線 (H25. 4 実施)	市田 (高森町) 伊那大島 (松川町) 飯島 (飯島町) 駒ヶ根 (駒ヶ根市) 伊那松島 (箕輪町)	平岡 (天龍村) (H24. 4) 鼎 (飯田市) 元善光寺 (飯田市) 沢渡 (伊那市) 伊那北 (伊那市)
飯山線 (H26. 8 実施)		上今井 (中野市)

◇県内の各鉄道路線 (J R は計 7 路線) には、県や沿線市町村等からなる同盟会・協議会が組織^{※1}されており、J R への要望活動や利用促進に向けた取組を行っている。(※ 1 : 信越本線については大部分が三セク化されたため協議会解散) 県は各同盟会・協議会において、積極的な役割を担っている。

路線名	役職	路線名	役職
飯田線	副会長	篠ノ井線	副会長
中央東線	会長	大糸線	副会長
中央西線	顧問	飯山線	副会長
小海線	顧問・副会長		

◇元気づくり支援金の活用状況

(単位：千円)

年度	路線名と活用例	事業費	補助額
H25	小海線・信越本線・飯山線・飯田線・長野電鉄 (観光 P R、イベント列車の運行、駅や駅前の美化 等)	24, 740	12, 851
H26	小海線・篠ノ井線・信越本線・飯田線・しなの鉄道・長野電鉄 (周年記念事業、イベント列車の運行、ラッピング電車 等)	40, 306	26, 644
H27	小海線・篠ノ井線・飯田線・しなの鉄道 (周年記念事業、H P 運営や利用実態調査、イベント列車 等)	23, 046	15, 293
H28	小海線・篠ノ井線・飯田線・大糸線・上田電鉄 (周年記念事業、イベント列車の運行、H P 作成 等)	17, 963	10, 200
H29	小海線・飯田線・大糸線・上田電鉄 (イベント列車の運行、ウォーキングイベント実施 等)	19, 587	11, 097

重点項目

5 教育環境の整備

件名

1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるようにするため、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員の配置により充実を図ること。
- (2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じるとともに、教職員の定数改善を国に対して働きかけること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) ICT教育について、ICT活用指導力向上のための研修の充実等により教員の育成を図るとともに、ICT活用指導力を有する教員の配置は、地域バランスを考慮して行うこと。併せて、ICT利用の急速化に伴い、青少年に対する情報モラルの教育・指導を更に促進すること。

県の見解

- ・ 複式学級については、県独自で加配をして解消に努めている。専科配置や教員加配も含め、国の定数改善が必要であり、引き続き国に対して要望していく。
- ・ 正規教員の配置については、急増させるのは難しいが、正規教員の配置充実に向け、引き続き取り組んでまいりたい。
- ・ スクールカウンセラーの役割は重要であり、拠点校、配置時間の拡充などを行っているところ。生徒指導上の課題に応じて傾斜配当による時間の割り振りや、学校内の相談体制の充実を図り、引き続き人材確保、資質向上、配置の拡充に努めてまいりたい。
- ・ 教員のICT活用能力の向上が必要と認識している。今後、計画的な配置ができるよう人材育成に取り組んでまいりたい。
- ・ 青少年に対する情報モラルの教育・指導には、「性被害防止教育キャラバン隊」を拠点校方式により派遣して実施してきた。全中学生に対してより効果的に性被害防止教育、情報モラル教育が深められるよう研究を進めてまいりたい。

参考

1 複式学級、教員配置基準の現況

- (1) (学級編制の標準) 標準法第3条第2項
- (2) 複式学級編制規準 [連級]

	標準法	県基準
小学校	・1年生を含む場合 8人以下 ・その他 16人以下	・全学年8人以下
中学校	・全学年 8人以下	・標準法に同じ

[飛び複式学級]

	標準法	県基準
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 一方の学年の人数が 1年生を含む場合 4人以下 その他 8人以下 	<ul style="list-style-type: none"> 全学年 4人以下
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 全学年 4人以下 	<ul style="list-style-type: none"> 標準法に同じ

※ H29年度の複式学級緩和状況 全県 40校 62学級

(3) 教員配当基準 (H9.4.1 県が基準を定める)

学級数 ※1	小学校					中学校					
	校長	教頭	担任	専科	合計	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1		3	1	1	1			3
2	1	1	2		4	1	1	2	2		6
3	1	1	3		5	1	1	3	4		9
4	1	1	4		6	1	1	4	3		9
5	1	1	5		7	1	1	5	3		10
6	1	1	6	1	9	1	1	6	3		11
7	1	1	7	1	10	1	1	7	4		13
8	1	1	8	1	11	1	1	8	5		15
9	1	1	9	1	12	1	1	9	5		16
10	1	1	10	1	13	1	1	10	6		18
11	1	1	11	1	14	1	1	11	6		19
12	1	1	12	1	15	1	1	12	6		20
13	1	1	13	1	16	1	1	13	6	※2	21

※1 学級数は、通常の学級 + 特別支援学級数

※2 中学校生徒指導は、実学級数（県基準）により 16学級以上校に 1 配置

(4) 学級編制基準と専科教員の配置

①小学校 全学年 35 人（1 学年は国基準、2～6 年は県基準）

専科教員は、40 人基準の学級数に対応して配置する。

②中学校 全学年 35 人、専科教員は、実学級数に対応して配置する。

(5) 臨時的任用ではなく正規教員の充実

【H29.5.1 現在】 正規教員数：10,307 人 臨時教員：1,542 (9.5%)

年度	正規教員 (A)	臨時教員 (注)	内 訳			講師比率 (%) B/A+B
			産・育休 補充	休職・療休 ・介休補充	国加配 欠員補充等 (講師) (B)	
H24	10,656	1,570	451	61	1,058	9.0
H25	10,540	1,613	424	78	1,111	9.5
H26	10,525	1,623	411	83	1,129	9.7
H27	10,508	1,575	413	68	1,094	9.4
H28	10,439	1,527	430	59	1,038	9.0
H29	10,307	1,542	404	62	1,076	9.5

(注) 臨時教員は、講師、養護助教諭及び栄養教諭の育休代替職員の内

※H30年度新規採用数（予定） 教諭 327 名 + 養護教諭 22 名 + 栄養教諭 7 名

2 特別支援教育支援員、児童生徒支援加配の現況等

(1) 「特別支援教育支援員」に係る措置

・小・中学校の学校数を測定単位として、平成 29 年度は小学校 1 校当たり約 181 万円、中学校 1 校当たり約 103 万円が基準財政需要額に算入されている。

1 校当たり単位費用	平成 26 年度	小学校 1,701 千円	中学校 1,203 千円
	平成 27 年度	小学校 1,795 千円	中学校 1,152 千円
	平成 28 年度	小学校 1,986 千円	中学校 1,157 千円
	平成 29 年度	小学校 1,813 千円	中学校 1,028 千円

平成 28 年度は、66 市町村 3 学校組合で、978 人配置。

(2) 児童生徒支援加配

①制度の根拠法

義務標準法及び同法施行令で、文部科学大臣が定める「指導方法の工夫改善」の加配を活用して配置

②地域事情を考慮した特別加配

ア 児童生徒支援

- ・外国籍児童生徒支援 12 校
- ・発達障害・重度障害支援 24 校
- ・問題行動支援 22 校
- ・不適応支援 34 校

イ 不登校等児童生徒支援 非常勤 56 校

ウ 日本語指導教室 27 校

(4) LD等通級指導教室 35 校、39 学級

(5) 複式学級解消 62 学級

3 スクールカウンセラー制度

(1) スクールカウンセラーの制度の根拠、概要、現況

①「スクールカウンセラー事業」は、国の「スクールカウンセラー活用事業」の補助（補助率 3 分の 1）を受けて実施。

②心の専門家として、学校において、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行う。また、関係機関との連携支援及び連携に関わる助言・援助を行う。

③スクールカウンセラーの配置（H29 年度）

拠点中学校 102 校を定め、対象中学校（拠点中近隣の中学校）82 校及び対象小学校 273 校にスクールカウンセラーを配置。

また、4 教育事務所に配置したスクールカウンセラーは、要請に応じて全ての高等学校、特別支援学校 18 校に対応している。

スクールカウンセラー (全中学校と拠点校区内の小学校に対応)	対象小学校	対象中学校	拠点中学校	高等学校	特別支援
	273 校	82 校	102 校	82 校	18 校

* 拠点中学校、対象中学校に義務教育学校を含む

・緊急時には学校からの要請に応じ、全公立学校にスクールカウンセラーを緊急派遣する。

(2) H27年度から配置時間の拡充を図り、学校内での相談体制の整備を推進

①高校における派遣時間の拡充

カウンセリング時間（一校あたり）

H26年度 2H/月 → H27年度～ 5H/月

②拠点校への配置

H26年度 89人→H27年度 95人→H28年度 99人→H29年度 102人

4 「特別支援教育支援員」の配置について

小・中学校において、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置ができるよう、平成19年度から必要な経費が国から市町村に対して地方財政措置されている。

具体的には、小・中学校の学校数を測定単位として、平成28年度は小学校1校当たり約181万円、中学校1校当たり約103万円が基準財政需要額に算入されている。

1校当たり単位費用	平成26年度	小学校 1,701千円	中学校 1,203千円
	平成27年度	小学校 1,795千円	中学校 1,152千円
	平成28年度	小学校 1,986千円	中学校 1,157千円
	平成29年度	小学校 1,813千円	中学校 1,028千円

平成29年度は、67市町村3学校組合で、1,039人配置

5 ICT活用指導力及び情報モラル向上について

(1) 県教育委員会が実施している研修等は下記の通りである。

①ICTシンポジウムの開催（H26 12月：青木小、H27 11月：箕輪中、H28 9月：白馬中 H29 11月 喬木第一小、第二小、喬木中）

※学校の機器整備や環境整備を基にした授業改善について学ぶ研修

②ICTセミナーの開催（H27 1月、H28 1月、H29 6月：総合教育センター）

※教員のICT活用指導力向上のための研修

③情報推進研究委員（PICT委員会）による授業公開

H27：辰野西小(9/29)、白馬中(10/8)、喬木第一・第二小(11/25)

H28：辰野西小(10/25)、南宮中(11/1)、西箕輪中(11/14)、喬木第一・第二小(11/25)、青木小(11/30)

H29：須坂市立東中(10/30)、白馬中(11/8)、佐久穂中(未定)

④ICT活用指導力向上に資する「ICTハンドブック長野県版」を作成し各校へ配布(H29/5月)

⑤総合教育センターにおける研修講座（ICT活用について学ぶ講座：59講座）

※県教育委員会では、文部科学省と「次世代の教育情報化推進事業」の委託契約を結び、教員のICT活用指導力向上を目的とする「長野県版ICT教員研修プログラム」を研究・開発して、県下への普及をめざしている。

(2) 平成27年度文科省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」から「教員のICT活用指導力」の状況及び研修を受講した教員の割合

教員のICT活用指導力の状況	小学校		中学校	
	長野県	全国	長野県	全国
教材研究・指導の準備評価等にICTを活用する能力	80.4%	83.3%	81.7%	79.7%
授業中にICTを活用して指導する能力	67.6%	74.4%	68.0%	67.2%
児童のICT活用を指導する能力	59.3%	68.8%	61.0%	59.3%
情報モラルなどを指導する能力	74.1%	81.3%	74.5%	74.5%
校務にICTを活用する能力	73.6%	78.6%	77.5%	76.1%
研修の受講状況	60.4%	42.6%	44.3%	31.6%

(3) 青少年に対する情報モラル教育

「性被害防止教育キャラバン隊」の派遣

- ①性被害の状況、性被害防止に関連する情報モラル教育の指導実績がある専門家等で構成した「性被害防止教育キャラバン隊」を、郡市毎中学校に派遣（拠点校方式）。併せて、インターネットの適正な利用方法を呼びかけるリーフレットを作成し、中学1年生全員に配布した。
- ②「性被害防止教育キャラバン隊」の公立中学校への派遣実績
H27年度：2回、H28年度：4回、H29年度：17回（H29年9月末現在）

件 名

2 特別支援教育等の充実

- (1) 「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。
- (2) 特別支援学校等施設の現状に沿った施設整備や、送迎バスの運行地域の拡大や始業時間の見直し等による保護者の負担軽減など、その地域の実情に沿った特別支援教育環境を充実させること。

県の見解

- ・ 特別支援学級の教員配置基準の拡充や特別支援教育支援員の配置については、国の基準により配置しているが、県では個別の事情に応じ弾力的な運用をしているところ。引き続き、定数改善等に向け要望してまいりたい。
- ・ 国では、小中学校における医療的ケアの充実に向け、平成 28 年度に小中学校への看護師配置に対する補助制度が創設され、本県でも希望市町村において制度を活用しているが、看護師の確保の課題もあるので、引き続き支援していきたい。
- ・ 施設整備については、児童生徒数の増加に対応した教室は確保してきたが、引き続き環境整備に努めてまいりたい。
- ・ 送迎バスについては、保護者等の要望を踏まえ、引き続き利便性の確保に努めてまいりたい。
- ・ 個別に対応が必要なケースについては、地域の実情や保護者等の意見をしっかりお聞きし、できる限り対応してまいりたい。具体的事例等があれば相談いただきたい。

参 考

1 特別支援学級の教員配置基準について

- (1) 制度の根拠法 学校教育法第 8 1 条、義務標準法第 3 条、4 条、5 条
- (2) 概要、現況

(参考) <平成 29 年度特別支援学級の状況> (平成 29 年 5 月 1 日) (単位: 学級)

区分	知的障害	自情障害	難聴	弱視	肢体不自由	病弱	合計
小学校	348	514	5	0	3	5	875
中学校	179	275	3	0	1	6	464
合計	527	787	8	0	4	11	1,339

<増減状況> 5 年間で 287 学級の増加

年度	閉級			新增設		
	知的障害	自情障害	院内他	知的障害	自情障害	院内他
H24	19	8	2	21	57	2
H25	17	14	1	18	46	1
H26	19	15	2	21	58	1
H27	13	18	0	33	53	10

H28	25	17	3	20	66	2
H29	32	23	1	27	77	3
計	125	95	9	140	357	19
			差	15	262	10

特別支援学級の県設置基準は、原則、当該特別支援学級の対象となる児童・生徒数を教育上の効果を考慮し、小・中学校とも1学級3人以上8人以下としている。しかし、2人以下であっても、状況を考慮し弾力的な運営に努めている。

2 小中学校における医療的ケアの実施について

(1) 制度の根拠法

○社会福祉士及び介護福祉法の一部改正（H23.9改正）

- ・一定の研修を受けた職員が、看護師の指導の下、痰の吸引等の医療的ケアができる。

○「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（H23.12.20）

- ・小中学校においては、その体制上、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。

(2) 小中学校における医療的ケアの充実について

○「特別支援教育専門家（看護師）配置事業」（文部科学省 H28年度～）

- ・小中学校における医療的ケアの実施のための看護師配置などに要する経費に対する補助事業（国 1/3、市町村 2/3…2/3 は地方交付税により措置）

（参考）＜平成28年度、小中学校における医療的ケアの状況＞

- ・対象者 : 小学校 13人 中学校 5人
- ・医ケア実施者 : 看護師 11人 保護者 4人 本人 3人

3 放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）について

(1) 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに関して、下記のとおり補助を行っている。

①放課後児童クラブ支援事業（障がい児受入推進事業）

放課後児童クラブで障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する支援員等を配置する場合に補助する。

補助率 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 補助基本額 1,796千円

補助対象 139クラブ《H28》

②放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

既存の放課後児童クラブで障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入等を行う場合に補助する。

補助率 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 補助基本額 1,000千円

補助対象 0《H28》

③放課後児童クラブ障がい児受入強化推進事業

放課後児童クラブで3人以上の障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する支援員等を1人以上加配する場合に補助する。

補助率 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 補助基本額 1,796 千円

補助対象 14 《H28》

- (2) 放課後子ども教室の推進事業においては、特別な支援を必要とする子どもたちに対し放課後等の支援活動を行う場合、次の費用を当該教室の実施・運営経費に含めることができる。

特別支援サポーターの配置 謝金単価 1,080 円(1時間当たりの上限額)
《H27 より対象経費に追加》

【参考】放課後子ども教室推進事業 補助率 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3

4 特別支援学校等施設の整備状況について

(1) 施設整備について

特別支援学校の施設整備については、老朽化等を認識した上で、昨年度からそれ以前の3倍以上の予算を確保し、計画的な整備を進めているところである。厳しい財政状況下で、全ての要望に応えられる状況にはないが、実情を把握し、必要性・緊急性等を踏まえ対応している。

(2) 保護者の負担軽減について

①スクールバスについて

○現在、スクールバスは12校で34台を配車し運行しており、30年度は中信地区再編整備計画に基づき、新たに寿台養護学校に2台配車し、運行を行う予定である。

○運行地域の拡大については、各校において保護者の要望等も踏まえ、対応しているところであるが、地域の拡大は、児童生徒の乗車時間が延びることにつながることも懸念される場所である。

○今年度スクールバスを利用している児童生徒は、761人(昨年度804人)であるが、距離的に困難な場合などやむを得ない場合を除き、通学時間は可能な限り短くすべきと考えている。

②始業時間の見直しについて

○特別支援学校の始業時間は、各校でそれぞれ設定しているが、いずれも午前9時頃となっている。

○特別な支援を必要とする児童生徒の受入れは、学校としても態勢を整えた上で受け入れることが必要。

○始業時間を8時30分とした場合、終業時間もその分繰り上げる必要もでてくる。

○また、始業前の受入れのために新たに職員を確保する場合、財政負担や、人員と、その専門性の確保といった課題もある。

件 名

3 教育施設等の充実

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。
- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。
 また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国へ求めること。

県の見解

- ・ 非構造部材の耐震化について、人的被害等の影響面から優先度を検討し、速やかな対策を実施していただいているが、引き続き実施していただきたい。県としては、国に対し、支援措置の継続や充実を働きかけていくとともに、交付金の活用等に関して、助言や情報提供を行ってまいりたい。
- ・ H25 に創設された長寿命化改修は、改築と比べて工事費が大幅に削減でき、設置者にとってメリットが大きく、国も優先採択している。引き続き、市町村への情報提供や周知に努めてまいりたい。
- ・ 国に対しては施設整備に係る予算の確保について要望をしており、あわせて補助単価についても近年は増額傾向にあるが、引き続き増額に向け働きかけてまいりたい。

参 考

【教育施設の耐震化の現況等】

1 構造体の耐震化の現況（非木造） （平成 29 年 4 月 1 日現在 文部科学省調査）

区分	全棟数 A	耐震性が ない又は未診 断の棟数 B	耐震化率 (%)			全国順位 ()内は H28 の 順位
			上段：長野県 () 内全国平均		対前年増 減	
			H28. 4. 1	H29. 4. 1 (A-B)/A		
幼稚園	10	1	77.8 (91.0)	90.0 (92.9)	12.2 (1.9)	34 (42)
小中学校	2,572	6	99.2 (98.1)	99.8 (98.8)	0.6 (0.7)	16 (23)

2 非構造部材の耐震化の現況 （平成 29 年 4 月 1 日現在 文部科学省調査）

区分	屋内運 動場等 全棟数	吊り天井を有する棟数		吊り天井 を有して いない棟 数	吊り天 井の対 策実施 率 (%)	対策実施率 全国順位 ()内は H28 の順位
		対策 実施済	対策 未実施			
幼稚園	0	0	0	0	—	—
	101	20	10	10	90.1	
小中学校	661	91	66	25	96.2	32 (34)
	32,671	2,024	1,084	940	97.1	

※上段：長野県 下段：全国

3 学校施設の防災機能に関する実態調査から(平成 29 年 4 月 1 日現在 文部科学省調査)
(校、%)

年度	区分	避難所指定学校数	備蓄倉庫	断水時利用可能トイレ	通信装置	自家発電設備	飲料水の確保
H29	小中学校数	525	382	232	433	311	381
	小中整備率	—	72.8	44.2	82.5	59.2	72.6
	全国平均	—	74.0	51.3	78.8	53.1	67.6

4 財政支援制度

構造体の耐震化

○学校施設環境改善交付金

耐震補強 補助率 I_s 値 0.3 未満は $2/3$ I_s 値 0.3 以上は $1/2$

* $2/3$ 及び $1/2$ の嵩上げ措置は現在のところ平成 32 年度末終了予定。

○学校教育施設等整備事業債

起債充当率 75% (本来分)、元利償還金に対する交付税算入率 70%

起債充当率 15% (財対分)、元利償還金に対する交付税算入率 50%

非構造部材の耐震化

○学校施設環境改善交付金

防災機能強化事業 補助率 $1/3$ 下限額 400 万円 上限額 2 億円

非構造部材の耐震化(天井材、照明器具、内壁・外壁等の落下防止工事)

○学校教育施設等整備事業債

- ・非構造部材の耐震化の内、吊り天井等の落下防止対策

起債充当率 75% (本来分)、元利償還金に対する交付税算入率 70%

起債充当率 15% (財対分)、元利償還金に対する交付税算入率 50%

- ・吊り天井等の落下防止対策以外の非構造部材の耐震化

起債充当率 75% (本来分)、元利償還金に対する交付税算入率 50%

防災機能強化

○学校施設環境改善交付金

防災機能強化事業 補助率 $1/3$ 下限額 400 万円 上限額 2 億円

備蓄倉庫、給水槽、屋外便所、自家発電設備整備、避難経路や外階段の設置等

○学校教育施設等整備事業債

起債充当率 75% (本来分)、元利償還金に対する交付税算入なし

5 国の方針

○致命的な事故が起こりやすい体育館等の天井等に対する点検については、遅くとも平成 26 年度までに学校設置者が責任を持って総点検の完了を目指し、対策については、平成 27 年度までの完了を目指して取り組む。

また、その他の非構造部材の対策については、人的被害等の影響度から対策の優先度を検討し、速やかに実施する。

【教育施設の老朽化の現況等】

1 現状

昭和 40 年代後半から 50 年代にかけての児童生徒急増期に多くの学校施設が整備されており、築 25 年以上で改修を要する施設は全国で 7 割にも及んでいる。非木造施設は建築後 45 年程度で改築されており、現在は昭和 40 年代前半に建築された建物が改築の対象となっているが、今後、昭和 40 年代後半以後に建築された建物が改築時期に入り、改築件数はピークを迎えて老朽対策に多額の費用が掛かる見込みである。

2 国の対応

平成 25 年度から長寿命化改良事業を創設し、コストを抑えながら建替えと同等の教育環境を確保する長寿命化改修を推進。

○具体的な改修内容

構造区分に応じた劣化対策（RC 造・CB 造はコンクリートの中酸化対策、鉄筋の腐食対策、鉄筋のかぶり厚さの確保のいずれか、S 造は鉄骨の腐食対策、接合部の破損の補修のいずれか、W 造は構造体の腐食対策）やライフラインの更新

○効果

現行では 45 年程度で改築のところ、通常の改修よりグレードの高い改修を行うことにより 70～80 年程度使用することが可能。構造体の工事が少ないため改築よりも工事費が安価で、工期も短く、廃棄物も少ない。

3 財政支援制度

○学校施設環境改善交付金・長寿命化改良事業（H25 創設） 補助率 1/3

下限額 1 校あたり 7,000 万円（面積 800 m²以下の小規模校 1000 万円、幼稚園 400 万円） 上限なし

※築 40 年以上の建物が対象

・大規模改造（老朽） 補助率 1/3 下限額 7,000 万円（面積 800 m²以下の小規模校は 1000 万円） 上限額 2 億円

※築 20 年以上の建物が対象

○学校教育施設等整備事業債

・長寿命化改良事業

学校教育施設等整備事業債

（起債充当率 75%、元利償還金に対する交付税算入 70%）

財源対策債（起債充当率 15%、元利償還金に対する交付税算入 50%）

・大規模改造（老朽）

学校教育施設等整備事業債

（起債充当率 75%、元利償還金に対する交付税算入なし）

件 名**4 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援**

- (1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、職業高校については、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりをすること。
- (2) 今後新たに高校再編等を検討する場合は、第1期長野県高等学校再編計画後の高校教育の現状を分析のうえ、地元関係自治体と十分協議すること。特に、高校は地域の人材育成の中核を担っており、各地域における当該学校の位置づけを踏まえ、必ず地元の意見を聞き理解を得たうえで実施すること。
- (3) 県立高校において、学習に適した環境整備に対する財政措置の拡充を図ること。特に生活様式の変化等に対応した冷暖房環境の整備や、老朽化している設備等の修復を推進すること。

県の見解

- ・ 地域高校については、現状に応じた教員加配や地域高校教科の活動支援など、地域や学校からの声をお聞きし、協力しながら必要な支援をしてまいりたい。
- ・ 職業高校については、「長野県産業教育審議会」からの答申を踏まえて、教育施策を検討してまいりたい。
- ・ 「学びの改革」では、高校再編のみではなく、「新たな教育の推進」と「新たな高校づくり」を一体的に取り組んでいく。再編は、個別の高校を対象とするのではなく、地域全体及び県全体の高校の将来像を検討することとし、地域懇談会等で議論を進めることとしている。
- ・ 今後も、生徒や保護者・地域住民等、広く県民の声や市町村等の意見を聞きながら、問題点、課題等を明確にして、県民の声が反映されるよう検討を進めてまいりたい。
- ・ 県立高校の施設については、生徒の学習活動、生活の場であることを念頭に、緊急度や危険度の高い箇所を、平成28年度からの3年間で集中的に改修していく。
- ・ 冷暖房環境の整備については、保健室へのエアコン設置を6か年計画で実施してきた。耐震化については、第2期県有施設耐震化整備プログラムに基づき、取り組んでいく。

参 考**【地域高校への取組及び高校再編について】****1 地域高校に関する取組について**

地域高校が、地域の人材を育成する場として重要な役割を果たしているとの認識で、広く県民の皆様の意見をお聞きしながら、再編を進めてきた。

2 地域高校への支援について

県教育委員会として、地域高校を支援するために、地域高校の現状に応じて教員の加配を行っている。また、地域高校とPTA等が中心となって組織している「地域高等学校協会」の活動を支援し、課題の把握や解決策の検討に努めている。

さらに、生徒の募集が定員を大きく下回った場合には、学校とともに地域に入り、

生徒募集の改善が図れるよう支援を行っている。

3 職業高校に関する取組について

従来から職業教育を主として担ってきた専門学科の改善・充実に加え、地域の要望を踏まえてキャリア教育に重点を置いた総合学科高校を県内4地区に設置した。

H12年度：塩尻志学館高校 H19年度：中野立志館高校、丸子修学館高校

H21年度：蘇南高校 H27年度：佐久平総合技術高校臼田キャンパス

・再編統合に合わせて、産業構造の変化に対応した柔軟な人材育成のため、学科間の連携を主とした総合技術高校づくりを進め、平成25年度に飯田OIDE長姫高校、平成27年度に須坂創成高校、佐久平総合技術高校を設置した。須坂創成高校は地域の要望により地域産業の得意分野を重視した工業科を新設し、地域産業界が教育の一端を担うデュアルシステムを導入している。

4 高校再編の実施計画策定について

○ 次期高等学校再編計画「学びの改革」推進スケジュール（概要）

H27年度	産業教育審議会から「審議のまとめ（答申）」提出（10月） 将来像検討委員会から「審議のまとめ」提出（3月） 関係団体との懇談会、県民アンケート、高校生による熟議等の実施
H28年度	高校長会との協議、パブリックコメント、若手教員・高校生との意見交換 「学びの改革 基本構想」策定（3月）
H29年度	地域懇談会 産業界、大学、中学生、中学校長会等との意見交換 『「学びの改革 実施方針」策定に向けて』の公表（11月予定） 地域懇談会 産業界、大学等との意見交換 「学びの改革 実施方針（案）」の公表（3月予定）
H30年度	パブリックコメント等の実施、「学びの改革 実施方針」策定（9月予定） 旧通学区ごと地域協議会等を立ち上げ、まとまったところから具体的な再編計画を策定

【高校における学習環境の整備について】

1 現況

高校再編による校舎整備や校舎の耐震化を最優先に進めてきたため、「大規模改修」「改築」が実施できず、県立高校の施設は建築から年数の経過した校舎等の劣化が進んでおり、緊急に修繕が必要な箇所が年々増加し、修繕要望も増えている。

2 県の対応

- ・施設の劣化による雨漏りや外壁の剥離落下等重大かつ危険な事例が発生し、増え続ける修繕要望に対して、維持補修費を27年度比約3倍の予算措置をして、緊急度や危険度を考慮した優先度評価を行い、優先度の高い箇所から3年間（H28～H30年度）で集中的に改修している。
- ・校舎の耐震化については、28年度で完了したが、現在も第2期県有施設耐震化整備プログラムに基づき、
- ・第2期高校再編計画の進捗状況を注視し、「大規模改修」「改築」を計画的に実施できるよう努力したい。
- ・冷暖房環境の整備については、保健室へのエアコン設置を6か年計画で実施し、全ての高校に設置した。

6 情報化施策の推進

件名

1 市町村の情報システムの共同化支援

- (1) 町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）の実施及び推進について、人材派遣及び関連する財源措置を継続的に講じること。

県の見解

- ・ 情報システムの共同化による自治体クラウドの導入は、市町村における経費削減・業務の効率化・セキュリティ向上・災害への強化につながるものであり、国においても積極的に推進されており、導入経費に対する特別交付税措置や、運用経費に対して一定程度の普通交付税の措置がされ、財政支援措置が講じられているところ。
- ・ 県としては、国に対して自治体クラウドの推進に要する経費への適切な財源措置について要望している。また、H26年度からは自治振興組合に職員を派遣するとともに、H28年度からは業務に関連した財源措置により支援を行っているところ。
- ・ 今後も、財政支援等について国へ働きかけるとともに、自治振興組合の取り組みに対しても支援してまいりたい

参考

1 長野県市町村自治振興組合における市町村情報システム共同化の取組

共同化システム	参加団体	現 状
基幹系システム (住民記録システムなど 39 業務)	14 町村	各団体の現行システムの更新に合わせて、随時、共同システムに移行中 (H31 年度まで)
内部情報系システム (財務会計システムなど 2 業務)	3 町村	H29 年 4 月から財務会計システムを稼働、同 30 年 1 月から人事給与システムを稼働予定。

※上記のほかに「19 市による電算システム共同化研究会」を開催。より具体的な検討を行うため、平成 29 年 10 月、12 市が参加する検討会を設置。

2 国による情報システム共同化への財政支援措置

- (1) 特別交付税対象経費
共同化計画策定に要する経費、導入コンサルタントに要する経費、データ移行経費、導入後の実務処理研修に要する経費
- (2) 普通交付税対象経費
自治体クラウドの推進関係経費（整備経費）及び基幹系システム保守運用委託料
- (3) 国への要望
自治体クラウドの推進に要する経費について適切な財政措置を講ずるよう、全国知事会を通じ要望（平成 29 年 9 月）

3 県による市町村情報システム共同化に取り組む振興組合への支援

- (1) 人的支援
 - ・ H20 年度～27 年度：振興組合駐在県職員（1 名）
 - ・ 平成 26 年度～ ：地方自治法派遣職員（1 名）
 - ※平成 28 年度における振興組合（電子自治体部門）の職員体制
事務局長以下職員 6 名（うち県派遣職員 1 名）
- (2) 財政支援
 - ・ 平成 28 年度～ ：電子自治体推進業務に係る財源措置

件 名**2 社会保障・税番号制度の円滑な運用**

番号制度については、県民にとって最適なシステムとなるよう、県と町村が情報を共有し、個人番号の利活用策について一体となって検討する等、県として積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ マイナンバーに対する県の取り組みとして、市町村への情報提供とともに、市町村の独自利用事務において各団体の適用における個別相談を行ってきた。またメーリングリストにより、県・市町村間での情報共有や意見交換を行ってきたところ。
- ・ 今後も引き続き、市町村と連携・協力しながら、マイナンバー制度の円滑な運用に向けた取り組みを進めてまいりたい。

参 考**1 マイナンバー制度に関する県の庁内推進体制**

項 目	業 務 内 容	取りまとめ課
総括	・ 庁内各業務の進行管理 ・ 国からの連絡窓口 ・ 国・地方の事務レベルの協議の場の対応	情報政策課
特定個人情報保護	・ 安全管理措置に係る支援 ・ 個人情報保護条例対応	情報公開・法務課
システム開発	・ 各部局所管の個別業務システム開発・改修の進行管理、技術支援 ・ 連携システム（統合宛名システム、中間サーバー）の開発	情報政策課
制度運用	・ 情報連携の支援 ・ マイキープラットフォーム等の活用の検討	情報政策課
市町村支援	・ 個人番号付番支援 ・ 市町村への情報提供等	市町村課
独自利用対応	・ 独自利用事務の検討	情報政策課

2 市町村との情報共有等を図る主な取組

- (1) 国等からの通知等の情報提供〔市町村課、情報政策課、情報公開・法務課〕
- (2) 説明会、研修会の開催〔市町村課、情報政策課〕
- (3) 個人番号の独自利用に関する条例の制定に関する相談〔情報政策課〕
- (4) 個人情報保護委員会への独自利用事務（情報連携）の届出の相談〔情報政策課〕
- (5) 情報連携に係る相談〔情報政策課〕
- (6) 子育てワンストップサービスの導入に係る相談〔情報政策課〕
- (7) マイキープラットフォーム等の活用に係る相談〔情報政策課〕
- (8) 個人番号の交付等に係る相談〔市町村課〕
- (9) 特定個人情報の保護に係る相談〔情報公開・法務課〕

件 名

3 情報セキュリティ対策の推進

- (1) 町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための更なる技術的・財政的支援を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 県で導入を進めた自治体情報セキュリティクラウドの運用等に係る経費は、事業主体である県において応分を負担し、町村の負担を極力抑えること。

県の見解

- ・ 県としても、セキュリティ対策に対する必要な財源措置を講じることや多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に係る技術的・物理的・人的対策等に要する経費に対する支援措置等について、全国知事会を通じ要望しているところ。
- ・ 自治体情報セキュリティクラウドの運用経費については、市町村職員を主要構成メンバーとする「自治体情報セキュリティクラウドに関する検討会」において検討を行い、構築費は県が全額負担、運用費は県と市町村で応分の負担を行うこととされた。
- ・ 自治体情報セキュリティクラウドの運用の着実な実施に向けて、引き続き市町村と連携・情報共有を図りながら、協力して取り組んでまいりたい。

参 考

- 1 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化
H27.5 に発生した日本年金機構の個人情報流出事案を受け、マイナンバー制度の情報連携開始に向け、国から新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化が要請された。
- 2 対策の要件（三層からなる対策）
 - (1) 個人番号利用事務系では、住民情報の流出を徹底して防止すること（個人番号利用事務系と他のネットワークの分離、2要素認証の導入、媒体等による情報持出不可設定）。
 - (2) LGWAN接続系とインターネット接続系を分割すること。
 - (3) 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること（インターネット接続口を集約し、各種セキュリティ機器等を共同利用するとともに、24時間365日の集中監視を実施）。

3 国の財政支援措置

(1) 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金(H27年度補正→H28年度繰越)

三層対策	事業名	補助対象	補助率等
2(1)(2)	自治体情報システム強靱性向上事業	市町村	1/2(残余1/2は起債対象)
2(3)	自治体情報セキュリティクラウド構築事業	県	

(2) 平成29年度地方財政対策【普通交付税】

- ・ 「自治体情報システム構造改革推進事業」として、平成28年度に引き続き、1,500億円を地方財政計画の歳出に計上、この中で、情報セキュリティ対策に要する経費を計上。
- 4 自治体情報セキュリティクラウドに係る県の取組
 - ・ 県では構築に際し、複数回にわたる市町村からの意見聴取や説明会開催、仕様の作成における必要最低限の機器構成の採用や選択可能なオプションメニューの設定など、可能な限り市町村の負担軽減を図ることができるよう配慮してきた。
 - ・ 経費負担については、市町村職員を主要構成メンバーとする「自治体情報セキュリティクラウドに関する検討会」で検討後、長野県市町村電子自治体推進委員会において、構築費については全額県負担、運用費については県・市町村で応分の負担を行う旨、決定された。

重点項目**7 地域医療・保健体制の充実****件名****1 医師の確保**

(1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正し、地域に根差した医師の育成を図るため、信州型総合医の養成を強力的に推進すること。

また、医師等の適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、抜本的な対策を講じるよう国に対し働きかけること。

(2) 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少していることから、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援を一層充実させること。

(3) 女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育や再就業の支援の拡充等に取り組むこと。

県の見解

- ・ 平成 30 年度から新たな専門医制度が開始されることから、県では、引き続き基幹施設等と連携・協力しながら長野県内において総合診療医を多数養成できるよう、専攻医確保に向けた取組や指導医研修会、メーリングリストを活用した指導医等のネットワークの構築など、各基幹施設が抱える課題の共有やその解決に向けた取組等に努めてまいりたい。
- ・ 医師の適正配置が実現される制度の構築については、引き続き国へ要望してまいりたい。また、県においても、年々勤務に入る医学生修学資金貸与医師が増加し、平成 37 年度には 80 人を超える見込であることから、医師不足の解消に効率的・効果的な配置となるよう努めてまいる。
- ・ 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において「若者のライフデザインの希望実現」を基本方針の一つに位置付け、将来を担う若者の結婚や子育ての希望の実現に向けて、産科医の確保などによる出産環境の整備や出産・子育てと仕事の両立を促進することとしており、平成 28 年度から新たに産科研修医研修資金貸与事業による産科医の緊急的な確保に取り組むとともに、女性医師を含む育児中の医療従事者が、子の急病時においても勤務を継続できるよう、ベビーシッター等による保育や病児送迎支援に取り組む医療機関を支援しており、引き続き働きやすい勤務環境の確保に向けて取り組んでまいりたい。

参 考

○本県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数 (H26 年末現在) は、216.8 人 (全国 31 位) で、全国平均の 233.6 人を下回っている。

○「信州医師確保総合支援センター」(H23. 10. 26 設置) において、ドクターバンク事業による即戦力医師の確保、医学生修学資金貸与事業による医師の養成等、医師確保対策を総合的に実施。

○平成 25 年度から、県でプログラム認定した病院と連携して「信州型総合医」の養成・確保に取り組んでいる。

【H28 年度に 19 病院のプログラムを認定し、現在 19 人が研修中。H29. 3 に 8 名が研修修了】

- 「医師の適正配置が実現される制度の構築」等については、本県独自に要望するとともに、全国知事会等を通じて国に対して働きかけている。(H29：5/22 実施、11/15 予定)
- 県内の医療施設で従事する産科医数：H26：174 人。人口 10 万人対 8.2 人(全国 8.7 人)
- 県内の分娩取扱い医療機関 H13：68 ⇒H29：41 (9/1 現在)
- 産科医確保に向け、臨床研修医研修資金(産科プログラム選択研修医に月 20 万円貸与)や医師研究資金貸与事業(県外から転入の産科医に 300 万円貸与)等を実施。
平成 28 年度から、新たに産科研修医研修資金貸与制度(産科プログラム以外の臨床研修医及び産科の専門研修を受講する研修医に月 20 万円貸与)を創設。(H29：6 名に貸与)
- 医師国家試験合格者の約 3 割は女性と、年々女性比率は高まる(H26 本県：17.5%が女性)(産婦人科医の女性比率：全国 29 歳以下で、65.7%)
- 県では女性医師総合支援事業(H26～復職支援研修、H28～ベビーシッターによる保育や病児送迎サービスを実施する医療機関への支援等)を実施。

件 名

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進することによる職場への定着化や、復職しやすい環境等の整備を図ること。

また、市町村と連携して、人材の確保を促進すること。

県の見解

- ・ 新規養成対策としては、看護職員の確保が困難な中小規模の医療機関などに就業する学生を対象とした修学資金の貸与や長野県看護大学、須坂看護専門学校の運営、民間看護師養成所の運営費補助等を実施している。
- ・ 離職防止・再就業促進対策としては、医療勤務環境改善支援センターによる相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣を行うとともに、病院内保育所の整備・運営に対する補助などにより、医療機関が行う勤務環境の改善を支援している。
- ・ 現在、県内の看護職員は毎年 500 人程度増加しており需給状況は全体的には充足しつつあるが、地域や施設間の偏在、夜勤対応可能者の不足等の課題はあるため、引き続き看護職員の確保・定着に取り組んでまいりたい。
- ・ 現在取り組んでいる県ホームページ上での保健師の採用を計画している全ての市町村の採用情報の発信や市町村が参加する就業ガイダンスの開催、ナースバンクの活用など、引き続き市町村と連携し、県内の保健師確保に努めてまいりたい。

参 考

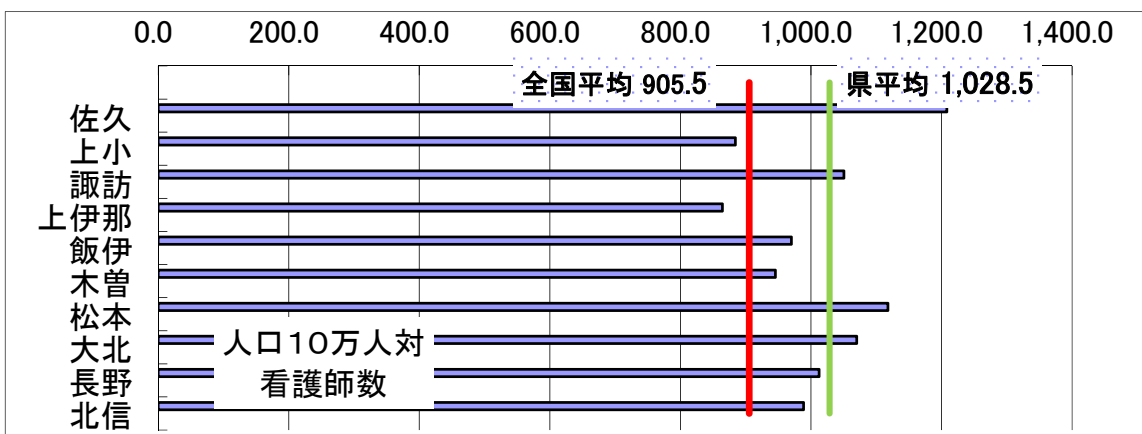
1 保健師、助産師、看護師等の養成・確保

(1) 看護職員の年次別就業状況

(単位:人)

年 職種	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	全国順位
保健師	1,215	1,271	1,333	1,482	1,466	1,600	1位
助産師	575	628	666	772	797	839	2位
看護師	15,896	17,047	18,060	19,176	20,439	21,476	24位
准看護師	5,568	5,596	5,489	5,472	5,339	5,103	36位
計	23,254	24,542	25,548	26,902	28,041	29,018	25位

(2) 就業看護師・准看護師率 (人口 10 万対) (広域別)



(3) 看護職員養成・確保

①新規養成数確保への取組

中小医療機関等への就業を促進するための修学資金貸与事業、看護大学・須坂看護専門学校等の運営、民間看護師等養成所への運営費補助 等

②職場定着への取組

- ・ 県医療勤務環境改善支援センター設置 (H28年2月)
医療機関に対するアドバイザー派遣：H28年度実績 8 か所
医療勤務環境改善セミナー開催：H28年度実績 5 か所
- ・ 院内保育所運営への支援：28年度実績 40 施設
- ・ 病院が行う新人看護師卒後研修への支援：28年度実績 48 施設

③復職や再就業支援への取組

- ・ 県ナースセンターの運営
ナースバンクによる再就業のマッチング：28年度実績 延 168 名
再就業支援研修の実施：186 名 (うち 58 名が再就業)
離職看護職員届出制度の登録者：783 名 (H27. 10. 1～H29. 8. 31)

2 市町村と連携した人材の確保

(1) 市町村保健師の充足状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在 健康福祉部調査)

平成 28 年度採用募集市町村 37 市町村

{	採用できた市町村	26 市町村 (10 市 10 町 6 村)
	採用できなかった市町村	11 市町村 (4 町 7 村)

※採用できなかった理由：応募者なし (3) 辞退 (8)

(2) 保健師確保の取組

平成 27 年 12 月 25 日から「市町村における医療・保健・福祉人材確保ワーキンググループ」を設置し、県と市町村が連携した市町村保健師の確保について検討

【平成 29 年度の取組】

①情報発信等

- ・ 県ホームページにおいて保健師の採用を予定している市町村の採用情報発信

②就職ガイダンス

- ・ 県内や首都圏の大学の就職ガイダンス等への参加
6 月 6 日東京医科歯科大学、9 月 10 日長野県看護大学 (10 町村参加)
- ・ ナースセンター「看護学生向け U・I ターン促進事業」における保健師採用ガイダンスの実施

③市町村と県内養成校との情報交換会

- ・ 保健師確保を目的にした市町村担当者と県内養成校担当者との情報共有

④ナースバンクの周知によるナースバンクを活用した保健師確保の取組

⑤研修

- ・ 市町村保健師等を対象とした新任期保健師研修の実施

件 名**3 公立・公的病院等への支援**

地域に必要な医療が継続して確保されるよう、基幹的役割を果たす医療機関に対し、財政的支援を拡充すること。

また、公立病院等への助成に対する特別交付税の算定において、繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃するよう国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 地域の基幹的な役割を果たす公立・公的病院等への支援については、毎年度医療機関の要望をお聞きしながら、地域医療介護総合確保基金事業や施設・設備整備補助事業等により実施しているところであり、引き続き必要な財政的支援を行ってまいりたい。
- ・ 公立病院に対する特別交付税措置については、公立病院に対する地方公共団体の設置者としての責務を明確にするとともに、支出実態に即して措置の重点化を図る観点から、平成 28 年度に繰出額を基礎として算定する方式へ見直しが行われたところ。公的病院等への助成に対する特別交付税措置についても、これに準じた見直しが行われている。措置率の 8 割については、地域医療を確保する観点から、災害並みの手厚いものとされている。こうした事情を考慮すると、現行の算定方法の見直しは難しいものと考えている。

参 考

- 公立・公的病院等への支援策については、以下の通り、地域医療介護総合確保基金事業や医療施設耐震化臨時特例基金事業、施設・設備整備補助事業等により実施しているほか、特別交付税措置がある。

【平成 29 年度の主な公立・公的病院への補助】

- (1) 地域医療介護総合確保基金事業
 - ・ 地域医療ネットワーク活用推進事業（国保浅間、諏訪中央等）
 - ・ 脆弱二次医療圏・三次医療圏体制強化事業（市立大町等）
 - ・ がん診療施設設備整備事業（北信総合、信州上田医療センター等）
 - ・ 救急診療体制維持のための医師派遣委託事業（北アルプス医療センター等）等
- (2) 医療施設耐震化臨時特例基金事業（佐久総合）
- (3) 施設・設備整備補助事業
 - ・ へき地診療所設備整備事業（売木村、阿南町、木曾町、長野市）
 - ・ 病院群輪番制病院設備整備事業（長野日赤、篠ノ井総合）
- (4) 運営費補助
 - ・ 救命救急センター運営事業（長野日赤、諏訪日赤、佐久医療センター）
 - ・ 周産期母子医療センター運営事業（長野日赤、諏訪日赤、佐久医療センター、北信総合、篠ノ井総合、飯田市立、伊那中央等）
 - ・ へき地医療拠点病院運営事業（飯山日赤、佐久総合、新町、国保浅間等）

【公立病院等の運営経費に対する特別交付税措置】

(1) 公立病院の運営経費に対する特別交付税措置

◇対象医療機関 不採算地区病院、結核医療、精神医療、リハビリテーション専門病院、小児救急医療、救命救急センター、周産期医療、小児医療、感染症医療

◇特別交付税算定額

～H27 年度	H28 年度～
病床数、単価等に基づく算定式で得た額	病床数、単価等に基づく算定式で得た額と、一般会計繰出金の 8 割のいずれか少ない方に、財政力補正を適用して得た額

(2) 公的病院等への助成に対する特別交付税措置

◇対象病院 公的病院等（日本赤十字社、厚生連等が設置運営する病院）

◇対象医療機関 不採算地区病院、リハビリテーション専門病院、救急告示病院、小児救急医療、救急救命センター、周産期医療、小児医療

◇対象経費 公的病院等に対する運営費助成（建設費に対する助成、国庫補助金の義務的負担、市町村から地元医師会に対して支出される助成、委託費は対象外）

◇特別交付税算定額

～H27 年度	H28 年度～
市町村が公的病院等に助成した額と、病床数、単価等に基づく算定式で得た額のいずれか少ない額	市町村が公的病院等に助成した額の 8 割と、病床数、単価等に基づく算定式で得た額のいずれか少ない方に、財政力補正を適用して得た額

件 名**4 予防接種の推進**

おたふくかぜ等有効性・安全性が確認されているワクチンについては、財政措置を講じた上で、予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した適切な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 県としては、引き続きロタウイルス及び流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の定期予防接種化に向けた国の動向を注視していくとともに、町村の財政負担に影響が出ないように十分な財源の確保について国へ要望してまいりたい。

参 考

- ・ 定期予防接種化に係る国の動き

予防接種基本計画（平成 26 年 3 月厚生労働省告示第 121 号）では、ワクチンギャップの解消、接種率の向上、新たなワクチンの開発、普及啓発等を目標とし、おたふくかぜ、B 型肝炎及びロタウイルス感染症については、課題等を検討したうえで必要な措置を講じるとされ、このうち B 型肝炎については、平成 28 年 10 月から定期接種化されたが、残りのおたふくかぜ、ロタウイルスについては、定期予防接種化に向けて、技術的課題等の整理・検討が続いている。

- ・ 市町村の財政負担の軽減に係る国の動き

上記第二次提言においても定期予防接種化の条件として財源の確保を図った上で、定期予防接種化するよう提言され、国では地方公共団体の意見を聴きながら、財源確保に努めるとした。平成 25 年 1 月 27 日の財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣の合意により、A 類疾病では 9 割、B 類疾病では 3 割程度の地方交付税が措置されている。

- * A 類疾病：定期 13 疾病、臨時 1 疾病 集団予防に重点〈被接種者に努力義務あり〉

定期 { ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎症、麻しん、風しん、日本脳炎、
結核、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、
B 型肝炎

臨時 痘そう（政令指定）

- * B 類疾病：定期 2 疾病 個人の重症化予防に重点〈被接種者に努力義務なし〉

インフルエンザ(高齢者)・高齢者用肺炎球菌

重点項目**8 社会保障制度の充実****件名****1 不妊治療支援の充実**

不妊治療の経済的負担軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」について、不妊や不育症に関する総合的支援体制の推進及び財政措置の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 不妊に関する総合的支援については、引き続き長野県不妊専門相談センターや保健福祉事務所等と連携し、推進していく。
- ・ 妊娠・出産に関する正しい知識（高年齢化による妊娠率の低下や出産のリスクの上昇）の普及啓発のため、保健所保健師や助産師等が高校・大学等に出向き、生殖に関する身体の仕組みや妊娠・出産適齢期に関する健康教育（ライフデザインセミナー）を行った。また、思春期健康教育関係者を参集した研修会を県下10圏域で実施している。
- ・ 平成27年度より、県単での治療費の上乗せ助成として、地方創生先行型交付金を活用し、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療（精子採取術）及び不育症に対する助成を開始した（最大5万円の助成）。
平成28年度から、特定不妊治療費助成が拡充され、男性不妊治療（精子採取術）については1回あたり最大15万円まで助成（国2分の1、県2分の1）している（県単での助成は終了）。不育症治療に対する助成は県単事業として引き続き実施している。
- ・ 普及啓発事業により、不妊や不育症の状況にある夫婦に早期の検査・治療を促すとともに、特定不妊治療支援事業及び不育症治療支援事業による治療費助成の活用を促進することで、子どもを持ちたいという夫婦の希望を実現していく。

参考

- 不妊・不育症に関する相談支援については、長野県不妊専門相談センターにおいて、不妊相談コーディネーターによる電話・面接相談を毎週火・木曜日（産婦人科医師による面談は毎月第4木曜日）に実施している。
- 保健福祉事務所では健康不安のある女性や思春期から更年期にある女性の健康相談を行う「女性生き生き健康相談」を行うとともに、性に関する健康教育として生徒や学生に対して妊娠に関する正しい知識の普及啓発を行っている。

件 名**2 発達障がい児（者）の支援体制の強化**

- (1) 発達障がい児(者)の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児(者)及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保や相談支援体制の更なる充実を図ること。
- (2) 障がい者を地域社会に円滑に受け入れるため、社会福祉施設整備事業に係る予算の増額を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 地域生活支援事業に係る予算の増額を図り、補助率を固定化するよう国に対し働きかけること。
- (4) 精神障がい者・発達障がい者数の増加等による、相談内容の多様化に対応するため、夜間・休日を含めた専門的な相談支援体制等の充実を図ること。

県の見解

- ・ 平成 24 年 1 月の「発達障害者支援のあり方検討会報告書」における中長期的な対応の方向性を踏まえ、総合的な支援施策に取り組んでいる。その結果、思春期以降の発達障がい者に対する地域保健によるフォロー体制、診療体制の更なる充実など、新たな課題が明らかになってきたところである。県としては、引き続き、サポート・マネージャー等の専門的知識を有する人材の確保、人材育成、相談支援の実施に取り組むとともに、発達障がい者支援に係る部局間連携の強化、支援施策検討組織の充実などにより、支援の更なる充実に努めてまいりたい。
- ・ 障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、生活の場となるグループホームや日中活動の場となる生活介護や就労支援などの基盤整備が必要であることから、計画的な施設整備の実現に向けて、国に対して必要な予算額を確保するよう引き続き要望してまいりたい。
- ・ 市町村の財政負担の軽減を図るため、これまで国に対し地域生活支援事業等の予算確保を、県単独又は各都道府県と連携するなど機会を捉えて要望をしてきたところであり、十分な予算確保に向けた要望を引き続き行ってまいりたい。
- ・ 精神障がい者や発達障がい者及びその家族等からの相談の背景には、障がいの特性、家族の状況、地域との関わり、活用してきた社会資源ほか様々な要因が存在する。精神障がいや発達障がいに係る相談や支援には、市町村や関係機関と密接に連携・協働し、支援会議等において情報を共有の上、夜間・休日の対応を含めた支援体制を構築するとともに、それぞれの役割を活かした取組が重要であると考えます。
- ・ 県としては、保健福祉事務所や精神保健福祉センター・発達障がい者支援センター等における専門的な相談支援機能の向上に努めるとともに、引き続き、市町村や関係機関の支援に取り組んでまいりたい。

参 考

○専門的知識を有する人材の確保

- ・発達障がいサポート・マネージャー

発達障がい者に直接関わる支援者に対し、分野・年代を越えて一貫した総合的な支援や助言を行うサポート・マネージャーの配置を平成 25 年度から開始し、平成 27 年度からは 10 圏域すべてに配置している。

- ・市町村サポート・コーチ

圏域単位で市町村サポート・コーチを配置し、市町村の保健師、保育士等への助言（平成 28 年度 354 回）、事例検討会や研修会の開催（同 134 回）など、市町村の支援関係者の個別支援への対応力向上を図っている。

- ・人材育成

家族支援研修会、就労支援研修会等（発達障がい者支援センター）

保育士の対応力向上研修（平成 28 年度 9 保育所）

○相談支援体制

- ・発達障がい者支援センター（平成 27 年度実績）

精神保健福祉相談 1,376 件（面接 1,003 件、電話 373 件）

技術指導援助（市町村、学校等でケース検討会における助言） 807 件

教育研修（支援体制充実、人材育成の研修会） 主催 46 回、講師派遣 16 回

組織育成（親の会等へ職員を派遣し活動を支援） 15 団体

- ・保健福祉事務所

精神保健福祉相談、こどもの発達相談、家庭訪問等の実施

発達障がい診療地域連絡会（医療、保健、福祉、教育等支援関係者による支援技術の向上、連携強化。10 圏域・738 人）

- ・障がい者総合支援センター

専門性の高い相談支援を行うコーディネーターを配置し、市町村が実施する相談支援事業と連携し、相談支援を実施している。

○社会福祉施設整備事業補助金

- (1) 事業内容

社会福祉法人等が実施する障がい児者施設の創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する経費の一部を助成

- (2) 補助対象

社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等（地方公共団体を除く）

- (3) 負担割合

国 1/2、県（又は中核市）1/4、事業者 1/4

○国予算額推移

（単位：億円）

年 度	H27 当初	H27 補正	H28 当初	H28 補正	H29 当初
予算額	56※1	60	70	118※2	71※3

※1 H27 当初予算には、H26 補正予算の繰越分 30 億を含む。

※2 H28 補正予算には防犯対策に係る施設整備を含む。（国の方針では防犯対策を優先）

※3 H29 当初予算は、国の方針では防犯対策及びスプリンクラー整備を優先

- 市町村地域生活支援事業の負担割合については、国 50%、県 25%、市町村 25%を基本としているが、国の予算が十分でなく、県の補助が制度上、国の補助の 2 分の 1 となっており、国費補助の実態が 50%以下で推移しているため、市町村に超過負担が生じている。
- 国では、平成 29 年度から地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」を特別枠として、50%の補助率を確保し、また、地域生活支援事業にあっては、必須事業の重点化を図る意向を示している。
- 障がい者のニーズの多様化などから全国的に事業費は増加傾向にあり、国費が十分確保される状況に改善しない限り、市町村の財政負担は拡大することになる。
(参考：平成 28 年度の負担率 国 (34.9%) 県 (17.4%) 市町村 (47.7%))

単位：千円

年 度	25	26	27	28
A. 市町村事業実績額	1,842,707	1,878,645	1,892,026	1,837,749
B. 国補助額	686,963	679,021	672,382	640,793
C. 県補助額 (B / 2)	343,462	339,531	335,889	320,379
D. 市町村負担額 (A-B-C)	812,282	860,093	883,755	876,577
E. 市町村負担率 (D/A)	44.1%	45.8%	46.7%	47.7%
F. 市町村超過負担額 (D-A/4)	351,605	390,432	410,748	417,140

(実績額は市町村報告)

○県の相談支援体制

・保健福祉事務所

精神保健福祉相談、子どもの発達相談、家庭訪問指導、普及啓発活動などを実施している。相談や訪問指導においては、必要に応じ市町村と連携することにより効果的な実施に努めている。また、市町村や関係団体と連携し精神障がい者の社会復帰の促進や発達障がい診療体制の整備を通じた支援を行っている。

・精神保健福祉センター（発達障がい者支援センター）

保健福祉事務所、市町村、学校等の関係機関に対して、専門的立場から情報提供や助言などの技術指導援助を行うとともに、精神保健福祉業務に従事する関係機関の職員等を対象とした専門的研修、当事者・家族団体等の育成支援、普及啓発活動を実施している。

また、発達障がい者支援センターを併設し、関係機関に対する技術指導援助、教育研修による人材育成、本人やその家族等への相談支援、児童相談所等との共催による巡回相談等を実施している。

○精神障がい者アセスメントセンター

精神障がい者やその家族等からの電話による緊急的な相談に応じ、精神障がい者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行っている（夜間（17:30～翌日 8:30）開設）。

○障がい者総合支援センターへの相談員配置

各圏域の障がい者総合支援センターに療育、就業・生活など専門性の高い相談支援を行うコーディネーターや発達障がいサポート・マネージャーを配置し市町村が実施する相談支援事業と連携し、相談支援を実施している。

件 名**3 保育制度の充実**

- (1) 小規模町村においても病児・病後児保育を実施できるよう、病児・病後児保育に係る支援事業の推進と拡充を図ること。
- (2) 多子世帯の子育てに係る負担を減らすとともに、理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、多子世帯保育料減免の更なる拡大を図ること。

県の見解

- ・ 28年度から、「子ども・子育て支援整備交付金」に、新たに病児保育事業に係る整備費補助が追加となったので活用されたい。
- ・ 運営経費については、27年度から実施している「子ども・子育て支援交付金」を活用されたい。
- ・ 「子ども・子育て支援交付金」は、病児保育の基本分として2,423千円以内が補助され、基本分に加えて利用児童数に応じて加算されるが、国において病児保育運営の実態調査が行われたところであり、動向を注視していく。
- ・ 近隣市町村と協定を締結し、利用可能としている市町村の例もあるので、参考にされたい。
- ・ 経済的な理由や子育ての負担感から理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の多子軽減措置の対象拡大について、引き続き国に要望していく。
- ・ 国においては、来年度予算概算要求においても幼児教育の段階的無償化に向けた取組を検討することとしており、動向を注視していく。

参 考

- 子育て世帯のニーズが高く、病児保育事業の普及拡大を図る必要がある。
平成29年10月現在、病児保育等実施市町村は24市町村36か所であり、近隣市町村との利用協定や、ファミリーサポートセンターでの取組を含め、県内62の市町村で病児保育等の利用が可能となっている
- 28年度から、「子ども・子育て支援整備交付金」に、新たに病児保育事業に係る整備費補助が追加となった。(国1/3、県1/3)
- 運営経費については、27年度から実施している「子ども・子育て支援交付金」の対象となっている。(国1/3、県1/3)
- 「子ども・子育て支援交付金」は、病児保育の基本分として2,423千円以内が補助され、基本分に加えて利用児童数に応じて加算される。
- 多子世帯の保育料は、年収約360万円未満相当の低所得世帯の場合、第2子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、年収がそれ以上の世帯は、多子世帯であっても同時入所していないと軽減措置の対象とならない。
- 市町村においては、独自に国基準を上回る負担軽減を行っている。
- 県では、27年度から市町村が複数の子どもの同時入所を要件とせずに第3子以降の保育料を軽減する場合に、その経費の一部を助成している。
 - ・実施主体 市町村 ・対象施設 保育所、幼稚園、認定こども園等
 - ・補助率等 市町村が軽減する額のうち月額6千円を上限として、その1/2を補助

件 名

4 福祉医療制度の充実

- (1) 義務教育終了までの医療費窓口無料化（現物給付化）の実施に伴う町村の財政負担の軽減を図るとともに、福祉医療費給付事業における未就学児等の外来助成を義務教育終了までとすること。
- (2) 義務教育終了までの医療費窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置廃止と、その条件に所得制限を含めないよう、国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 福祉医療費対象範囲の拡大については、市町村職員を交えた検討会の議論を経て平成 26 年 12 月に県が策定した「長野県子育て支援戦略」に基づき、平成 27 年 4 月から乳幼児等の入院について中学校卒業まで拡大したところ。
- ・ 現在、福祉医療全体で県では約 41 億円を負担しているところであり、今回「中学校卒業」まで現物給付を導入した場合に生じる国保ペナルティ額の 2 分の 1 を県が負担する方向で検討しているところ。
- ・ 現物給付化による受給者の受診動向の変化や、事務処理の変更に伴う事務的経費の動向など、国保の減額調整措置額を含めた事業全体の推移を注視していく。
- ・ 補助対象範囲の拡大の要望が多いことは承知をしているところであるが、現時点では、拡大は難しい状況であり理解を賜りたい。
- ・ 国保減額調整措置の廃止については、国に対して全ての年齢について廃止するよう知事会を通じて、また県単独でも要望しており、引き続き取り組んでいく。

参 考

1 福祉医療費給付事業の対象者（県費補助の対象者）

区 分	所得制限	受給者負担金	H28 実績	
			受給者数	県補助額
乳幼児等 入院：中 3、通院：就学前	なし	1 レセプト 500 円	255,952 人	11 億円

※福祉医療費全体の H28 県補助額（障害者、ひとり親家庭含む。）：41 億円

2 県内市町村の実施状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	入 院	中 卒	高 卒	高 卒
	通 院	中 卒	中 卒	高 卒
所得制限なし		20	3	54

3 都道府県等の助成状況（平成 28 年 4 月 1 日現在厚労省調べ） ※太線枠内は本県の状況

区 分	3 歳未満	4 歳未満	5 歳未満	小就学前	小 3	小 卒	中 卒	高卒相当
入 院		1		21	1	7	14	2
通 院	1	3	1	26	3	5	5	2

所得制限	都道府県※	市区町村
所得制限なし	17(36.2%)	1,402(80.5%)
所得制限あり	29(61.7%)	339(19.5%)

※新潟県は交付金のため、所得制限に関する規定なし

件 名

5 国民健康保険制度の円滑な運営

- (1) 都道府県単位での運営開始に当たっては、保険料水準の格差に十分配慮し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- (2) 高齢化による医療費の増額に対応するため、国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる財政基盤の強化を図るよう国へ働きかけること。
- (3) 平成 20 年度から開始された特定健診について、本人の了承があれば、健診データ等を国民健康保険以外の保険者から市町村へ提供できる制度を整備するよう国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 平成 27 年 5 月 27 日に国保法改正法が成立し、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体として県内の市町村とともに国保の運営を担う新たな制度への改革が行われる。この運営の在り方の見直しと併せて、平成 30 年度以降、毎年約 3,400 億円の公費拡充による財政基盤の強化が行われる。県としては、今後の医療費の伸び等に対応した持続可能な制度となるよう、国保は社会保障制度の根幹であることから、国の責任において更なる財政措置を講じることを国に要望している。
- ・ 県は統一的な国保運営方針の策定や、市町村ごとの納付金や標準保険料率を決定することとなっており、それらの検討にあたっては、市町村間の保険料や医療費の格差が大きい等、本県の実情を踏まえ、市町村の意見等を聞きながら本県としての対応を検討しているところ。
- ・ 今後も医療費の増加等が見込まれるため、県としても更なる財政支援を国に要望してきており、今後も強く求めてまいりたい。
- ・ 保険者間の特定健診データの移動については、国において平成 29 年 6 月 6 日の通知により具体的なデータの移動方法が示され、保険者間移動の促進が図られているが、今後も市町村の意見を聞きながら、必要に応じて国に対して更なる整備を要望してまいりたい。
- ・ 保険者協議会においても、特定健診等データの保険者間移動について協議をすることとしているので、県としても連携しながら検討していきたい。

参 考

1 公費拡充等による財政基盤の強化

毎年約 3,400 億円の財政支援の拡充等より、国保の財政基盤の強化を図る。

<平成 27 年度から実施> (毎年約 1,700 億円) (国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)

○ 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充 (約 1,700 億円)

<平成 29 年度から実施> (毎年約 1,700 億円) (全額国費)

※H29 年度の 1,700 億円は財政安定化基金の造成等に充当し、実際は H30 年度から。

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）・・・800 億円
 国普通調整交付金（300 億円）・激変緩和用暫定措置分（300 億円）
 国特別調整交付金 県 [子どもの被保険者数]（100 億円）
 市町村 [精神疾患・非自発的失業者]（100 億円）
- 保険者努力支援制度・・・800 億円
 県（500 億円）、市町村（300 億円、別途特別調整交付金より 200 億円）
- 特別高額医療共同事業への対応・・・数十億円

2 運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）

平成 30 年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

都 道 府 県	市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の統一的な国保運営方針の策定 ・市町村ごとの納付金の額を決定 ・標準保険料率等を算定・公表 ・保険給付に要した費用を市町村に支払い 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料（税）の賦課・徴収 ・納付金を都道府県に納付 ・資格管理・保険給付の決定 ・保健事業 等

3 改革により期待される効果

小規模な保険者の多い従来の国保について、その運営の安定化を図り、全国の自治体において、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持。

- 医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営にも責任を有する仕組みとすることにより、これまで以上に良質な医療の効率的な提供に資する。
- 厚生労働省が主導的に構築する標準システムの活用や都道府県内の統一的な国保の運営方針等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化が図られるとともに、事務の共同処理や広域化が図られやすくなる。 等

4 今後、さらに検討を進めるべき事項

- 厚生労働省は、新たな制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細について引き続き地方と十分協議しながら検討し、順次、具体化を図る。
- 今回の改革後においても、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じることとし、今後も厚生労働省と地方の間で、国保基盤強化協議会等において真摯に議論を行う。

5 保険者間の特定健診データの移動

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条において、退職等により保険者を移動した場合に、新しい保険者は旧保険者に対して健診データ等の提供を求めることができることとされており、旧保険者は求めを受けたらこれを提供しなければならないこととなっている。
- しかし、同法に基づく実施基準及び省令において、データ等の提供に当たっては加入者の同意を得ることが必要とされており、データ移動について一部市町村から被用者保険へのニーズはあっても、本人の同意取得の手続きが煩雑なことや、現状のシステム上での対応が困難なことから、実施は進んでいない。
- こういった状況を受けて、厚労省では平成 29 年 6 月 6 日の通知により、本人の同意を得ること前提とし、①旧保険者が本人に特定健診データを渡し、被保険者が現保険者にデータを提出する、②現保険者が旧保険者から取得する、といった具体的な方法を定め、特定健診データの保険者間移動の促進を図ることとしている。
 また、保険者協議会においても、特定健診等データの保険者間移動について協議することとしている。

件 名

6 介護福祉の充実

- (1) 利用者が、できる限り住み慣れた地域で安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう、また「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護福祉の人材確保を図ること。
- (2) 介護保険制度を持続可能な制度とするために、介護サービスの基盤を整備するとともに、国庫負担金割合の引き上げを行うなど財政基盤の強化を図るよう、国に対して働きかけること。

県の見解

- ・ 介護人材の確保対策は、「入職促進」、「資質向上」、「定着支援・離職防止」に資する各種事業を展開している。
29年度は特に、
 - キャリアパス構築や人材育成、職場環境の改善等が一定以上の水準にある福祉事業所の認証・評価による、求職者の入職の判断につながる情報発信
 - 無資格者に対する介護施設とのマッチングと資格取得費用の助成を併せた入職促進
 - 介護福祉士等修学資金や再就職準備金の貸付
 - 「キャリアパス・人材育成事例集」、「長野県版モデル給与規程」の普及
 - 無資格で就労する介護職員の資格取得支援
 - 施設内保育所への運営費助成
 などに取り組んでいるところ。
- ・ 事業の実施にあたっては、26の関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」が事業の検討・立案段階から関わり、より事業効果が高まるよう連携・協働して実施している。
- ・ 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、多様な介護サービスを支える人材の確保が必要であることから、地域医療介護総合確保基金等を積極的に活用し、事業内容の拡充を図っている。
- ・ 県内の介護職員数は増加しているが、有効求人倍率が高止まりで推移し、現場の人材不足感も依然として改善されないことから、引き続き、効果的な事業実施に努めてまいりたい。
- ・ 介護サービスの基盤整備や介護保険制度の充実を図るため、県としてこれまでも国に対して様々な要望を行ってきたところ。
- ・ 市町村の第7期介護保険事業計画に基づいた施設整備が行えるよう必要な予算の確保と、介護保険制度を安定的に運営するため、国費負担の拡充、低所得者の負担軽減など、国に対して引き続き要望してまいりたい。

参 考

1 介護人材の受給推計

県内の介護職員数は、平成26年、約3.4万人（国推計値）
平成37年には約4.6万人必要になると推計 出典：「第6期高齢者プラン（H27～H29）」による推計値

項目	H29	H32	H37
介護職員数(人)	39,808	42,818	46,339

2 福祉・介護人材を取り巻く状況

介護分野の有効求人倍率は全職種平均に比べて高く推移する等、様々な課題が存在。

項目	現況
介護分野の有効求人倍率 (H28年度)	2.34倍 (H27:2.09倍) 全職種平均1.46倍
県内介護職員の離職率 (H28年度)	11.7% (H27:13.2%) 全国平均16.7% 全産業平均14.0%
県内介護職員の所定内賃金 (H28年度)	23万8,100円 全産業28万3,000円
介護の職場を辞めた理由 (H24厚生労働省調査)	専門性や能力を發揮できない職場・仕事 13.2% 将来の見込みが立たない 12.2%
介護福祉士養成施設入学定員 充足率	平成29年度 51.4% (H28:48.8%、H27:51.3%)

3 平成29年度における介護人材の確保に向けた主な取組

(1) 入職促進

求人・求職マッチング、就職説明会、介護の仕事のイメージアップ、修学資金の貸付、未就労の有資格者の再就職支援等、多様な人材の入職を促進する事業を実施。

①学生、移住希望者等の入職促進

事業名	事業内容	事業費	
福祉・介護人材マッチング支援事業	キャリア支援専門員活動費	○キャリア支援専門員(就職相談員)の配置 県下4箇所(長野、塩尻、上田、伊那)に配置し、求人事業所と求職者をマッチング。	15,367
	福祉人材職業紹介事業	○求人求職情報の収集、登録、就職相談、斡旋・紹介を実施。	3,701
	就職説明会	圏域単位での大規模な就職説明会(長野、松本:長野労働局等と共催)、市町村単位での小規模な面接会を開催。(計22回)	6,817
信州福祉事業所認証・評価制度運用事業	○キャリアパスや人材育成、職場環境の改善等の取組が一定以上の水準にある福祉事業所を認証評価し、求職者に対して入職の判断につながる有効な情報を発信するとともに、福祉事業所の意識改革を図り、人材育成等への取組を促進(認証目標:35事業所)	8,987	
福祉職場PR事業	○啓発ツールの作成 県出身漫画家の協力、高校生との協働により介護の仕事の魅力や働く職員の姿、給与・勤務環境等の情報を伝える啓発パンフレットを作成。 (15,000部、県内全中学・高校へ配付)	9,548	
無資格者、移住希望者等の入職支援(信州介護人材誘致・定着事業)	1 無資格者等の入職支援 無資格者、移住希望者等を雇用し、適性にあった介護施設等での就労と資格取得を支援。事業終了後に直接雇用につなげる。(100人/年度)	92,885	
	2 事業所のOJT対応力向上 OJT対応力向上研修の開催費用等を助成し、受入れ事業所の人材定着力の向上を支援。	1,620	
介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	○養成施設入学者等の修学資金を貸付。 ・貸付金額:学費60万円など ・返還免除:卒業後1年以内に県内介護事業所に勤め、5年間継続して従事	13,816	

②潜在的有資格者の復職支援

事業名	事業内容	事業費
再就職準備金貸付事業(介護福祉士修学資金等貸付事業補助金の一部)	○1年以上の介護業務経験を有する者の復職に際して就職準備金を貸付。 ・貸付金額:20万円(上限) ・返還免除:県内介護事業所に2年間継続就労	—

(2) 資質向上に関する事業

介護職員がキャリアを見据えて働くことができるよう、職層に応じた研修の実施や専門性の向上に向けた研修への助成等を実施。

事業名	事業内容	事業費
信州介護職員初任者研修受講支援事業(信州介護人材誘致・定着事業)	○無資格で就労する介護職員の介護職員初任者研修受講費用を助成。(160人規模・35,000円/件)	5,600

(3) 定着支援・離職防止に関する事業

事業者のキャリアパス構築への支援と、経営基盤の強化に資する経営専門家の派遣、施設内保育所の運営費への支援等、労働環境・処遇の改善に資する事業を実施。

事業名	事業内容	事業費
新キャリアパス・人材育成事例集の普及	○平成28年度に作成した「キャリアパス・人材育成事例集」を事業所向けセミナー、事業者指導の際に配布し普及	—
介護経営専門家の派遣、経営力強化セミナーの開催 (信州介護人材誘致・定着事業)	1 経営専門家派遣 労働環境・処遇改善に意欲的な事業者の経営力強化に向けて経営専門家を継続派遣。 (内容) ・「経営ビジョンと経営戦略の策定」 ・「キャリアパス・給与制度構築・運用」 ・「業務効率化」他 (対象：10法人、延60回派遣) 2 経営力強化セミナー ICT導入・活用、人材採用力アップ、事業統合、顧客獲得等をテーマにセミナーを開催。 (県内4地区開催)	5,521
施設内保育所運営費補助金	子育て中の介護職員の労働環境・処遇の改善を促進するため、施設内保育所を運営する施設等に対して運営費を助成。 (助成予定：9施設)	26,075

(4) 基盤整備に関する事業

関係機関・団体との連携体制を構築し、様々な施策を協働して検討・実施。

事業名	事業内容	事業費
福祉・介護人材確保ネットワーク会議	○関係機関・団体による施策の検討、協働実施体制として運営。(平成26年度～) 「確保・定着」、「人材育成」、「イメージアップ」の3部会で具体策を検討。	4,533

4 第6期長野県高齢者プランの整備目標及び実績

(1) 施設・居住系サービスの整備目標・実績

(単位：人)

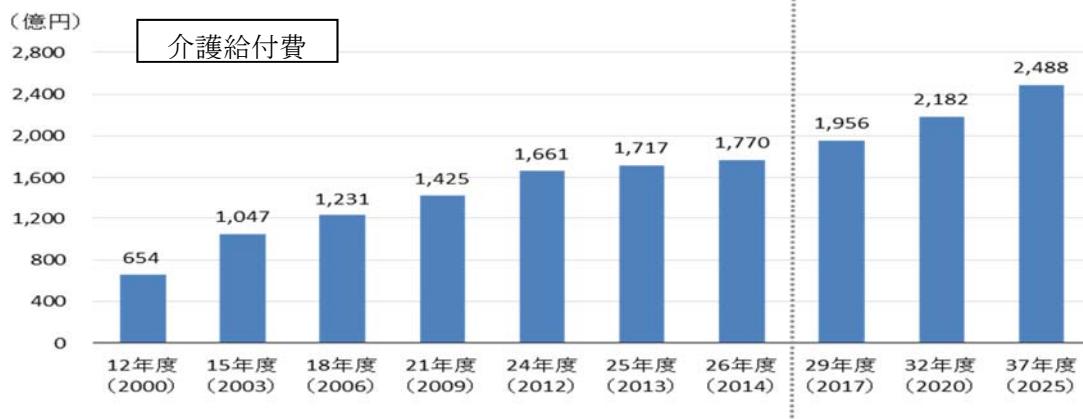
区 分		現 状 (H26年度末) A	H29年度 目 標 B	計画期間中の 整備数 (B - A)	H28年度末 整備状況 ()は第6期 整備数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		10,894	11,604	710	11,251 (357)
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)		1,327	2,038	711	1,741 (414)
介護老人保健施設		7,836	7,920	84	7,841 (5)
介護療養型医療施設 (療養病床等)		1,380	1,342	△38	1,263 (△117)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		3,214	3,546	332	3,334 (120)
特定施設入居者 生活介護	介護専用型	543	736	193	636 (93)
	介護専用型以外	3,328	3,557	229	3,411 (83)
地域密着型 特定施設入居者生活介護		448	545	97	535 (87)

(2) 介護サービス基盤整備の状況

(単位:千円)

	H29年度(予算)		H28年度(決算)	
	事業内容	補助金額	事業内容	補助金額
広域型特養等 (老人福祉施設等 整備事業)	広域型特養-8 養護老人ホーム-1 訪問看護-1	1,861,003	広域型特養-8	779,526
地域密着型施設 (地域医療介護総合 確保基金事業)	小規模特養-2 認知症グループホーム-7 小規模多機能型居宅介護事業所-8 他	1,603,297	小規模特養-10 認知症グループホーム-3 小規模多機能型居宅介護事業所-4 他	2,132,177

5 長野県の給付費・介護保険料の推移及び見込み



介護保険料

単位:円

事業計画期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	H32年度 見込	H37年度 見込
長野県	2,346	3,072	3,882	4,039	4,920	5,399	6,491	7,937
対前期増加額 (伸び率)	-	726 (30.9%)	810 (26.4%)	157 (4.0%)	881 (21.8%)	479 (9.7%)		
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	6,771	8,165
対前期増加額 (伸び率)	-	382 (13.1%)	797 (24.2%)	70 (1.7%)	812 (19.5%)	542 (10.9%)		

6 国への要望状況

平成29年5月「平成30年度国の施策並び予算に関する要望」

○介護サービス基盤整備に対する財政措置の拡充について

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備がより一層円滑に進められるよう、財政措置の拡充を図ること。

特に、平成27年度から地域密着型施設等の施設整備の支援に活用されている地域医療介護総合確保基金について、市町村の第7期介護保険事業計画に基づいた施設整備が行えるよう、平成30年度以降も必要な予算を確保すること。

また、設置が義務化されたスプリンクラー整備に関し、補助対象外となった1,000㎡以上の既存施設についても引き続き必要な財政措置を講ずること。

○安定的な制度運営のための必要な改善について

介護サービスの利用拡大に伴い、都道府県・市町村の介護保険制度の運営に係る財政負担や被保険者の保険料負担が増大している。介護保険制度が将来にわたり安定的なものとなるよう、国の責任により財政措置を行い、国と地方の負担の在り方や低所得者の負担軽減の拡充など、必要な制度の改善を図ること。

9 環境保全対策の推進

件名

1 廃棄物処理施設の設置許可について

放射性物質を含む廃棄物最終処分場の設置許可においては、生活環境の保全への影響を考慮し、慎重に対応すること。

県の見解

- ・ 廃棄物最終処分場の設置に当たっては、県廃棄物条例に基づく事業計画協議において住民との合意形成を図るよう求めている。また、廃棄物処理法に基づく許可申請手続においては、申請書を告示縦覧して市町村長及び関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を聴くとともに、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見も踏まえ、慎重かつ厳正に審査することとしている。
- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴い発生した 8000 Bq/kg 以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場で安全に埋立処分することができるとされており、当該廃棄物を含む廃棄物最終処分場の許可申請手続に当たっても、法令及び条例の手続に基づき慎重かつ厳正に審査する。

参考

○廃棄物最終処分場の設置許可

- ・ 廃棄物最終処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく設置許可が必要
- ・ 許可権者は、一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場ともに県
- ・ 許可申請書には、周辺地域の生活環境影響調査の結果を添付、申請書は1カ月間告示縦覧。利害関係を有する者は生活環境保全上の意見書提出可
- ・ 許可基準
 - ①施設の構造等が技術上の基準に適合
 - ②構造や維持管理に関する計画等が周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること
 - ③事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 - ④欠格要件に該当しないこと

○現行の手続

- ・ 県では、最終処分場の設置に当たり、事業計画者に対し、計画の早期段階から地元住民との双方向のコミュニケーションを図るよう指導している。
- ・ 廃棄物条例に基づく事業計画協議においては、住民等の疑問や不安を解消するため、計画の詳細を丁寧に説明し、合意形成を図るよう求めている。
- ・ 法令に基づく許可申請手続においては、申請書を告示縦覧し、市町村長及び関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を聴くとともに、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見も踏まえ、慎重かつ厳正に審査している。

○放射性廃棄物について

- ・ 放射性物質及びこれに汚染された物は廃棄物処理法上の廃棄物の定義から除外。
- ・ 但し、東日本大震災における原子力発電所の事故に伴い発生した 8000Bq/kg 以下の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法により、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場で安全に埋立処分できるとされている。

件 名

2 不法投棄防止対策の推進

不法投棄監視連絡員を増員するなど監視体制を強化するとともに、県管理道路・河川にあっては、不法投棄物を早期に回収・撤去し、不法投棄の拡大・再発の防止を図ること。

県の見解

- ・ 県では、生活環境への影響が大きい産業廃棄物の不法投棄防止を主な目的として、全県に 100 名の不法投棄監視連絡員を委嘱し、定期的に監視パトロールを行っているが、不法投棄の発見状況を見ると、家庭ごみや廃家電等の一般廃棄物がほとんどを占めている。
- ・ 不法投棄監視連絡員については、厳しい財政状況のもと、H16 に減員となったものを H18 に 100 人に戻して以降現体制を維持しており、今後も継続できるよう努力したい。
- ・ 不法投棄の防止・早期発見には、地元(市)町村の協力が不可欠であり、とりわけ町村にあっては、住民への適正処理啓発を含めて工夫を凝らして取り組んでいただいていることから、引き続き県と一体となった取組をお願いしたい。
- ・ 廃家電 4 品目の不法投棄に係る市町村への財政的支援に関しては、一般財団法人家電製品協会による有利な支援があり、事業が平成 32 年度まで延長されたため、次の募集(来年 7 月予定)に向けて、この制度の活用を検討されたい。
 なお、この制度は、複数の市町村が協同して行う事業でも申請が可能で、市の中にも関心を示しているところがあるので、単独での活用が困難な町村にあっては、ごみ処理の事務組合や広域連合単位で活用できることとなっている。
- ・ 道路・河川への不法投棄対策については、パトロールを引き続き実施するとともに、立看板設置等の不法投棄防止の啓発については、関係機関と協力して対応してまいりたい。
- ・ 不法投棄された廃棄物の撤去及び処理については、警察に通報し、投棄者を特定し撤去させていく。なお、投棄者が特定できない場合は、関係機関と協議、協力して対応したい。
- ・ 引き続き、愛護団体、アダプト協定団体、町村などのご協力をいただき、連携して不法投棄防止対策に努めてまいりたい。

参 考

○不法投棄の発見状況

(単位:件)

年 度	H26		H27		H28	
		内町村		内町村		内町村
一般廃棄物	3,583	809	3,456	792	3,430	836
産業廃棄物等	62	40	58	40	53	20
合 計	3,645	849	3,514	832	3,483	856
一般廃棄物割合	98.3%	95.3%	98.3%	95.2%	98.5%	97.7%

※多いゴミ 県全体：①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電 4 品目

町 村：①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電 4 品目

○不法投棄防止対策(29年度)

不法投棄監視絡員	100名配置：複数3町 富士見2 阿智2 木曾3 (町村56名) @7000円/月(8h)
夜間監視パトロール	年間42日予定 地局・資源循環推進課実施
不法投棄ホットライン	24時間体制の電話通報窓口を開設
その他	車両点検等

○廃家電4品目の不法投棄に係る市町村への財政的支援(H21～、H32まで実施予定)

支援元：一般財団法人家電製品協会(=問合せ先)

支援先：市町村

(複数市町村が協同して実施する事業を、代表市町村が申請することも可)

支援対象：市町村が行う家電4品目に係る不法投棄未然防止事業(助成率50%)

不法投棄物の回収・引き渡し事業(3カ月分の回収に対して助成率100%)

(国、県が財政的支援を行っている事業は不可)

事業年度：H30～32(募集はH29～31)

H29までの予定だったが、市町村からの要望によりH32まで延長

募集期間：支援対象年度の前年度の7月1日から9月30日

県内実績：須坂市(H26、27、29)、伊那市(H27、28、29)

事業周知：環境省からの依頼(8月)により、市町村にメールで事業を周知

○県における不法投棄事案への対応方法

・産業廃棄物の場合及び判別不明な場合

通報等があったときは、所轄の地域振興局や警察署に連絡するとともに、合同で不法投棄現場を確認し、行為者特定のための調査を行う(警察と合同調査の場合もあり)。

行為者が判明した場合は、当該行為者(及び排出者等の関係者)に撤去を指示するとともに、悪質な場合等には警察での対応をお願いする。

行為者が判明しない場合には、市町村や警察等との情報交換や登記簿の閲覧等により土地の所有者調査を行い、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(廃棄物条例)第18条及び第19条の規定に基づき、投棄物の適正処理と再発防止策(=適正管理)を土地所有者に求めることとしている。

なお、生活環境に著しい支障がある等、緊急撤去の必要性が明らかな場合には、行為者等による自主撤去等を待たずに、県による行政代執行を行う場合もある。(代執行経費は行為者等に後日請求する。)

・一般廃棄物(=産業廃棄物でないことが明らか)である場合

通報等があったときは、所轄の地域振興局を通じて、不法投棄現場の所在する市町村に連絡する。悪質と思われる不法投棄の場合には、県も合同で不法投棄現場を確認したり、警察署に情報提供したりすることもある。

○道路

・住民からの通報や道路パトロール等により発見した廃棄物は、建設事務所で収集し、業者委託により町村にも協力をいただきながら運搬・処分している。

・道路監視員による巡視を定期的に行うとともに、ゴミを捨てられやすいチェーン脱着所等は冬期以外は閉鎖するなどの措置をしている。

・アダプト協定団体や道路愛護団体、市町村等の地域の協力により清掃を実施している。

○河川

・河川への不法投棄の実態の把握と、河川愛護思想の普及を図るため、国、県及び関係市町村で春と秋に長野県下河川一斉パトロールを実施している。

・河川巡視員、河川モニターによる定期的な河川巡視を実施している。

・河川愛護団体等の地域の協力により清掃を実施している。

・住民等の通報等による廃棄物は、できる範囲で直営で収集し、市町村の協力を得ながら処分している。

件 名

3 水道・生活排水施設整備の推進等

- (1) 老朽化した水道管の更新や耐震化を進めるため、水道施設に係る国庫補助金を要望額どおり交付するよう国へ強く働きかけること。
- (2) 中山間地域の水質を守ることは、国土の水質保全につながることから、浄化槽の法定検査の受検率の向上を図ること。

県の見解

- ・ 長野県水道協議会と共に国や県関係国会議員に対し、水道事業者の要望額どおり交付できるよう確実な予算措置を講じるように要望活動を行っており、今後も引き続き当初予算による満額確保に向けて要望を行っていく。
- ・ H30年4月から検査を効率化し、受検率の向上を図っていく。
(※BOD検査を導入して検査項目を少なくする「効率化検査」と検査の記録・入力時間を短縮するために「タブレット」を導入する。これにより検査時間が短くなり、検査基数が増加する見込みである。)
- ・ 検査の効率化に先立って、今秋から県・浄化槽協会が浄化槽管理者に法定検査の趣旨について広報・周知を行うので、市町村の協力をお願いしたい。

参 考

- 水道事業者において、老朽化した施設の更新や防災・減災に資するための水道施設の耐震化等が急務となっているが、人口減少等による料金収入の減少があり、施設の整備に当たっては、国の助成が欠かせない状況にある。
- 水道事業者の行う水道施設整備に対しては、国庫補助金（県で事務を取り扱い、国から直接交付）及び交付金（国庫10分の10で県を経由して交付）により助成を行っている。
- 平成29年度は、国庫補助金で10割以上、交付金で7割以上の内示となっているが、国庫補助金の多くは、実質繰越不可の前年度補正予算の繰越分が充てられている。
- 計画的な事業実施ができるよう当初予算の段階での確実な予算措置が必要である。

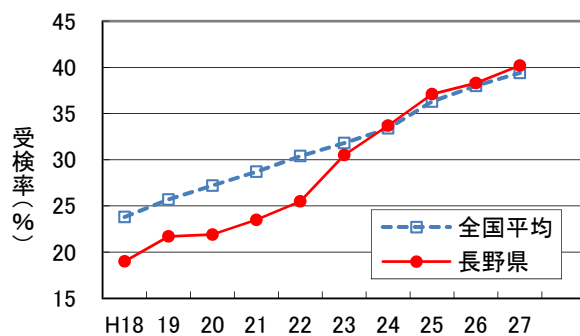
平成29年度の水道施設整備に係る国庫補助金、交付金の内示額（単位：千円）

区 分		箇所数	要望額	内示額	内示率(%)
国庫補助金	簡易水道等施設整備費	13箇所	283,530	386,493	136.31
	水道水源開発等施設整備費	1箇所	45,750	45,750	100.00
生活基盤施設耐震化等交付金		10箇所	144,261	110,358	76.50
合 計		24箇所	473,541	542,601	114.58

H29年度は経済対策による補正が生まれ、国庫補助金については内示率が100%を超えた。

- 浄化槽管理者が毎年1回受検しなければならぬ法定検査（11条検査）の受検率は年々向上しているものの約40%にとどまっている。

平成27年度検査実施率
 長野県 40.2%
 (32,624基/81,149基)
 全国平均 39.4%



- 検査項目が多岐にわたること、現場での確認やデータの記録・入力に時間を要することが原因で、検査員が検査できる浄化槽数が限られていることが課題である。

件 名

4 山岳環境の保全整備

山岳環境への影響軽減や多様な登山者の要求に対応できる環境整備のため、山岳環境保全対策支援事業の補助対象の拡大と十分な財政措置の拡充を図るよう国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 「山岳環境保全対策支援事業（国補）」について、昨年度までは市町村が嵩上げ補助をする場合に、かさ上げ補助金額を補助対象事業費から控除していたが、国要望の結果、本年度から改正された。
- ・ 国においては本事業のほか、「山岳環境保全対策支援事業（国補）」を平成 27 年度から国立公園内の整備について、補助制度（自然環境整備交付金による国立公園整備事業）を立ち上げたが、山岳トイレ整備に限らず登山道整備も含めた補助内容であり、予算規模が限定的（全国で約 6 億円）である。
- ・ 山小屋トイレの補助事業については、国に対し従前から予算確保と補助対象の拡大を求めており、引き続き要請してまいりたい。
- ・ 県独自の取組として、平成 29 年度から県立自然公園内における山小屋トイレに対する補助制度を新設（県立自然公園整備支援事業）して、整備を推進している。

参 考

(1) 山岳地域トイレの現状 *目標は生物多様性ながの県戦略による。

総 数	H28年度末	H28年度末改修率	目標とする改修率*
160箇所	128箇所	80%	H32までに85%

(2) 山岳環境保全対策支援事業

- ア:国から民間の山小屋事業者に対する直接補助事業 イ:事業主体:山小屋事業者
 ウ:対象事業:し尿処理施設、給水施設 エ:補助率:1/2(事業費等に対する制限なし)
 オ:事業の条件 ・ 山域単位の地域協議会からの推薦(国の審査委員会で審査)
 ・ 通過者用のし尿処理施設(公衆便所)の設置
 ・ 使用料の徴収と利用者へのPR
 ・ 事業費の下限上限なし

カ 県の役割:地域協議会事務局を担い、事業導入に向けた条件整備や調整等のコーディネートや山小屋関係者による受益者負担への取組をサポート。

キ 実績と計画

		公園名	市町村	名 称	事業費(千円)	補助金(千円)
実 績	H 25	御岳県立	王滝村	剣ヶ峰山荘	35,800	15,250
		中央アルプス県立	宮田村	天狗荘	52,500	22,250
		計			88,300	37,500
	H 26	八ヶ岳国定	佐久穂町	青苔荘	53,414	26,707
		中部山岳国立	松本市	西穂山荘	40,300	20,150
		計			93,714	46,857
	H 27	中部山岳国立	松本市	槍沢キャンプ場	14,442	7,221
		計			14,442	7,221
		H 28	中部山岳国立	松本市	徳澤園	57,434
	計 画	H 29	計			57,434
八ヶ岳国定			茅野市	山びこ荘	4,330	2,215
計					4,330	2,215

- ・ 山小屋トイレ支援について、「山岳環境保全対策支援事業（国補）」では、補助対象が民間山小屋事業者に限定され、市町村管理トイレは対象外となっている。
- ・ また、山小屋は厳しい立地条件により、建設、維持管理等に大きな費用がかかるため、整備がなかなか進まない。
- ・ ある山小屋においては、登山者によるトイレ待ちの長い列が続く状況が見受けられ、登山者増加に対応する山小屋トイレの収容量と環境負荷低減対応のトイレ整備が急務。

件 名

5 特定外来生物対策の推進

地域の自然環境や農林業へ被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ等）は、旺盛な繁茂により駆除が追い付かないため、駆除剤の早期の開発や補助金制度の創設など支援の充実を図ること。

県の見解

- ・ 特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき主務大臣等は防除を行うものとされていることから、本法の所管の環境省は、一層の防除の推進が必要であり、かつ、地方自治体による防除へは補助の創設等を要望しているところ。
- ・ そのような状況の中で、広域的に分布する外来生物については、多様な主体の参画による駆除を進めざるを得ず、また一律・公平に補助等を行うことは現状では難しい。
- ・ 県では、特定外来生物による被害が確認されている分野を所管する部局で連携して防除を推進するとともに、市町村が外来生物対策を行う際の指針となる「外来生物対策ガイド」を、平成 31 年度を目途に作成する予定である。

参 考

1 長野県に生息する特定外来生物

- 県内の特定外来生物生息状況 特定外来生物（132 種）中、18 種の生息を確認。県内で確認されている特定外来生物 18 種（環境保全研究所確認 H28. 10 月）

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク	甲殻類	ウチダザリガニ
鳥 類	ガビチョウ、ソウシチョウ、カオグロガビチョウ、カナダガン※	魚 類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス
爬虫類	カミツキガメ	植 物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、アブラ・クリスタータ
両生類	ウシガエル		
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ		

※カナダガン(鳥類)はH27年12月に防除され根絶したため、確認種数は18種となっている。

○ 特定外来生物アレチウリ等の繁茂状況

- ・ アレチウリは、中部 7 県中、長野県での問題発生が最多（市町村の 47%、環境省アンケート調査 H26. 3 月）。
 - ・ アレチウリは、特定外来生物（植物）のうち最も多くの市町村で繁茂（H20. 3 月）。
- アレチウリ等の県内繁茂状況(旧 120 市町村単位、環境保全研究所 H20. 3 月)

特定外来生物（植物）	一部の地域に分布	複数の地域に分布	ほぼ全域に分布	分布しない	不明
アレチウリ	48	20	24	15	13
オオキンケイギク	30	30	5	15	40
オオハンゴンソウ	24	24	2	21	49
オオカワヂシャ	3	3	0	36	78

2 特定外来生物対策の推進

- ・ 長野県では、地域が取り組む外来生物対策を戦略的に展開するため、特に生態系に与える影響の大きい外来生物（オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アライグマ、ウチダザリガニ等）を中心に、現状把握と分析を実施して対策方針を策定するとともに、新たな駆除技術開発や駆除事例作りを実施する「外来生物戦略構築事業」を平成 29 年度から実施している。
- ・ 長野県では、特定外来生物駆除活動の確認・認定の制度、手続について、県 HP、パンフレット等で広報、周知。
- ・ 特定外来生物であるアレチウリについては、効果的な駆除方法や留意事項を伝える指導者研修会を開催し、その指導者と一般市民による、広範囲な駆除活動が行われるように取り組んでいるところ（水大気環境課・自然保護課）。
また、毎年 6 月を『アレチウリ駆除強化月間』と定め、県、市町村、地域のボランティア等が合同で駆除活動を実施しており、平成 28 年度には約 2 万 6 千人が参加。

3 課題

- ・ アレチウリ等外来生物は繁殖力が強く、一旦広がると根絶は非常に困難で継続的な取組が必要。
- ・ 外来種被害防止対策における地方の取組に対する国の補助事業等の支援策がない。

10 TPP協定への適切な対応

件名

1 TPP協定への適切な対応

TPPの影響を受ける農林業分野の体質強化対策をはじめ、農林水産物の生産額の減少に対して所要の対策を講ずること。

県の見解

- 平成28年2月8日に、「農林業への影響緩和」、「攻めの農林業を展開するための体質強化」、「県産農産物等のブランド化と輸出・地消地産の促進」の3つの視点に立った「TPP協定に係る農林業分野対応方針」を策定。
- 対応方針では、コメ、果樹、野菜、畜産などの分野ごとに、概ね10年後の目指す姿と具体的な対策を明示している。
- 県は、現在策定中の「次期長野県食と農業農村振興計画」に基づき、各種施策を展開し農業の稼ぐ力を高めるなどの体質強化を図ってまいる。

参考

1. TPPの大筋合意以降の経緯

	国の動き	県の取組
H27年	9/30～10/5 TPP 閣僚会合 大筋合意	10/15 長野県 TPP 農業分野等対策本部設置
	10/7 TPP 総合対策本部、 農林水産省対策本部設置	10/16 内閣官房・農林水産省へ要請
	11/25 「総合的な TPP 政策大綱」策定・公表	10/30 相談窓口設置
	12/24 「TPP 協定の経済効果分析について」公表	11/17 内閣官房・農林水産省へ要請
H28年	12/9 TPP 関連法案及び承認案本会議可決、	2/8 長野県 TPP 農業分野等対策本部会議 対応方針及び影響試算公表
	1/20 国内法の整備が完了した旨ニュージーランドへ通知	
	1/23 米国大統領永久離脱の大統領令にサイン	
H29年	5/21 米国を除く11ヶ国による閣僚会合において、11ヶ国による発効について、11月までに議論する声明	

※11ヶ国は、11月のAPECにおいて大筋合意することを目指している。

2. 本県の農業農村総生産額の推移

(単位:億円)

	H22	H27	H28	H28/H22
農業農村総生産額	2,908	3,118	3,117	107.2%
農産物産出額	2,738	2,916	2,901	106.0%
農業関連産出額	170	202	216	127.1%

出典:農林水産省生産農業所得統計

農産物産出額のH28年と農業関連産出額の各年は長野県推計

11 農業・農村対策の推進

件名

1 農業・農村施策の推進

- (1) 食料・農業・農村基本計画については、関係府省連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう国に対し働きかけること。
- (2) 日本型直接支払制度については、町村の財政事情を勘案し、十分な財政支援を講じるとともに、所要の予算額を確保すること。
- (3) 農地中間管理機構による、町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に財政負担が生じないよう措置すること。
- (4) 外国人技能実習制度においては、農繁期が異なる複数の農業者が共同で技能実習計画を作成し、技能実習生が年間を通して複数の研修を受けられる制度とするとともに、技能実習生の一時帰国及び再入国も認める制度とするよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 食料・農業・農村基本計画計画は平成27年3月31日に策定されところであり、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進するものとされている。計画に沿った総合的な施策が実施されるよう、引き続き国に対して要望してまいりたい。
- ・ 日本型直接支払制度について、国では、市町村における事務費負担に配慮し、各交付金について推進交付金を措置しているところであるが、本年度は市町村からの要望に十分応えられていない状況。国に対しては、町村からの要望が満たされるよう必要な予算額の確保と、事務の一層の簡素化について強く要望してまいりたい。
- ・ 農地中間管理機構では、業務委託先の農地利用集積計画の作成などの業務を軽減するため、システム開発を行っており、平成28年6月から稼働している。県では、機構が業務委託する場合には、市町村の意見を十分聞きながら、地域の実情を考慮して委託するよう指導している。業務委託先である町村等に財政負担が生じないよう、県予算を十分確保しているところであり、来年度以降も十分な予算が確保されるよう必要に応じて国へ要請してまいりたい。
- ・ 県では、7月に内閣府に対し、「海外からの農業人材受入に係る規制緩和」として、外国人技能実習制度の要件緩和及び専門技能を有する外国人の農業就労をパッケージとした国家戦略特区提案を行った。8月にはJAとともに阿部知事から国に対して、これらの早期実現を要請したところであり、今後も必要な対応をしてまいりたい。

参考

【食料・農業・農村基本計画】

1 施策の基本的な方針

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進。

2 食料自給率目標等

	H27 計画	(参考)H22 計画
カロリーベース	45%	50%
生産額ベース	73%	70%

3 食料自給力指標の提示

食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進するため、我が国食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力指標」を提示。

4 講ずべき主な施策

- ・農林水産物・食品の輸出促進、食品産業のグローバル展開の促進
- ・6次産業化の戦略的促進
- ・担い手の育成、確保、経営所得安定対策の着実な推進
- ・農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- ・多面的機能支払制度等の着実な推進
- ・農村への移住・定住等の鳥獣被害への対応
- ・「集約とネットワーク化」による集落機能の維持

【日本型直接支払制度】

1 負担割合

(1) 多面的機能支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】

- ・市町村負担のうち、60%を普通交付税、24%を特別交付税で措置、残16%は自主財源。
- ・このため、実質の市町村負担は $(25\% \times 16\% =)$ 4%

(2) 中山間地域等直接支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】

- ・市町村負担については、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）が講じられている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】

- ・市町村負担については、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）が講じられている。

2 29年度の事業実施状況

(1) 多面的機能支払交付金

- ・72市町村、825組織、37,274haが対象になる見込みであり、要望額に対して100%の割当内示となっている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

- ・71市町村、1,077集落、9,410haが対象となる見込みであり、要望額に対して100%の割当内示となっている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・42市町村、申請面積は596haであり、国からの交付金割当は要望額に対して86%に留まっている。

3 推進交付金

国は、市町村における事務費負担に配慮し、各交付金について事務費(推進交付金)を措置している(国庫 10/10)が、いずれの交付金についても、本県に対する割当額が要望額に対して大幅に少ない状況となっている。

また、平成 30 年度概算要求においては増額要求となっているが、増額幅が 20%程度となっており、本年度同様に厳しい状況が予想される。

(1) 多面的機能支払交付金

- ・市町村の要望額の 64%(約 13,000 千円)に留まっている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

- ・県割当額は対前年比の 86% (約 3,551 千円) に留まっている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・県割当額は要望額の 76% (約 540 千円) に留まっている。

【農地中間管理機構の業務委託状況】

1 委託先 市町村：52、再生協等：25、J A：7、市町村公社：3 計 87 団体

2 委託料及び人員配置(委託料による)の状況

- ・業務委託先に対し 53,000 千円余の委託料で契約

(単位：千円、人)

委託先	委託料	地域推進員		臨時(事務)
		専任	兼任	
町村(再生協含む)	8,865	2	4	8
市(再生協含む)	25,496	7	7	7
市町村公社	8,046	1	0	2
JA	10,655	6	6	1
計	53,062	16	17	18

※委託料は H29 当初契約締結時の額
(窓口設置、人件費)

(人件費単価)

・地域推進員：専任 7,250 円/1 日
兼任 930 円/1 時間

・臨時(事務)：850 円/1 時間

3 委託業務内容

受付業務及び事業制度啓発は市町村、実務業務及び農地賦存量調査は J A 等が行うことを基本とするなど、地域の実情を考慮し業務分担をしている。

項目	内容
受付業務	借受農地の受付、農地利用希望者(公募)の受付
実務業務	農地の現状確認、農地と利用希望者のマッチング
農地賦存量調査	借受候補農地の掘り起こし
事業制度啓発	農業者に対する事業制度の説明

4 機構運営に対する補助金 (H29 県予算額)

(単位：千円)

区分		事業内容	予算額	一財	国庫	基金
農地中間管理機構事業補助金	農地管理費	耕起、草刈、農地借入賃料	25,133 (25,133)	2,514 (2,514)		22,619 (22,619)
	機構運営費	委託料、人件費等	130,241 (130,241)	39,073 (39,073)		91,168 (91,168)
合計			155,374 (155,374)	41,587 (41,587)		113,787 (113,787)

※基金残高が 718,554 千円あり基金を補助金に充てることとしていることから、当面は財源が確保されている。

【外国人技能実習制度の現況等】

1 技能実習生の受入の状況

本県における技能実習生の受入人数は、1,878名（平成29年6月1日調査）。

佐久地域の高原野菜産地では、農家の大規模化などにより受入が盛んであり、約8割となる1,511名が実習を行っている。

（参考）地域別受入状況

（単位：人）

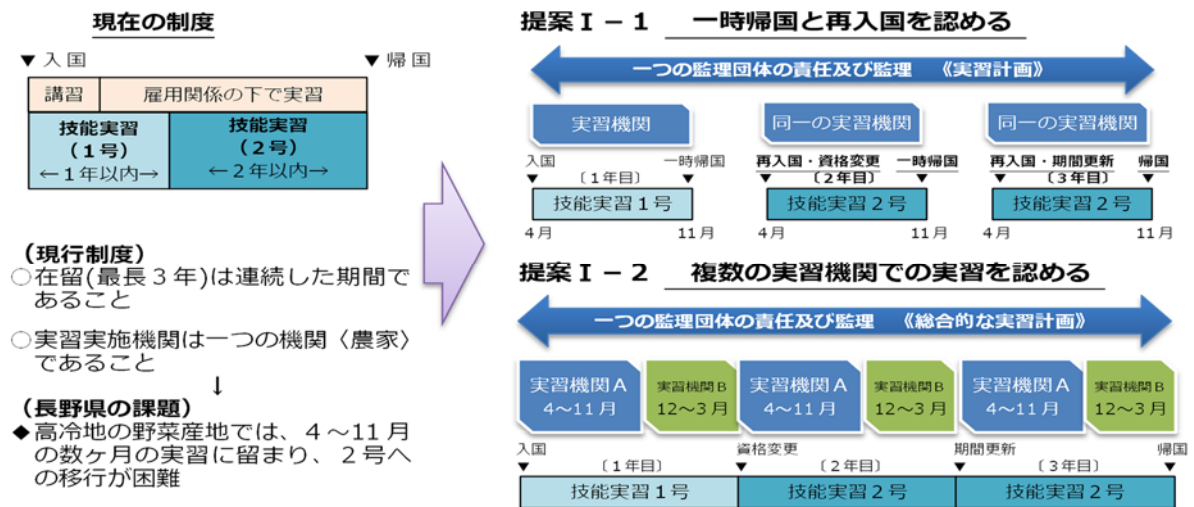
振興局	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	計
人数	1,511	66	0	41	5	2	44	0	66	143	1,878
割合(%)	80.5	3.5	0	2.2	0.3	0.1	2.3	0	3.5	7.6	100

2 県内農業における課題

高原野菜産地での受入が盛んであるが、実習が行える期間が4月から11月に限定されることから、7ヶ月程度の実習が終了すると帰国することとなり、同一の在留資格（技能実習1号）での再来日は不可。

制度の目的である「技能移転」を確実な成果とするために、技能実習制度の要件緩和が求められていると認識。

3 技能実習制度の要件緩和（内閣府への提案内容）



件 名

2 地域農業の担い手育成・確保

新たに農業を志す全ての人が農業次世代人材投資資金の交付対象となるよう対象要件の見直しについて国に対し働きかけるとともに、地域農業の担い手確保に向けた取り組みを推進すること。

県の見解

- ・ 全ての新規就農者を農業次世代人材投資資金の交付対象とすることは困難であると思われるが、農家子弟が経営継承する場合の要件緩和等については、引き続き国へ要望してまいりたい。
- ・ 新規就農者の就農後の定着と早期経営安定に向けて、就農相談から研修、就農、経営発展まで、対象者のレベルに応じた支援を市町村やJA等の関係機関・団体と連携して引き続き推進してまいりたい。
- ・ 新規就農者など担い手の経営発展に向けた施設整備については、国の経営体育成支援事業等で支援してまいりたい。

参 考

【青年就農給付金】

1 農業次世代人材投資事業の概要

	目 的	主な要件
準備型 (最長2年間)	農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農予定時の年齢が原則 45 歳未満 ・ 独立自営就農、雇用就農または親元就農 ・ 親元就農の場合、就農後 5 年以内に親の農業経営を継承又は共同経営者となること ・ 研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から 5 年以内に認定新規就農者等になること。 (H29 年度新規採択者から適用)
経営開始型 (最長9年間)	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農時に原則 45 歳未満の認定新規就農者 ・ 親の農業経営を継承する場合、5 年以内に農業経営を継承すること。 ・ 親族からの貸借農地を主として経営開始する場合、交付期間中の所有権移転に緩和 (H26～) ・ 交付期間中に新規就農者と同等のリスクを負って経営開始することを市町村長が認めること。 ・ 交付終了後は、交付期間と同期間営農を継続

2 課題

経営継承する農家子弟は農地や機械・施設などの経営基盤が確立していることから、早期の経営安定と発展が期待できるにも関わらず、親元就農する農家子弟を積極的に支援する制度になっていない。

親元就農する農家子弟を、主要な就農形態として積極的に支援するよう、県が国に対して要望した。(平成 29 年 5 月 22 日)

件名

3 農業基盤整備の推進

- (1) 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保すること。特に、平坦地に比べ生産条件が厳しい中山間地域の整備においては、同事業にかかる農家や地元町村の一層の負担軽減を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 食料生産の基盤である農地の確保と効率的利用を図るため、「荒廃農地等利活用促進交付金」にかかる支援の充実と財源の確保を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 中山間地域における様々な不利な条件を早期に改善するため、中山間総合整備事業において町村が必要とする事業が計画的に実施できるよう、予算を十分確保すること。

県の見解

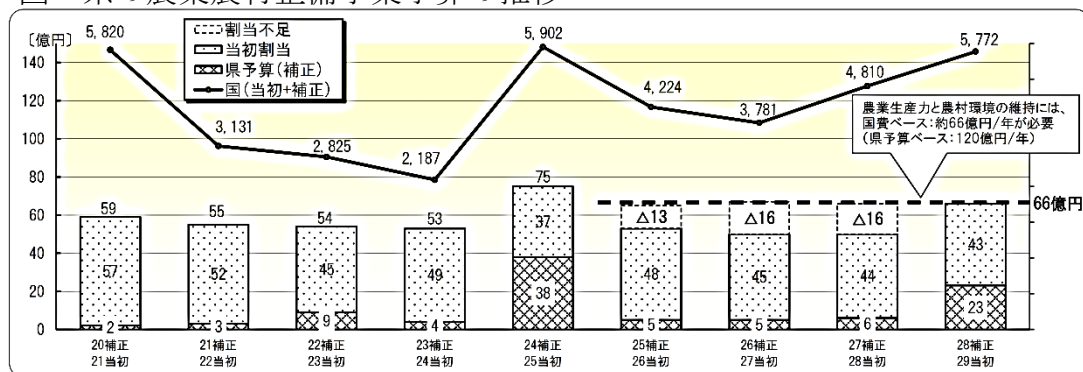
- ・ 国の予算確保については、これまでも要望活動を実施してきたところであるが、平成30年度の農業農村整備事業関係予算の確保に向け、引き続き、国へ強く要望してまいりたい。

なお国では、中山間地域の基盤整備に係る農家や地元町村の一層の負担軽減について、受益面積の要件緩和や農地集積に応じた農業者の負担軽減制度を創設している。また県では、平成28年度から農地中間管理機構を活用した基盤整備の県補助率を10%に引き上げたところであり、更に中山間地域等において高度な農地集積・集約化を行い、地元の事業費負担分の全額を市町村が負担する場合には、市町村負担額の1/2を県が支援する制度（農家負担なし）を創設しており、これら制度の活用を周知してまいりたい。

- ・ 国が荒廃農地対策として平成29年度に創設した荒廃農地等利活用促進交付金の活用を進めるとともに、平成30年度に向けては、より活用しやすい事業となるよう上限事業費(200万円)の見直しや、予算の確保について国に要請してまいりたい。
- ・ 中山間総合整備事業をはじめ、基幹的水利施設の整備やため池改修などの農業農村整備事業の他、林道整備など森林基盤整備にも活用されている農山漁村地域整備交付金について、国からの配分は7割程度であり不足している。本事業の予算が確保されるよう国に対し強く要望してまいりたい。

参考

1 国・県の農業農村整備事業予算の推移



2 受益面積要件の緩和

- 近年、県営及び団体営事業の受益面積要件が緩和され、以前に比べ補助事業が活用しやすくなっている。

【現在の事業制度】

	団 体 営	県 営
区 分	農地耕作条件改善事業	農業競争力強化基盤整備事業 〔経営体育成型、畑地帯担い手育成型〕 〔中山間地域型、中山間地域傾斜型〕
受益面積	面積要件なし	20ha 以上（中山間 10ha 以上）
実施要件	総事業費 200 万円以上 集積型・高収益型 ほか	・ 2 工種以上 ・ 農地利用集積率 50%以上 ※中山地域傾斜型は 30%以上
事業主体	市町村、土地改良区等	県
補 助 率	国 50% (中山間 55%)、県 1 %	国 50% (中山間 55%)、県 27.5%
地元負担	市町村、農業者等 49% (中山間 44%)	市町村、農業者等 22.5% (中山間 17.5%)
事業内容	用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理など	

※中山間地域は実施要件の緩和や補助率の嵩上げ措置有り

- ・ 一定の傾斜がある水田地帯で高収益作物の導入をすることを条件に、農地集積率の事業要件を 50%⇒30%以上に緩和した事業（中山間地域傾斜型）が H29 に創設された。

3 農業者負担の軽減

- 担い手への農地利用集積に応じ農業者負担軽減に活用できるソフト事業が H26 に創設され、農地利用集積率に応じ事業費の最大 8.5%が助成される。更に担い手に集積する農地のうち 8 割以上の団地化（1ha 以上のまとまり）が図られる場合は、集約化加算がされ最大 12.5%が助成される。
- 中山間地域傾斜型で事業実施の場合は、農家負担の軽減対策として、下記ソフト事業①と②のいずれか大きい方で支援がされる。が図られる場合は、集約化加算がされ最大 12.5%が助成される。

〔ソフト事業①〕

区分	中心経営体農地集積促進事業(H26～)		
担い手集積率	助成割合	集約化加算	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75～85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65～75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55～65%	5.5%	+1.0%	6.5%

〔ソフト事業②〕

中心経営体の受益面積に対する高収益作物の作付け増加割合	助成割合
+20%以上	7.5%
+15%以上～20%未満	6.0%
+10%以上～15%未満	4.5%
+ 5%以上～10%未満	3.0%

4 県独自の農家負担軽減対策

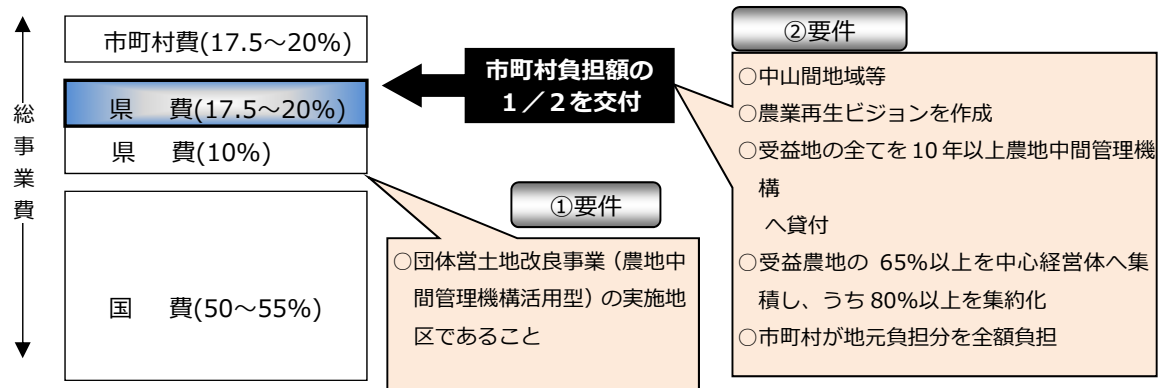
- 受益地において農地中間管理機構を積極的に活用し一定要件を満たした場合、下記事業にて補助率の嵩上げなどの支援を実施している。

①団体営土地改良事業（農地中間管理機構活用型）の概要

事業内容	事業主体	補助率
団体営土地改良事業において、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化を行い、一定の要件を満たした地区に対し、県補助率を10%にアップ 【採択要件】 1 受益地において、農地集積率 40% 又は当該市町村の農地集積率以上 2 かつ、農地中間管理権の設定割合 5%以上	市町村、 土地改良区 など	国 50[55]% 県 10 % 地元 40[35]% []は振興山村、特定農山村等

- 更に中山間地域において高度な農地集積・集約化を行い、地元の事業費負担分の全額を市町村が負担する場合は、市町村負担額の 1/2 を県が支援する制度を創設されている。

②中山間地域農地集積加速化支援事業の概要



5 耕作放棄地の状況

本県における耕作放棄地面積は約 16,776ha、耕作放棄地率では全国平均の倍程度となっている。

今後、高齢農業者のリタイアによる更なる増加が懸念される。

【参考】2015 農林業センサス

- 耕作放棄地面積：16,776 ha
- 耕作放棄地率：19.4%（全国耕作放棄地率：10.9%）

6 平成 29 年度荒廃農地等利活用促進交付金の活用状況（平成 29 年 9 月末時点）

県予算及び国の配分については確保しているが、市町村からの申請数が少なく、交付決定額は国配分額の 56%にとどまっている。

取組市町村数	再生面積	交付決定額	国配分額	県予算額
8市5町2村	12.7 ha	21,401 千円	38,000 千円	50,000 千円

7 再生利用の年度別実績

耕作放棄地の再生・活用については、しあわせ信州創造プラン及び第2期長野県食と農業農村振興計画で達成指標に位置づけ、国庫交付金を積極的に活用して再生に取り組んでおり、近年は年間600ha前後を再生・活用しているところ。

◇荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(旧耕作放棄地全体調査)における解消面積(市町村調べ)

	22年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年
再生(ha/年)	393	580	606	597	646	519	991
対前年比	152%	147%	105%	98.5%	108%	80.3%	191%

8 中山間総合整備事業の現況

- 県営中山間総合整備事業は、農山漁村地域整備交付金事業として、本年度12地区、約15億円の事業を実施している。
- 当該交付金は、中山間総合整備事業をはじめ、基幹的水利施設の整備やため池改修などの農業農村整備事業の他に林道整備など森林基盤整備にも活用されており、国からの配分は要望額に対して不足している。(県(農政部)当初予算充足率約7割)
- 当該交付金が不足する中、事業の一部を他の国庫補助事業を活用して実施する等必要な予算確保に努めている。(H28補正中山間地域所得向上支援事業2.95億円、H29耕作条件改善事業1.29億円)
- 8月末に行われた国の概算要求は対前年度比117%(農山漁村地域整備交付金)となっているが、要望を踏まえると来年度の予算も厳しいことが想定される。

◇中山間総合整備事業の推移

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30
地区数	継続	4	7	8	10	10	12
	新規	3	2	3	0	2	1
	完了	0	0	1	1	0	0
	計	7	9	12	11	12	13
事業費		749,400	1,513,500	1,364,000	1,547,000	1,470,000	-

[制度概要と採択基準]

- (1) 対象市町村 法指定(過疎、山振、特農)による指定を受けた市町村、またはそれに準ずる地域で農政局長が特に必要と認める市町村。県内77市町村のうち66市町村が該当。
- (2) 実施地域 林野率50%以上かつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が全農用地面積の50%以上を占める地域。
- (3) 受益面積
 - ①広域連携型 複数市町村にまたがる広域的な地域が対象で生産基盤整備事業(2事業以上)に係る面積の合計がおおむね60ha以上であること。
 - ②一般型 生産基盤整備事業(2事業以上)に係る面積の合計がおおむね60ha以上であること。ただし林野率75%以上かつ主傾斜がおおむね20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域にあっては20ha以上。

重点項目**12 野生鳥獣被害対策の推進****件名**

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- 野生鳥獣による農林業被害について深刻な状況が続いているため、引き続き鳥獣被害防止総合対策交付金事業について、十分な予算措置及び補助対象事業の拡充について、国に要請してまいりたい。

参考

1 鳥獣被害対策等について

(1) 平成29年度 鳥獣被害防止総合対策交付金（長野県状況）（単位：千円）

事業名	要望額 (A)	割当内示額 (B)	充足率 (B/A)
推進事業費 (ソフト事業)	農政部 89,263 林務部 215,218 合計 304,481	211,564	69.5% (64.2%)
整備事業 (ハード事業)	125,768	82,917	65.9% (57.9%)
合計	430,249	294,481	68.4% (61.5%)

※平成29年度の交付金内示額は要望額の68.4%の充足率で、ここ3年間は不足している。

() は28年度充足率

(2) 国への要請

県では、侵入防止柵等の被害防止対策は、農業生産現場における喫緊の課題であることを踏まえ、平成29年度以降も鳥獣被害対策事業を継続・強化し、十分な予算措置を行うよう機会あるごとに国に強く要請してきたところ。

(平成29年5月22日 平成30年度国の施策並びに予算に対する提案・要望)

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金予算の状況（農林水産省）

平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (概算要求)
95億円	95億円	96.5億円	152.5億円 (前年比158%)

件 名

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 国立公園や国有林等の国が面的な管理をする地域等については、国が、改正鳥獣保護法に基づき新たに創設された事業等を有効に活用し、関係地方公共団体との十分な連携のもと、積極的な対策を講じるよう、引き続き、国に要請してまいりたい。

参 考

1. 国主導による広域捕獲の推進

(1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の改正による野生鳥獣管理対策の強化

国は、鳥獣保護法を改正し、環境大臣が指定する鳥獣（指定管理鳥獣）を都道府県又は国が捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することとした。

○指定管理鳥獣捕獲等事業予算の状況（環境省）

平成28年度(当初)	平成29年度(当初)	平成30年度 (概算要求)
5億円	8億円	15億円

(2) 長野県における国によるニホンジカ捕獲の実施状況

○中部森林管理局

H28年度から県内7地域（美ヶ原、霧ヶ峰、八ヶ岳、中央アルプス、南アルプス、北アルプス、木曾地域）において、地方自治体や地元猟友会、農業団体等と連携して個体数調整を実施【平成28年度国有林との連携による捕獲実績445頭】

○環境省

H28年度 浅間鳥獣保護区において、地元猟友会へ委託して捕獲実施（捕獲実績40頭）北アルプス地域において、誘引捕獲を実施（捕獲実績なし）

(3) 国への要請

県では、国立公園や国有林等の国画面的な管理をする地域等については、関係地方公共団体の十分な連携の下、国の主導により積極的な対策を講じるよう、国に機会あるごとに要請してきたところ。

○平成29年5月 平成30年度国の施策並びに予算に対する提案・要望

【環境省、林野庁】

- ・ 国管理地域等において、国の主導により積極的な対策を講ずること。

件 名**3 駆除従事者の育成・確保**

有害鳥獣の個体調整を確実なものとするため新規銃猟者の育成と確保及び、専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、多くの人が狩猟免許を取得できるよう、事前講習や試験の周知及び効率化に努めること。

県の見解

・ 捕獲対策の主要な担い手である銃猟者の確保は、重要な課題と認識しており、市町村や猟友会と連携し、有害鳥獣捕獲者への経費支援や新規銃猟者の確保を図るための支援事業、ハンター養成学校の開講などを通じて、狩猟者の育成・確保のために必要な支援を行ってまいりたい。

また、事前講習や試験の実施に関して、幅広く周知してまいりたい。

参 考**1 狩猟登録者数の現況**

年度	H元	H24	H25	H26	H27	H28
狩猟者登録数(人)	10,799	5,925	5,788	5,856	6,061	6,017
60歳以上の割合(%)	17.4	63.9	64.6	65.1	63.0	集計中

2 狩猟免許新規取得者の状況

免許種類 年 度	網・わな免許(人)			銃猟(人)		
	網猟	わな猟	計	第1種銃猟	第2種銃猟	計
H24	9	541	550	130	11	141
H25	10	517	527	175	9	183
H26	11	450	461	215	17	232
H27	21	440	461	199	12	211
H28	19	301	320	193	3	196

3 新規の銃猟者の育成・確保に向けた県の取組**(1) ハンター養成学校 (H26～)**

H29年度予算額：4,893千円、受講者：53人 (H28年：64人)

年代別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
受講人数	14	9	14	7	4	5	53
うち女性	1	3	1	1	0	0	6 (11%)

(2) 鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動経費への支援 (補助率1/2以内)

H29年度予算額：37,608千円

【捕獲報奨金、捕獲檻等購入支援、広域捕獲活動支援、実施隊員活動支援】

(3) 狩猟免許試験に係る講習会等の実施

H28年度 述べ19回 県内10会場で実施

件 名

4 捕獲鳥獣の有効利用

捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を推進するとともに、食肉に利用できない場合の低コストな処分方法について検討すること。

県の見解

- ・ 引続き、信州ジビエ研究会等関係団体と連携し、信州産認証シカ肉などの生産及び新たな流通への支援に取り組むとともに、信州産シカ肉等を活用した商品や料理の提供等を担う事業者への支援を行い、捕獲鳥獣の食肉利用を推進してまいりたい。
- また、安定供給体制の確立、シカ肉の商品規格化やシカ1頭全体の利用率の向上により、埋設等の処分量を抑制することでのコストの削減に取り組んでまいるとともに、新たな処分方法等の情報の収集にも努めてまいりたい。

参 考

1 捕獲鳥獣の有効活用の状況

(1) 長野県におけるニホンジカの獣肉の利用状況（H28年度）

ニホンジカの捕獲頭数 25,733 頭の内、食肉処理施設における処理割合は約 13%（頭数約 3,300 頭）となっている。

(2) 県の取組状況

長野県では、信州ジビエ研究会、（一社）長野県調理師会、（公社）長野県栄養士会等との協働により、以下の取組を実施

- ・ 信州ジビエ衛生管理ガイドライン・マニュアル」の策定（H19年9月）
- ・ 「信州ジビエ研究会」設立（H24年3月）
- ・ 「信州産シカ肉認証制度」の創設（H26年2月）
認証施設 3施設（H27年9月現在）
- ・ 銀座 NAGANO での商談会開催
- ・ 総合スーパーイオン（県内 11 店舗）での信州産シカ肉 14 製品の通年販売（H27年6月から開始）
- ・ JR 東日本との連携による信州ジビエフェアの取組（H27～）

(3) 平成 29 年度予算

(単位:千円)

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	予算額 (一般財源)
活用推進	・JR 東日本と連携した信州ジビエフェアの展開	県	委託	4,872 (4,872)
	・地理的利点を生かした新鮮なジビエの供給モデル構築等により、新たなブランド化手法の実証 ・意欲ある生産者や流通事業者との協力による供給可能量等の把握 ・シカ皮等の商品開発と県内外でのリサーチ	県	委託	6,000 (0)
	・信州ジビエフェアのメインイベントとして、ジビエグランプリの開催と銀座 NAGANO での PR 活動	県	委託 直営	561 (561)
	・県内の野生獣肉の安全性を確認するための放射性物質検査の実施	県	—	300 (300)
人材育成	・信州ジビエマイスターの中から、観光コンテンツの一つとして信州ジビエを県内外に強く発信できる料理人を認定	県	—	1,000 (0)
				12,733 (5,733)

件 名

5 人的被害を及ぼす有害鳥獣への対処

ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣について、人的被害を防止するため、生息数を把握し個体数調整を適切に行うなど、積極的な対策を講じること。

県の見解

・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等については、定期的な生息状況調査に加え、毎年の捕獲状況や捕獲個体の状況などのモニタリング結果を基に、特定鳥獣管理計画の見直しを行い、適正な管理を行なってまいりたい。

参 考

1 人身被害の発生状況

①ツキノワグマによる人身被害

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29*
件数	16	3	12	5	14	4	7	3	31	6	9	5
員数	18(2)	3	12	6	14	7	7	3	32	6	9	6

注) H18 は 2 名の死亡者を含む H29 は 9 月末現在

②イノシシによる人身被害

	～H17		H18～H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29現在	
狩猟中	1件	1名	人身被害発生無し													
一般	3件	6名			1件	1名	1件	6名	2件	2名			1件	3名	1件	1名

③ニホンザルによる人身被害

H26 年度ハナレザル(1 頭)に住民等 26 人が噛み付かれる等の被害が発生

H27 年度 3 箇所でするにひっかかれる等により 3 名の方が軽傷を追う被害が発生

2 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整等の実施

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについては、生息調査等を行って第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整等を実施している。

① ツキノワグマ(計画期間H29～H33)は、生息調査 (H27) 及び毎年のモニタリングに基き、毎年度狩猟期を始期とする捕獲上限数を設定し、個体数調整を実施

捕獲の状況 (ツキノワグマ) (単位:頭)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	425	161	682	141	254

注) 11 月 15 日～翌年 11 月 14 日の捕獲数

② ニホンザル(計画期間H25～H29)は、生息調査等に基き、群れの数や加害レベルなどの情報を基に、市町村毎に年次計画を立て、追払いや加害個体の選別捕獲など群れ管理を中心とした対策を促進。(H29年度 生息調査実施予定)

捕獲の状況 (ニホンザル) (単位:頭)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	2, 205	1, 698	2, 173	2, 198	1, 820

- ③ イノシシ(計画期間 H24～H28)は、生息状況や被害状況調査を基に狩猟期間の延長やわなの規制を一部緩和する等捕獲を促進。

捕獲の状況 (イノシシ)

(単位：頭)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	6,987	6,086	7,229	5,400	6,618

※狩猟及び獣害鳥獣捕獲の合計

13 森林・林業対策の推進

件名

1 県産木材の利用推進

県産材の安定供給体制を確立するとともに、公共建物等への県産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政支援を拡充するとともに、木造建築物の設計者の育成等を促進するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 木材の生産・流通については、森林経営計画策定促進等による事業地の集約化、路網整備、高性能林業機械導入、担い手育成など生産基盤づくりに取組み、生産性向上を進めるとともに、輸送機械整備、中間土場設置、工場直送などにより流通コスト低減も進め、安定供給を図ってまいりたい。
- ・ 県産材製品については、安定的、効率的に生産するために木材加工施設の整備を促進し、品質の確かな県産材製品の安定供給を図ってまいりたい。
- ・ 木造公共施設の整備については、県産材利用のモデルとなるような施設の木造・木質化に対して、林野庁の事業を活用して、引き続き支援してまいりたい。
- ・ また、林野庁以外の文部科学省や厚生労働省など各省庁においても、木造を含めた公共建築物の整備に活用可能な補助事業等があることから、町村に情報提供をさせていただく。
- ・ なお、現在の「木造公共施設整備事業」については、要件等が厳しく町村要望の施設が対象とならない場合等があるため、補助対象要件の拡充や木造建築物の設計者の育成等、国へ働きかけてまいりたい。

参考

1 素材の生産・流通・加工の現状

(1) 素材生産量の推移（実績・計画）

県内の素材生産量は、近年 30 万 m³ 程度で推移していたが、合板等の国産材転換や木質バイオマスの利用拡大などにより増加傾向。また、長野県森林づくり指針において、平成 32 年度の目標量を、75 万 m³ に設定し、施業集約化・路網整備・機械化等、搬出のための基盤整備を推進。

年度	H2	H7	H12	H15	H22	H24	H26	H27	H28
生産量(千m ³)	685	478	325	245	293	364	437	501	498

(2) 流通の現状

生産された素材の多くは、県下 7 箇所の木材市場（木材センター）を通して流通。

素材市場（木材センター）	H27 取扱量	市場出荷率
県森連（伊那・辰野・中信・北信）・東信セ・飯伊・木曾官材	441 千m ³	88%

これら、県内の木材流通を担う県内 4 団体でサプライチェーンセンターを構築し、大型製材工場への需給調整を推進。

(3) 木材加工工場数と製材品出荷量の推移（実績・計画）

製材工場数は年々減少し、製品出荷量も減少傾向であったが、全国では工場の大規模化、国産材化等により平成24年には下げ止まり、県内もおおむね同様の傾向。平成32年度の製品出荷目標量は、237千m³。

年度	H2	H7	H12	H17	H24	H25	H26	H27	H28
工場数(箇所)	595	499	381	273	175	169	162	157	144
出荷量(千m ³)	657	543	326	184	106	111	111	117	113

2 素材の生産・流通・加工・利用促進の取組

(1) 素材生産を進めるための取組のH29年度の目標値

項目	森林経営計画策定面積	林内路網延長	高性能林業機械稼働台数	林業就業者数
目標値	328千ha(累計)	13,919km(累計)	339台(累計)	2,860人

(2) 流通・加工・利用促進の取組(H29当初予算)

区分	事業名	事業内容	H29 予算額(千円)
流通加工	県産材供給体制整備事業	製材施設等	43,500
利用促進	森のエネルギー総合推進事業	木質バイオマスプラント等	218,624
	木造公共施設整備事業	社会福祉施設	160,000

3 木造公共施設整備事業

(1) 助成制度

展示効果やシンボル性の高い公共施設や、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる施設に対して、県産材を活用した木造化・木質化を支援

国交付金等名	補助対象施設	事業実施主体	補助率
森林整備加速化・林業再生基金、森林・林業再生基盤づくり交付金	学校、社会福祉設、病院、運動施設、社教育施設等	市町村、公共施設整備主体等	1/2以内(基金) 15%以内、3.75%(交付金)

(2) 予算額 (当初予算対比)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
予算額(千円)	821,987	733,830	315,779	144,000	160,000

4 公共施設及び公共工事等への木材利用促進

(1) 県産材利用促進連絡会議

①設置 昭和 61 年度(H20 年度副知事を会長に組織改正)

②構成 会長：副知事 副会長：林務部長、建設部長、委員：県庁内 18 課・室の長

③活動の内容：平成 22 年 12 月 13 日に改定した「県産材利用方針」に基づき、県の公共施設の木造化、県営土木工事への木材利用、物品調達にあたっての木材製品の導入等について連絡調整をしている。

(2) 公共工事等における木材の利用実績

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公共土木 工 事	農業土木	181	153	231	206	252	351	197	326	74
	林業土木	7,619	7,381	4,383	6,026	7,271	6,496	4,905	4,784	3,477
	土木建設	1,458	2,212	1,084	860	1,444	2,510	1,180	1,127	1,053
	計	9,258	9,746	5,698	7,092	8,967	9,357	6,282	6,237	4,604
公共施設等建築工事		10,791	10,265	10,531	17,324	9,461	12,374	12,486	8,650	8,191
合 計		20,049	20,011	16,229	24,416	18,428	21,731	18,768	14,887	12,795
うち県事業関係		11,585	11,988	11,789	19,278	12,724	9,863	9,016	8,207	7,878

重点項目

件名

2 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

また、被害市町村相互で連携した防除対策が行えるよう体制整備を図ること。

県の見解

- ・ 森林病虫害防除対策予算については、引き続き県予算の確保に努めるとともに、国庫補助対象地域の駆除・予防事業及び樹種転換事業の予算の確保に向けて国に要望してまいりたい。
- ・ 現地機関に配置した森林保護専門員を中心に、複数の対策を組み合わせた総合防除を進めるとともに、効果的な駆除技術の開発・研究について、引き続き国に対し要望をしてまいりたい。
- ・ 特に、松くい虫被害の拡大防止として計画的な樹種転換の促進を図り、予算の確保とともに、木質バイオマス利用などによるアカマツ材の利活用の促進に一層努めてまいりたい。
- ・ 被害市町村の相互連携した具体的な取組みとして、5月の「松くい虫撲滅強調月間」における、地域住民の参加による管内一斉の被害木の巡視調査や、国や森林組合、林業関係者等との労務調整に関する連絡調整など、早期発見・適期駆除による被害の拡大防止を推進していく。
- ・ 広域的な被害発生状況を効率的に把握するために、航空レーザー測量のデータや人工衛星写真の近赤外線データから枯損木と健全木の違いを判読する最新の手法の活用について検討しているところ。
現在は、航空レーザー測量データの抽出によるH26～28の被害状況図の作成に取り組んでおり、順次情報を提供してまいりたい。

参 考

1 松くい虫

(1) 被害状況

県内の被害は、平成20年以降、約6万m³程度で推移していたが平成24年度より被害量が増加し、平成25年度には78,870 m³と過去最高を記録し、平成28年度も73,085 m³（被害市町村51）と平成25年度の92.7%と依然として高い状態にあり憂慮すべき状況である。

◇被害の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	対 H25
被害材積(m ³)	60,459	64,741	78,870	75,911	77,008	73,085	92.7%

(2) 被害対策

被害対策については、一層の早期発見・適期駆除に努めるとともに、県下5地域の被害先端地域（佐久平、上伊那南部、木曾南部、松本北部、長野北部）については国庫補助事業を導入するなど選択と集中を図りながら、被害の拡大防止（未被害地域への拡散防止含む）に取り組んでいる。

具体的には、予防対策としての薬剤散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換等を組み合わせ合わせた総合防除対策を推進している。また、更新伐（公共造林事業）や治山事業の実施が可能な森林においては、防除対策をそれぞれ積極的に実施している。

<松林健全化推進事業>

区 分	有人 ¹ 散布	無人 ¹ ・地上散布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H29年度事業（当初）	213ha	174ha	200本	14,805 m ³	273,995 冊

<保全松林緊急保護整備事業>

区 分	事業量	予算額
保全松林健全化（衛生伐 H29年度当初）	27,212m ³	523,882.1 千円
松林保護樹林帯造成（樹種転換等 H29年度当初）	177ha	191,100 千円
計		714,982.1 千円

<森林環境保全直接支援事業及び森林整備加速化・林業再生基金事業>

区 分	事業量	予算額
更新伐（H29年度当初）	4,134 m ³	54,202 千円

<治山事業>

区 分	事業量	予算額
保安林改良等（H29年度見込み）	37ha	62,400 千円

(3) 防除技術の開発

○ 燻蒸薬剤に替わる天敵微生物による防除

林業総合センターで昆虫に寄生するカビの一種であるボーベリア菌を培養した不織布を被害材に施用し、ビニールシートで被覆し防除を行う試験を行なっている。メリットは運搬、施工が容易になり、人畜無害等ではあるが、価格が高い等のデメリットもある。

○ 抵抗性苗木の育成

抵抗性のアカマツ苗木については、H20年から、岩手県・宮城県など本県に近い気象条件で選抜された個体を県営中箕輪採種園で育成している。

（0.46ha、190本 H30から種子供給開始、H32苗木流通開始予定）

(4) アカマツ材の利活用の促進

被害木の伐倒処理対策の効果が期待できない激害地域（守るべき松林は除く）や樹種転換計画地域においては、公共造林事業等を導入し、アカマツ材の木質バイオマス利用を図る取組を進めている。

(5) 森林税活用事業

平成 29 年度において、信州の木活用モデル支援事業（平成 29 年度松くい虫被害木の木質バイオマス燃料等の活用モデル事業において、国庫補助等の対象外となる経年経過した枯損木を伐倒、搬出、チップ化により木質バイオマス燃料利用への作業工程等の検証を上田市、松本広域森林組合の 2 カ所実施。

2 カシノナガキクイムシ

(1) 被害状況

平成 16 年度に北信地域で被害が確認され、平成 22 年度には飯山市、栄村等の 13 市町村で 12,810 本（10,595 m³）と被害のピークを迎えた。平成 28 年度は 278 本と減少し、全県的に被害量は減少傾向にある。現在の被害市町村数は 13 となっている。

◇被害の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	対前年度比
被害本数（本）	4,631	3,774	1,325	1,681	1,020	278	27%

(2) 被害対策

平成 19 年度から国庫補助事業を活用し、防災上又は景観上重要なナラ林で、市町村が行う粘着剤塗布や樹幹注入の防除対策及び危険な被害木の駆除処分等に対して支援を行っている。

区 分	粘着剤塗布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H29 年度事業(当初)	0 本	0 本	47m ³	1,501 千円

(3) 防除技術の開発

県林業総合センター、森林総合研究所、薬剤メーカーなどが共同で開発に取り組んできた、新たな樹幹注入剤について、その効果や経済性が認められ、H25.7 月に農薬登録された。（※ウッドキングダッシュ H27 小谷村で使用）

3 被害市町村相互連携による防除対策について

現在、県の森林保護専門員が中心となって、県下 10 広域ごとに国、県、市町村、森林組合、林業関係者による「防除対策協議会」を組織化し、相互連携による効果的な防除対策に取り組んでいる。

4 松くい虫被害マッピング

広域的な被害発生状況を効率的に把握するために、航空レーザー測量のデータや人工衛星写真の近赤外線データから枯損木と健全木の違いを判読する最新の手法の活用について検討している。

現在は、H26～28 データにより当時調査した、アカマツ林分の被害状況を作成に取り組んでいる。

件 名**3 治山事業の推進**

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

県の見解

- ・ 最近の豪雨等による甚大な山地災害の発生を受け、災害を未然に防ぐ事前防災対策が、国や県における重要なテーマとなっている。
- ・ 重要な保全対象が存する山地災害危険地区等の整備を一層推進するため、治山事業関連予算の確保について、国に対し引き続きあらゆる機会を通じて要望・要請等を行ってまいりたい。
- ・ また、航空レーザ測量成果を活用した要整備箇所の選定や、既存治山施設の老朽化対策等により、効率的かつ経済的に事業効果を早期に発揮してまいりたい。

参 考**【山地災害危険地区】**

本県の急峻な地形、複雑な地質構造等を反映し、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区は多く、県内民有林には 7,418 箇所存在する。それらのうち、着手済は 4,942 箇所（67%）で、整備済は 1,532 箇所（21%）となっている（H29 年 4 月現在）。

【治山事業の実施状況】

国庫補助事業である公共治山事業については、近年補正予算は計上されているものの、通常予算ベースでは、国の厳しい財政状況等を反映しほぼ横ばいである。

（単位：千円）

事業区分	区 分	H27 年度予算額	H28 年度予算額	H29 年度予算額	対前年度	
					対 H27 年度	対 H28 年度
公共治山事業	一般公共	5,518,019	4,994,916	4,545,133	82.4%	91.0%
	災害関連	901,950	430,500	581,700	64.5%	135.1%
	公共計	6,419,969	5,425,416	5,126,833	79.9%	94.5%
県単治山事業		330,482	371,982	387,982	117.4%	104.3%

※公共治山事業は当年度の当初予算額に、前年度の経済対策補正予算額を加えたもの。

（H29 は前年度途中の 9 月補正予算額も含む）

※県単治山事業は当初予算額に当年度途中の補正予算額を加えたもの。

【既存治山施設の老朽化対策について】

民有林内の治山ダム約 25,000 基のうち、保全対象に近接するなど主要な施設約 2,300 基については、平成 32 年度までに点検診断を実施し長寿命化計画を策定する予定（H29 年度末で 1,200 基実施予定（52%））。点検の結果、補修等が必要と判定された施設から順次対策工事を実施しているところ。

件 名

4 カーボン・オフセットを活用した森林環境保全の推進

森林環境保全を推進するため、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について周知・普及に取り組むとともに、町村が事業に取り組む場合の販路情報の提供や助言等支援を行うこと。

県の見解

- ・ 平成 24 年度から小海県有林オフセット・クレジット事業に取り組んでおり、引き続き、この販売活動や環境関係の説明会・講習会等での情報提供等を通じ、地球温暖化防止の役割を持つ森林環境保全の重要性と、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について、県全体への周知・普及を図ってまいりたい。

参 考

小海県有林の森林整備（平成 19 年度以降）による二酸化炭素吸収量について、平成 24 年 1 月に環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度による認証を受け、県下第 1 号の森林吸収系オフセット・クレジットとして環境貢献に取り組む企業・団体へ販売している。（J-VER 制度は平成 25 年度に J-クレジット制度に統合。県有林オフセット・クレジット創出事業も平成 28 年 3 月に J-クレジット制度においてプロジェクト登録。）

(1) 県有林 J-VER・J-クレジットの販売状況（平成 29 年 9 月末現在）

年 度	契約件数	販売量	契 約 額
24 年度	22 件	583t	9,182,000 円
25 年度	25 件	304t	4,788,000 円
26 年度	16 件	111t	1,798,200 円
27 年度	11 件	82t	1,328,400 円
28 年度	10 件	65t	1,053,000 円
29 年度(9 月末)	4 件	17t	275,400 円
計	88 件	1,162t	18,425,250 円

(2) 販売価格 H24～ 15,750 円/t-CO₂、H26～ 16,200 円/t-CO₂

(3) 販売活動

- ・ 県ホームページによる広報、イベントや会議等におけるチラシ配布
- ・ 企業・団体への個別営業（森林の里親等と併せて実施）
- ・ 全国的なマッチングイベント（EVI 環境マッチングイベント等）への出展
- ・ E V I (Eco Value Interchange) 推進協議会への預託

(4) J-クレジット制度の普及活動

- ・ J-クレジット制度とクレジット創出・活用説明会
平成 26 年 1 月 29 日開催 44 名参加（16 市町村及び森林組合等）
- ・ カーボン・オフセット実務者研修会
平成 26 年 2 月 18 日開催 16 名参加（2 町村及び団体等）
- ・ カーボン・オフセット商品開発説明会
平成 27 年 6 月 12 日開催 17 名参加（1 町及び団体等）

(5) 市町村の取組状況

- ・ H27 年 9 月 3 日に木曾町が J-クレジット 131t の販売を開始

14 地域経済活性化対策の推進

件名

1 農商工連携による地域経済の活性化

地域経済の中核を担う農林業や中小企業の活性化を図るため、農商工連携を推進すること。

また、農林業の6次産業化を促進するとともに、地域資源活用のための生産・加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 県では、農商工連携や6次産業化等を推進するため、「しあわせ信州食品開発センター」において、新たな高付加価値食品の開発や、健康長寿志向・高齢者向けの食品づくりの支援を行っている。
- ・ 同センターの開所を契機として、農業関係試験場や林業総合センターなど部局横断的な支援ネットワーク「しあわせ信州食品産業応援隊」を設置し、商品企画から販売促進まで事業者の取組を総合的に支援しており、平成28年度は462件の相談に対応した。
- ・ また、食品に限らず競争力ある地域資源活用型産業を創出するため、地域資源製品開発支援センターにおいて、構想企画からデザイン、販売促進、情報発信等の地域資源を活用した新たな地域ブランド商品化を支援している。
- ・ 6次産業化等の創業については、「日本一創業しやすい環境づくり」を目指し、県中小企業振興センター内の「ながの創業サポートオフィス」が相談に応じるほか、県制度融資「創業支援資金」による金融支援も行っている。
- ・ 6次産業化推進のための取組としては、現在までに93件の「総合化事業計画」の認定支援、また計画達成に向けた研修会等の開催による個別農業者のスキルアップ支援を行っている。
- ・ また、農政部、産業労働部と金融機関等との連携による1, 2, 3次事業者のマッチング機会の提供や、大規模事業化への誘導を図っていく。
- ・ さらに、この7月に施行された地域未来投資促進法も活用し、6次産業化や地域資源活用型の産業を支援していく。
- ・ これらの取組により、農商工連携、6次産業化による地域経済の活性化を、より一層推進してまいりたい。

参 考

【農商工連携の現況】（長野県農商工連携支援基金助成金（県事業）の助成件数）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
助成件数	4	8	6	8	7	7

【6次産業化の現状と課題】

《 現状 》	《 課題 》
<ul style="list-style-type: none"> ・総合化事業計画*1 認定件数 93 件 全国第 3 位 (全国 2,232 件. 平成 29 年 9 月末日現在)。認定件数の過半が、加工及び直売事業 ・農林漁業成長産業化ファンド*2 活用事例 4 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合化事業計画認定件数の増加と実行性の高い計画作成 ・6次産業化希望及び取組事業者の「経営マネージメント力」等の向上 ・6次産業化取組事業者の販路開拓支援

*1 6次産業化を希望する農林漁業者が作成し、国が認定する事業計画。認定者は、国の交付金やファンドの支援を受けられる。

*2 農林漁業者の経営発展を支援する育成型ファンド (支援期間 最長 15 年)

【平成 29 年度の取り組み状況】

(1) サポート活動事業

- ア 6次産業化相談窓口の開設による相談対応およびプランナーの派遣
- イ 企画推進員 (県庁 1 名) 及び地域推進員 (東北信 1 名、中南信 2 名) による事業支援
- ウ 個別相談会の開催 (4 回予定)

(2) 研修会の実施

名 称	開催日・期間	目的及び内容	対象 (参加人数)
商品力向上研修会	8 月 1 日～ 9 月 22 日 (全 3 回)	既存商品等の改善、アンケート調査等により売れる商品づくりを目指す	商品の改善や販路拡大を目指す認定事業者 (3 事業者)
事業計画作成 研修会	9 月 1 日 ～1 月 23 日 (全 10 回)	経営マネージメント、資金調達方法等のカリキュラム研修により事業計画作成を支援	6次産業化を目指す事業者および実践する事業者等 (23 事業者)
事業推進研修会	2 月上旬 予定	6次産業化ファンドの仕組みや活用事例等の紹介により、大規模事業取り組みを推進	協議会員、J A・市町村・県現地機関の担当者等

(3) 発信 P R 機会の創出と販路支援

アグリフード E X P O 東京 2017 (8 月 23 日～24 日 東京ビックサイト) への出展支援 (8 事業者)

(4) 6次産業化ネットワーク活動交付金 (国庫) 活用による商品開発、販路開拓、施設整備等支援

重点項目**15 観光振興対策の推進****件名****1 山岳高原を活かした観光地づくりの推進**

- (1) 山岳高原を活かした、世界的に評価される魅力ある地域づくりを推進するとともに、更に山岳観光地としての強みを活かすため、老朽化した自然歩道等の改修などの環境整備や山岳地ガイドの養成・確保など、ハード・ソフト両面における財政支援及び体制の構築を図ること。
- (2) 「世界水準の滞在型観光地づくり」を進めるため、モデル地域を先ず世界水準に引き上げ、全県的な底辺拡大を目指すこと。
また、隣接県等との広域連携を推進し、新たな観光客の誘致を図り、山岳観光の魅力を最大限に国内外にアピールしていくこと。
- (3) 信州デスティネーションキャンペーン終了後も、「山の信州」のアピールを継続し、官民一体となって長野県への誘客拡大を図ること。

県の見解

- ・ 昨年12月に“全国初”となる登山の総合的な安全対策を推進する条例を制定。今後も、安全な登山を推進していくために、必要となるハード、ソフト両面の施策について、条例に沿う形で積極的に推進してまいりたい。
- ・ 山岳地ガイドの養成・確保について、長野県独自の制度である「信州登山案内人」や、山岳高原分野に限定した「信州山岳高原観光特例通訳案内士」の利用促進のためのPRを強化し、それらを活用したツアー造成等の支援をしてまいりたい。
- ・ 登山安全条例に基づき、平成31年までに登山道の危険箇所解消に取り組んでいるところであり、より一層の推進に向け、国に対して予算の拡大及び多様な整備主体が補助対象となるべく要望を行ってまいりたい。
- ・ コンセプトの確立、独自の価値の提供、世界の観光市場での認知、マネジメント体制の構築という4つの条件を今後の総合5か年計画にも盛り込んで実行していくことで、「世界級リゾート」にふさわしい観光地域づくりを進めてまいりたい。
- ・ 隣接県との連携については、富山県と連携した「中部山岳広域観光推進協議会」による立山黒部アルペンルートを中心とした誘客促進や、新潟県と連携した「スノーリゾートアライアンス実行委員会」によるオーストラリア等からのスキー誘客の促進等、県境を越えた広域的なつながりを活かし、引き続き、「山の信州」を中心とした国内外へのプロモーションの強化を図ってまいりたい。
- ・ アフターDCについては長野県の強みである「自然景観」、「温泉」、「アウトドア」を更に磨き、弱みの「食」を強化するとともに、紙媒体からWebを中心とした情報発信の強化を図りたい。

参考**【登山安全条例】**

- 平成27年12月17日条例施行、平成28年4月11日指定登山道告示。
- 平成28年6月29日「登山を安全に楽しむためのガイドライン」策定。
- 平成28年7月1日から登山計画書の届出義務化。

【信州登山案内人等】

- 平成 24 年度から「信州登山案内人」制度を運用。
- 県が実施する筆記・実技試験に合格し、登山、安全の知識や「信州の山」に関する知識を有する、地元の山に精通した本県独自の山岳ガイド。
- 平成 29 年 8 月現在 465 名が登録。
- 平成 28 年度には信州山岳高原観光特例通訳案内士制度を新設、現在 10 名（英語 9 名、中国語 1 名）が登録。
- さらなる利用促進、効果的な周知が課題。

【自然歩道】

- 国立・国定公園内の登山道等の整備については、「自然環境整備支援事業」（国の補助事業を活用）、「山岳環境整備推進事業」（県補助事業）により市町村が行う施設整備に対して補助している。
- 県立自然公園内の登山道等の整備については、本年度から始めた県独自の「県立自然公園整備支援事業」や「民間との協働による山岳環境保全事業」により市町村及び山小屋事業者等が行う施設整備に対して補助している。
- また、工事施工に先立っての自然公園法等の許認可事務に時間を要するなどの課題があり、県立自然公園条例の一部を改正して必要な施設整備を進めることを目的とし、新たに「公園事業」制度を導入して条例の本来趣旨である保護と適正な利用との調和を図ることとした。
- しかしながら国の査定状況により市町村への財政支援は不十分である。

【世界水準の山岳高原観光地づくり】

- 平成 25 年度から、山岳高原観光地づくりのモデル地域として、「飯山市を中心とする信越 9 市町村」「大町市・白馬村・小谷村」「木曾町・王滝村」を選定し、世界水準化の取組を推進。
- 平成 26 年度～27 年度にかけて、世界水準の山岳高原観光地づくり重点支援事業において、各地域が目指す姿を「ビジョン」として策定。
- これに基づき、各地域において、受入・滞在環境の基礎的な整備や「地域独自の価値」の磨き上げなどビジョンの実現に向けた取組を実施してきており、県では、平成 26 年度の山岳高原観光地づくり補助金による支援をはじめ、事業の効果的な実施となるよう有識者派遣等を実施し、世界水準の観光地づくりの取組を支援。
- それにより、各地域とも、日本版 DMO 候補法人登録済み。
H28. 2（一社）信州いいやま観光局[H19. 4 設立]
H28. 5（一社）木曾御嶽観光局[H29. 4 設立]
H29. 3（一社）HAKUBA VALLEY プロモーションボード[H31. 4 設立予定]
- 今年度は、重点支援の最終年度であるため、各地域のこれまでの成果や課題を取りまとめ、それを踏まえながら全県的に山岳高原を活かした滞在型の観光地づくりを進めていく方針。

【信州デスティネーションキャンペーン（信州DC）】

- 「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」をキャッチフレーズに、山岳高原の魅力を活かした「信州で人生が変わる旅」を国内外に発信し、誘客の拡大を図るため、平成29年7～9月に「信州DC」を実施。
- 「信州DC」開催中は、各種メディア媒体（公式サイト、SNS、TV、新聞、ラジオ等）での情報発信や、宿泊キャンペーン等の特別企画の実施、「信州ワイントレイン」や周遊バスツアー等の運行、「手を振ろう！運動」等のおもてなしの取組みを展開し、長野県への誘客及び周遊滞在の促進に努めてきたところ。

件 名**2 国際大会開催による地域観光・経済の振興**

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず県内にも訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、国際大会や事前合宿等を積極的に誘致し、スポーツ振興、インバウンド観光による経済振興、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日外国人旅行者等を本県内に呼び込むため、競技開催地から長野県へ誘導する魅力的な旅行プランや、本県に滞在しながら五輪やラグビーワールドカップを楽しむプランなどを提案し、県内への誘客を図ってまいりたい。
- ・ さらに、外国人旅行者の県内での移動の利便性の向上を図るとともに、快適に観光を楽しんでいただくために、市町村や民間事業者、庁内関係部局（企画振興部等）とも連携し、国の補助制度を活用しながら、W i - F i や多言語表記の整備を進めてまいりたい。
- ・ また、県では東京オリンピック・パラリンピック庁内連絡調整会議を設置するなど、部局間連携を図っており、こうした場において経済振興などの様々な効果を各町村へも波及するよう取り組んでまいりたい。
- ・ 県では、官民一体の新組織「長野県スポーツコミッション」を多くの町村にもご参加いただく形で、平成28年8月23日に設立し、喫緊の課題である2018年の平昌冬季オリンピック・パラリンピック、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿などの誘致に向け、「オール長野」で取り組んでいる。
- ・ 今後は、日本オリンピック委員会などと緊密に連絡を取るとともに、スポーツについて幅広い知見を有する有識者の皆様からアドバイスを頂戴しながら、市町村や団体と連携し、各国競技団体の事前合宿の視察を精力的に受け入れてまいりたい。
- ・ また、国際大会については、ワールドカップスピードスケートや、スキージャンプサマーグランプリなど、既に、自治体が競技団体と連携し誘致している。今後も、大会開催に積極的な市町村と連携し、国際大会の実現に向け取り組んでまいりたい。
- ・ 県としては、これらの大会の事前合宿や国際大会の誘致に積極的に取り組むことにより、スポーツツーリズムの振興、地域経済の活性化につなげてまいりたい

参 考

・東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の事前トレーニング候補地ガイド掲載に係る意思表示提出市町村（7）

長野市、上田市、大町市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町、安曇野市

（上記のうち、長野市、上田市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町がHPで公開中）

・全国知事会の推進本部作成のスポーツ施設データベースサイトへの登録（7）
長野市、松本市、上田市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町、信濃町

・長野県スポーツコミッション設立（H28.8.23）73団体（市町村参加数 51）

件 名**3 スキー場産業の振興**

冬季の基幹産業であるスキー場産業の振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置について、平成 30 年 4 月 1 日以降も継続するよう国に働きかけること。

また、過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加するよう国に働きかけること。

県の見解

〈県としての見解〉

- ・ 県では、平成 29 年 5 月 22 日（月）に、総務省、国土交通省、観光庁あてに平成 30 年度国の施策ならびに予算に対する提案・要望として、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置の平成 30 年 4 月 1 日以降の継続を要望した。
- ・ また、全国でもスキー場の多い北海道・東北・信越の 9 つの道県議会においても、現在把握している限り、本県も含め 6 県が、軽油免税措置の期間延長または恒久化の意見書を国へ提出しており、引き続き国の動向を注視してまいりたい。
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加するという提案趣旨は、国に伝えてまいりたい。

参 考

【軽油引取税の免税措置】

- ・ 本県では、平成 22 年度の全国スキー発祥 100 周年を契機に、スキー場産業の振興を図るため、平成 23 年度から、県・市町村・索道事業者・民間団体等で構成する「スノーリゾート信州 プロモーション委員会」を設立し、スキー人口の拡大に向け、子どもやその家族向けの各種施策を継続的に展開している。また、国の「スノーリゾート地域の活性化に向けた検討会」において、全国でも有数のスノーリゾート地域としての立場から提言を行っている。
- ・ また、平成 27 年度税制改正において平成 30 年 3 月末まで延長されている軽油引取税の課税免除措置については、スキー場の機械類等に使用される軽油が対象となっており、索道事業者の経営安定に貢献している。この措置が廃止されると、冬季の基幹産業であるスキー場のみならず、宿泊や飲食といった関連産業を含む地域経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念される。

【過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業】

- ・ 都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を新たに取得又は増設した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の 75%を普通交付税で補填されているが、「スキー索道業」は含まれていない。

重点項目**16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実****件名****1 道路の整備促進**

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるよう国に対し働きかけるとともに、県が管理する国県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額の確保について国に対し働きかけること。
- また、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置を平成 30 年度以降も継続するとともに補助率を拡充するよう国に対し働きかけること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備促進を図ること。

県の見解

- ・ 道路整備の促進、社会資本整備総合交付金の確保について、引き続き国に対し要望してまいりたい。
- ・ 県管理道路の改良率が 66%程度と低く、地域の皆様から道路整備の要望が多く寄せられている中で、引き続き道路整備を着実に推進してまいりたい。
- ・ 道路財特法の特別措置の継続等については、関係団体や市町村と一体となって要望してまいりたい。
- ・ H23 年度から、大規模地震等の災害時に緊急輸送路を確保することを目的として、橋梁の耐震補強、法面防災、道路改築事業を組み合わせた「緊急輸送路の防災対策強化事業」を実施しており、引き続き、災害時における緊急輸送路の確保のための道路整備を進めてまいりたい。

参 考**【市町村道の状況】**

(道路統計年報2016)

路線数	実延長(km)	改良済(5.5m以上)		改良済	
		延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)
124,766	42,101.7	4,715.7	11.2	20,575.7	48.9

【全国との比較（市町村管理道路 H27.4.1 現在）】

- (1) 市町村道延長 長野県内 42,101.7km 全国第 3 位
- (2) 市町村道の改良率 長野県内 20,575.7km 48.9% 全国第 40 位

【市町村道の交付金推移】

(単位：百万円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社資交付金	8,221.2	8,950.1	9,363.4	10,848.8	11,078.0
道整備交付金	1,722.6	1,060.7	610.4	574.5	580.9
計	9,943.8	10,010.8	9,973.8	11,423.3	11,658.9

(H25～H29 当初内示額)

【緊急輸送路の現況】

< 県管理道路 >

区 分	県管理道路基準年 (H22 年度末) の状況			
	路線数	延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率
一次緊急輸送路	43 路線	810.2	789.7	97.5%
二次緊急輸送路	77 路線	936.8	793.0	84.6%
計	107 路線	1,747.0	1,582.7	90.6%

注) 同一路線上に一次と二次の指定がある路線：13 路線

件 名

- 2 リニア中央新幹線に関連する基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援
- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路等の整備を促進するとともに隣接県との連携強化を図ること。
- また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、JR東海をはじめとする関係機関との折衝にあたっては、地元自治体が県に相談する法律制度上の問題点や意見を十分勘案した上で県が中心となって進めること。
- (2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る経費に対し、財政支援措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 引き続き、国の支援を求めながら、関係市町村はもとより、隣接県とも連携を図り、リニア開業までに効果が発現できるよう道路整備を進めてまいりたい。
- ・ 法律的な相談等に対しては、個別具体的に事情をよくお聞きした上で、制度が許す範囲で出来る限り柔軟な対応をしたい。
- ・ 今後も、地域の皆様の不安の声や切実な要望に対して誠実に対応するよう JR 東海に求めていくとともに、地元市町村の立場に立った調整を進めてまいりたい。
- ・ 財政支援については、リニア中央新幹線の建設工事に伴う住民との調整や市町村が行う独自の環境調査等に要する経費について、財政措置を講じるよう国に対して要望しているところ。引き続き、機会を捉えてリニアに関連する市町村の財政負担が軽減できるよう国の財政措置を要望してまいりたい。

参 考

【リニア関連道路整備について】

○平成 26 年 10 月 24 日

リニア関連道路整備について公表し、主要事業「リニアを活かした交流圏拡大大道
路整備事業」として、リニアに関連する道路の整備、調査・設計を進めている。

○平成 28 年度

- ・ (主) 伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋
橋梁下部工事を推進し、用地買収に一部着手
- ・ (国) 153 号 飯田市 飯田北改良
H28 年度事業化し、道路詳細設計・地質調査を実施
- ・ (国) 153 号 駒ヶ根市～伊那市 伊駒アルプスロード
環境影響評価法方法書の手続が完了し、環境調査を実施
- ・ 座光寺スマート IC (仮称)
6 月に連結許可され、H28 年度事業化し、路線測量・地質調査・設計を実施
- ・ 諏訪湖スマート IC (仮称)
スマート IC 及び周辺道路計画について、地元と協議
- ・ (主) 飯島飯田線・(一) 上飯田線 座光寺上郷道路
H28 年度事業化し、路線測量・地質調査・設計を実施
- ・ 木曾川右岸道路
H28 年度事業化し、路線測量・地質調査・設計を実施

○平成 29 年度

- ・(主) 伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋
引き続き、橋梁下部工事及び用地買収を推進予定
- ・(国) 153 号 飯田市 飯田北改良
橋梁等詳細設計・物件調査を実施中
- ・(国) 153 号 駒ヶ根市～伊那市 伊駒アルプスロード
環境影響評価法準備書及び都市計画案の公告・縦覧に向けて作業中
- ・座光寺スマート IC (仮称)
構造物設計及び用地測量を実施中、用地買収着手予定
- ・諏訪湖スマート IC (仮称)
スマート IC 及び周辺道路計画について、地元と協議中
- ・(主) 飯島飯田線・(一) 上飯田線 座光寺上郷道路
構造物設計及び用地測量を実施中
- ・木曾川右岸道路
地質調査及びトンネル詳細設計を実施中

【環境等への配慮についての J R 東海に対する県の要望】

平成 26 年 3 月 20 日

「環境影響評価準備書に対する知事意見」に加えて提出した「リニア中央新幹線整備に関する意見書」

平成 27 年 4 月 1 日

「中央新幹線の建設と地域振興に関する基本合意書」を締結し、J R 東海から「確認書」が提示される

平成 28 年 11 月 22 日

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会総会決議による J R 東海への要請

【財政支援措置に係る要望】

国の施策並びに予算に対する提案及び要望 (H29. 5. 22 H29. 11. 14)

平成 29 年度より、リニアに関連する基盤整備に係る地方への財政支援に加えて「リニア中央新幹線の建設工事に伴う住民との調整や市町村が行う独自の環境調査等に要する経費について、財政措置を講ずること。」を要望

件 名**3 インフラ老朽化対策の充実**

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 国とともに、長野県道路メンテナンス会議を通じて維持管理に関する情報提供や技術支援を行ってまいりたい。
- ・ また、市町村が行うインフラの老朽化対策について、必要な財源の確保を国に対し要望してまいりたい。

参 考**1 道路の老朽化**

- ・ 国の30年度予算基本方針においては、老朽化する道路施設について、着実な点検及び措置等を適切に推進するとともに、道路の防災・震災対策や、代替性の確保のための道路ネットワークの整備などを推進することとしている。
- ・ 本県市町村の道路延長は、4万2000km(全国3位)、橋梁数は1万7000橋(全国5位)、トンネル110箇所(全国3位)と多くの施設を管理している。
- ・ 設置後50年を経過する道路橋の割合、平成24年15%→20年後56%と急増。

2 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系 計	道路事業費に占める修繕費率
H23年度	224	237	159	505	1,145	18.2%
H24年度	681	568	301	993	2,544	36.2%
H25年度	1,750	652	88	993	3,484	40.0%
H26年度	1,401	603	587	1,097	3,688	41.1%
H27年度	1,815	808	597	1,233	4,453	47.3%
H28年度	2,392	755	1,569	1,182	5,898	54.1%
H29年度	3,295	2,682	1,991	1,690	9,658	44.8%
H30年度	5,630	3,566	1,164	862	11,222	50.8%

(H23～H28は精算額、H29は当初内示、H30は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金)

・ 本県市町村の道路事業に占める修繕系の割合は、道路の老朽化に伴い増加している。本格的なメンテナンスサイクルへの移行によって、今後さらに急速な増加が見込まれる。

3 国・県における技術支援等

- ・ 長野県道路メンテナンス会議を設立
- ・ 道路施設点検の進捗状況等を調査し、情報を共有

- ・国土交通省は、自治体向け道路施設定期点検要領を作成
- ・大規模橋梁など必要に応じて、国が市町村に代わり修繕工事等を代行実施
- ・研修会等の実施
- ・複数の町村における点検業務を、長野県建設技術センター等が受託一括発注することによる支援

重点項目**17 河川の整備促進****件名**

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- 3 県が管理する河川区域内の雑木等のうち、治水安全上危険となるものについては、伐採等適切な管理を行うこと。

県の見解

- ・ 国・県ともに厳しい財政状況であるが、次年度予算要求や補正予算編成の際などあらゆる機会を捉えて治水事業の必要性を訴え、河川整備推進のための予算確保に努めてまいりたい。
- ・ 準用河川は交付金による改修が可能のため、要望があれば技術的な支援を行うとともに、交付金事業の採択ができるよう国へ働きかけてまいりたい。
沢など普通河川において改修が必要であれば、準用河川への指定を検討願いたい。
- ・ なお、洪水時の流木による被害増大が予想される箇所において市町村が行う準用河川での除間伐に対し、森林税を活用した県補助を検討しているところ。
- ・ 河川内の立木伐採は、地元要望や現地調査を基に、樹木の繁茂により流下能力が著しく低くなっているなどの緊急性の高い箇所から順次対応してまいりたい。
- ・ 限られた予算の中で効率的かつコスト縮減対策として、公募によって住民の皆様にご伐採してもらい、伐採木を持って帰ってもらうなどの方策にも取り組んでいる。
- ・ なお、流木による被害増大が予想される河畔林において、森林税を活用した除間伐を検討しているところ。
- ・ また、河川の愛護活動として県内町村 735 団体の皆様に日頃から大変お世話になっており感謝を申し上げたい。活動人員の減少や高齢化が課題となっており、地域住民と協働して「わがまちの川」美化事業で支援しているので、この取組についてご活用願いたい。

参 考**【県管理河川の整備状況】**

(H28 年度末)

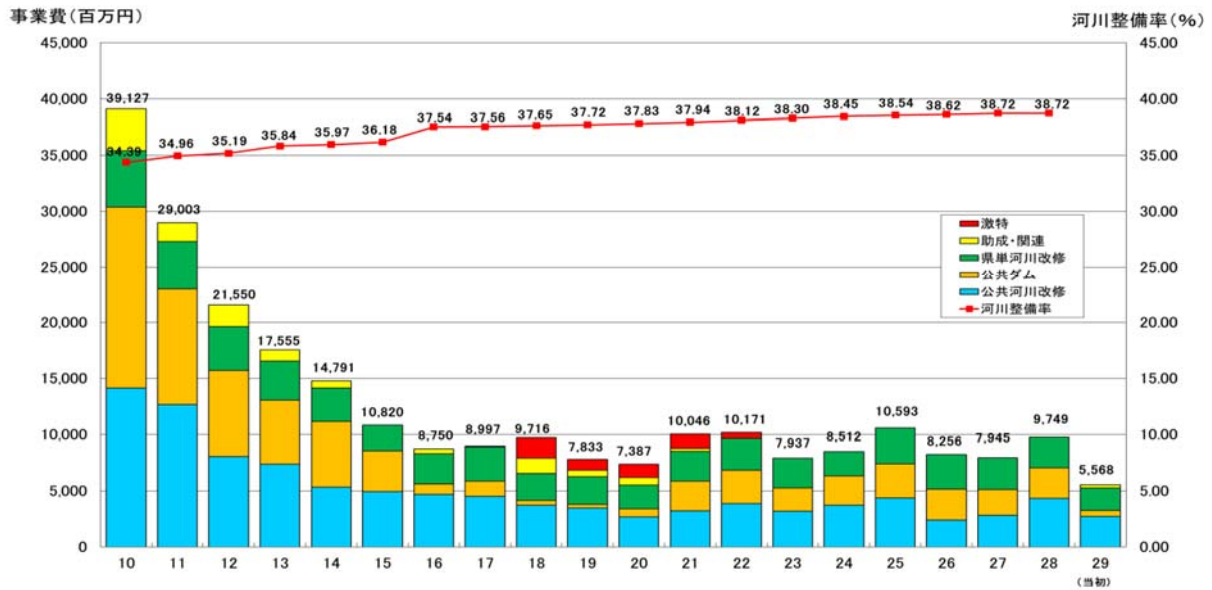
水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)	備 考
信濃川水系	337	2,548	34.3	
天竜川水系	279	1,410	48.2	
木曾川水系	71	532	20.8	
その他水系(5)	50	313	66.7	姫川、矢作川、富士川、関川、利根川
合 計	737	4,803	38.7	

【長野県総合 5 か年計画達成目標（浸水想定戸数）】

<23 年度> 41,700 戸 ⇒ <29 年度> 24,000 戸以下

※28 年度末実績は 26,700 戸

【河川事業費の推移】



【準用河川改修事業】

○交付金事業（補助率 3 分の 1）の採択基準

採択基準	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内
	氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり

○近年での準用河川改修事業実施状況

- ・千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

【県単河川維持費の推移】

県単事業名		H27	H28	H29
河川維持 (埋塞土、支障木除去等)	当初	800	864	924
	補正	366	280	33
河川環境 (立木伐採)	当初	100	100	100
計		1,266	1,244	1,057

【河川内の立木伐採の取組】

■効果的、効率的な立木伐採として、地域の実情に合わせて実施

- ・『公募型伐採』区画を事前に決め、抽選等により希望者が各自で伐採、利用（枝葉も処理）
- ・『自由使用』伐採木（幹のみ）を現地に山積みしておき地元の方が自由に持ち帰り
- ・『無償配布』伐採木（幹のみ）を現地に小分けし、事前に登録した者へ配布
- ・H28 年度実績計 51 件（公募型伐採 11 件、自由使用 31 件、無償配布 9 件）A=21.0ha
- ・H29 年度（9 月現在）計 27 件（公募型伐採 9 件、自由使用 16 件、無償配布 2 件）

重点項目**18 砂防施設の整備促進****件名**

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 3 山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な溪流の維持管理を図ること。

県の見解

- ・ 土砂災害対策については、土砂災害から人命・財産を保全し、再度災害を防止する砂防施設を整備するとともに、危険な箇所を明らかにする土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策にも積極的に取り組んでまいりたい。また、深層崩壊については、国が整備するシステムや調査結果など情報共有してまいりたい。さらに、国に対して土砂災害対策の一層の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にある災害時要援護者関連施設を保全する砂防関係事業については、しあわせ信州創造プランの指標に位置付け、55施設(H24.4.1調査結果)の対策について平成29年度までに順次着手して取り組むとともに、国に対して事業の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 砂防指定地内の山腹の崩壊等については、必要に応じて土砂の発生源対策を実施するとともに、適切な管理、施設の機能維持に努めてまいりたい。

参 考**【土砂災害危険箇所の状況】**

	要整備量	長野県の28年度末整備率	全国の整備率
土石流危険溪流	4,027 溪流	21.6%	約22%(21年度末)
地すべり危険箇所	1,241 箇所	26.4%	約23%(21年度末)
急傾斜地崩壊危険箇所	2,634 箇所	24.8%	約26%(21年度末)

【土砂災害警戒区域等の指定状況 (H28年度末)】

	市町村数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
H28年度末	77市町村	26,950箇所	21,325箇所
(参考)H29.9末	77市町村	26,950箇所	21,323箇所

【新長野県中期総合計画(H25～H29)における指標】

	基準値 (平成23年度末)	現 状 (平成28年度末)	目 標 (平成29年度)
災害時要援護者関連施設の 土砂災害対策着手数	19施設	54施設	55施設

【災害時要援護者関連施設に係る砂防施設の整備状況(平成 28 年度末)】

土砂災害のおそれのある災害時要援護者施設数	728 箇所(内着手済	310 箇所)
上記の内、土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)	73 箇所(内着手済	54 箇所)

【平成 29 年度砂防課当初予算等について(補助公共事業)】

当初予算額 118 億 8,000 万円 (対前年比 1.11)

【国への要望状況】

- ・平成 27 年 6 月、阿部知事から太田国土交通大臣に対し要望
- ・平成 27 年 11 月、平成 28 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・平成 28 年 5 月、阿部知事から石井国土交通大臣に対し要望
- ・平成 28 年 11 月、平成 29 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・平成 29 年 5 月、阿部知事から石井国土交通大臣に対し要望

19 住宅等の耐震化の促進

件名

- 1 個人所有の住居等や地域の自治会等が所有する小規模な集会所等について、耐震診断・耐震改修に係る建築主の経済的負担の軽減が図られるよう、補助対象の拡充について国に対し働きかけること。
- 2 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修に対する補助制度の整備・充実を図ること。

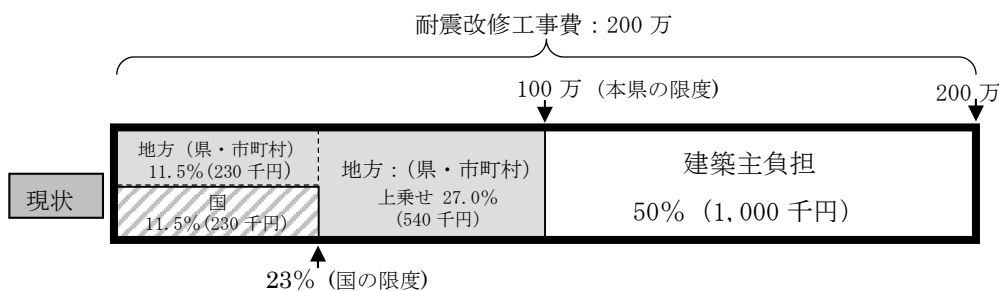
県の見解

- ・ 住宅等の耐震化の促進については、県と市町村が協働して取組を進めており、平成 27 年 5 月の「県と市町村との協議の場」において改めてその取組を確認したところ。国に対しては、補助制度の拡充について、全国知事会や関東知事会等を通じて或いは県独自で要望を行っており、引き続き働き掛けてまいりたい。
- ・ 小規模な集会所等については、県では平成 27 年度から地域防災計画に位置付けられていない避難所の耐震診断についても支援できるよう制度拡充を行い、平成 28 年度から地域防災計画に位置付けられた民間所有の避難所の耐震改修についても補助制度を拡充したところ。地域の集会所等は近隣住民の防災上重要であり、町村での積極的な活用をお願いしたい。
- ・ 一定規模以上の宿泊施設についても、平成 19 年度から耐震診断の補助を行っているところ。こちらについても、積極的な活用をお願いしたい。
また、耐震改修については、事業者にとって相当の負担が見込まれることから、更なる支援の充実について積極的に国に働きかけるとともに、県としても補助制度に限らず幅広い支援策を研究してまいりたい。

参考

【住宅の耐震化の促進について】

- ・ 「長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」を平成 28 年 3 月に策定し、平成 32 年までに住宅の耐震化率を 90%とすることを目標に、建築物の耐震化を図っているが、住宅の耐震化率は平成 25 年時点で 77.5%にとどまっており、目標の達成には、更なる促進が必要である。
- ・ このため、県では平成 29 年度事業より補助対象事業費の限度額を 200 万円に増額し、その 1/2 を補助しているが、建築主の負担軽減を図った。



- ・ 平成 30 年予算概算要求において、個別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的なアクションプログラムを策定し、毎年度 PDCA サイクルを実施する市町村を総合的に支援するメニューの創設が追加された。

- ✓ 補助限度額：定額 100 万円（改修工事費の 8 割を限度）
- ✓ 補助対象：耐震設計費等、耐震改修費用
- ✓ 交付率：市町村が補助する額の 2 分の 1

1-2 避難施設（避難所等）の耐震化に係る財政支援策について

- ・国では、避難所等の耐震診断・耐震改修に対して補助している。
- ・民間所有の避難所の耐震改修に対する国の補助率は、地域防災計画に位置付けられたものは1/3、その他は11.5%であり、所有者等の負担が大きい状況にある。
- ・県では、民間所有の避難所について耐震診断に補助するとともに、地域防災計画に位置付けられたものの耐震改修に平成28年度から補助している。
- ・防災拠点施設に指定した場合は、耐震診断が義務付けされる一方、国の補助率が上乘せされる。

【避難所等に係る補助制度の概要】

耐震診断	施設要件	市町村長が指定した避難施設
	対象費用	耐震診断に要する費用
	対象費用限度額	1,030円/㎡～3,600円/㎡
	負担割合	[市町村が耐震診断士を派遣] 通常：国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 上乘：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
耐震改修	施設要件	地域防災計画で避難所として位置づけられている建築物
	対象費用	耐震改修に要する費用
	対象費用限度額	50,300円/㎡（県限度額2,000千円）
	負担割合	[市町村施設] 通常：国 1/3 市町村 2/3 上乘：国 2/5 地方 3/5 ※H25年度補正予算から拡充 [民間施設] 通常：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6 民間 1/3 上乘：国 2/5 県 1/6 市町村 1/6 民間 4/15

〔凡例〕 通常＝社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 上乘＝耐震対策緊急促進事業補助金（平成30年度までの時限措置）
 要安全確認計画記載建築物に指定した場合

2 宿泊施設の耐震改修の促進について

- (1) 所有者の課題（大規模施設の所有者等からの聴取結果）
 - ・自己資金がない。（費用捻出が困難、借り入れても返済困難、新規借り入れが困難）
 - ・耐震度不足の施設の客離れ
 - ・改修工事期間中の減収や客離れ
- (2) 県の現状
 - ・診断の補助あり（市町村との協調補助、補助制度のある市町村は一部のみ）
 - ・一元的な相談・支援体制が不十分
- (3) 国の現状
 - ・法改正に併せて、耐震診断が義務化された大規模施設の補助制度を拡充
 診断補助率 1/3 ⇒ 1/2
 改修補助率 11.5% ⇒ 1/3 など

20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実

件名

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、空き家対策総合支援事業の国費下限額を引下げるなど小規模町村でも活用しやすい財政上の措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 「空き家対策総合支援事業」については、創設された平成 28 年度より要件の緩和を国に要望してきているところであり、今後も引き続き国に対し要望してまいりたい。

参考

【空き家対策総合支援事業について】

1 空き家対策総合支援事業補助金<国土交通省 H28～>

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市区町村の取組を一層促進するため、民間事業者と連携して取り組む空き家対策を支援するもの。

- ・ 事業内容：市区町村と民間事業者等が連携して実施する総合的な空き家対策（空家等の活用、除去及び関連する取組）を計画的に行う事業
- ・ 事業要件：空家等対策計画策定、民間事業者等との連携体制など
- ・ 補助対象事業：空き家の活用、除却、関連事業（周辺建物の外観整備等）
（ただし、当該事業年度の国費合計額の下限を原則として 1,000 万円とする。）
- ・ 実施市町村：（H29 年度実施）小谷村
（H30 年度要望）小海町、小谷村

（※ 上記のほかに国土交通省の空き家対策支援として「空き家再生等推進事業」（社会資本整備総合交付金）があり、こちらは下限額の要件はない。）

2 課題・問題点

空き家対策に取り組む県内の市町村では、空き家の活用や除去など様々な事業を実施しているが、年間 2,000 万円以上の事業を実施することは困難である。

特に財政規模の小さい自治体にとっての負担は非常に大きく、そのような状況から標記補助金を活用している県内市町村は 1 村に留まっている。

なお、標記補助金を受けるには「空き家対策計画」（空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条）の策定が必要だが、平成 29 年 9 月末時点で策定済町村が 11 町村、策定予定が 12 町村となっている。

21 冬期交通の確保

件名

- 1 豪雪地帯における国道等の歩道・堆雪帯等の道路整備を促進するよう国に対し働きかけること。
- 2 大雪による交通網の麻痺は、食料や燃料等の物流の停滞をはじめ、住民生活に多大な影響を及ぼすため、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化すること。

県の見解

- ・ 国に対し調整会議、予算要望等の機会を通じて冬期交通の安全確保のための対策の推進について働きかけてまいりたい。また、県や市町村が行う豪雪地帯における歩道・堆雪帯等の道路整備について十分な予算措置を講じるよう要望している。
 なお、現行の積雪寒冷地五箇年計画が今年度で完了することから、新たな五箇年計画策定についてご協力をお願いしたい。
- ・ 県では、平成26年2月大雪災害を受け、道路管理者、警察等で構成する「幹線道路連絡会議」及び、建設事務所毎に県、市町村等で構成する「除雪連絡会議」を設置し連携を図るとともに、市町村とは、県と相互に除雪協力する協定の締結や排雪場所を事前に設定するなど情報共有をしているところ。また、市町村の道路除雪が確実に実施できるよう必要な財源確保を国に要望してまいりたい。

参考

1 雪寒事業

積雪寒冷の甚だしい地域（積雪寒冷特別地域）における冬期の道路交通の安全確保と円滑化を図るため、消雪施設（新設・更新）、スノーシェッド（新設、補修）、防雪棚等を整備するものを防雪事業、流雪溝、路盤改良及び堆雪帯幅の確保を凍雪害防止事業とし、積雪寒冷特別地域内の指定された路線において、下記の事業を実施。

路名	箇所名	事業内容等	全体計画	
			延長(m)	事業予定期間
防雪事業				
(主) 扇沢大町線	大町市第2ポイント上	スノーシェッド	140	H20～H29
(主) 長野大町線	大町市三日町	無散水消雪施設（更新）	385	H24～H30
(国) 117号	飯山市伍位野	無散水消雪施設（更新、一部新設）	430	H24～H30
(国) 153号	塩尻市善知鳥峠	チェーン着脱所設置（堆雪帯設置）	650	H27～H32
(国) 158号	松本市～鵬雲崎	雪崩予防柵設置	112	H27～H30
(主) 飯山野沢温泉線	木島平村中村	無散水消雪施設（更新）	604	H24～H31
(一) 大前須坂線	高山村牧	無散水消雪施設（更新）	335	H27～H30
計		7箇所		
凍雪害防止事業				
(国) 148号	白馬村佐野	堆雪帯設置	400	H29～H31
(主) 信濃信州新線	小川村穴尾	堆雪帯設置	420	H27～H30
(国) 292号	山ノ内町十二沢	堆雪帯設置	640	H28～H31
計		3箇所		

(2) 歩道の設置

- 特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき整備
 - ・ 歩道延長 1,780km・県管理道路延長 5,173km (H28.4.1 現在)
 - ・ H29 歩道対策 (豪雪地帯・交付金事業) 20 箇所 (全体 63 箇所)
- H24 通学路緊急合同点検で要対策 546 箇所に対し、「しあわせ信州総合プラン」では、未着手 295 箇所すべてについて、歩道整備・小規模対策に着手予定。
 - ・ H29 歩道整備・小規模対策 8 箇所
通学路安全対策着手率 100% (H29 未予定)

(3) 歩道用除雪機械の貸与

- 歩道用小型除雪機械 (手押しタイプ) を購入し自治会等へ無償貸与

平成 25 年度まで	25 台(25 台)	() 内は累計
平成 26 年度	30 台(55 台)	
平成 27 年度	25 台(80 台)	

22 地籍調査事業の推進

件 名

- 1 地籍調査事業は、災害からの迅速な復旧や課税の適正化等、土地に関する様々な施策の基礎資料であり、早急な整備が不可欠であることから、必要な予算の確保を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 本県のみならず全国的に地籍調査の必要性が理解され要望が多い中、国の予算が伸びず町村の要望に応えきれていない状況は認識している。
- ・ 市町村の皆様の強い要望に応え、平成 30 年度以降に実施予定分を前倒し実施するため、9 月県議会において補正予算が成立したところ。
- ・ 地籍調査は災害からの迅速な復旧、課税の適正化等に資する重要な事業であるため、町村の現場の声を踏まえ、引き続き国へ要望するとともに、県としても予算確保に努めてまいりたい。

参 考

1 県及び国の予算の推移 (単位：百万円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H29/H28
県(事業費)	334	365	385	372	410 (※)	110%
国	10,400	10,600	10,600	10,800	10,800	102%

(※ H29 県予算は当初 366、9 月補正 44、合計 410。)

- ・ 国、県の負担率は 75%であり、特別交付税措置を考慮すると市町村の実質負担は 5%である。しかしながら、厳しい財政状況等から地籍調査事業に着手できない市町村もある。(市町村別の実施状況：完了 12、実施中 35、休止 24、未着手 6)

2 県内の地籍調査の状況 (単位：km²、%)

区 分	全 体		農 地		宅 地		林 地	
	面 積	進捗率	面 積	進捗率	面 積	進捗率	面 積	進捗率
全 国	286,200	51	72,058	73	30,048	41	184,094	44
長野県	9,596	38	1,967	67	732	55	6,897	29

3 取組状況

(1) 国への要望

- ・ 農政部長名での要望活動を 2 回 (H29.5、H29.11) 実施、また、北信越ブロック国土調査推進連絡協議会においても要望活動 (H29.7) を実施。

(2) 9 月補正予算

- ・ 9 月補正額 43,872 千円
- ・ 県下 13 市町村において、H30 年度以降の調査を前倒し実施。

(3) 社会資本整備円滑化地籍整備事業の活用

- ・ 県建設部及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金事業と連携し、先行的に実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業を市町村担当者に情報提供。

県議会に対する陳情結果

県議会（11月定例会）への陳情結果

○ 採択された陳情項目

- | | | |
|----|---------------------------|------------|
| 1 | 長野県北部地震、長野県神城断層地震からの復興 | (陳第 506 号) |
| 2 | 御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化 | (陳第 507 号) |
| 3 | 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進 | (陳第 508 号) |
| 4 | 人口減少対策の推進 | (陳第 509 号) |
| 5 | 高齢者の移住受け入れ対策 | (陳第 510 号) |
| 6 | 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進 | (陳第 511 号) |
| 7 | 地域公共交通対策の推進 | (陳第 513 号) |
| 8 | 情報化施策の推進 | (陳第 515 号) |
| 9 | 地域医療・保健体制の充実 | (陳第 516 号) |
| 10 | 保育制度の充実 | (陳第 518 号) |
| 11 | 環境保全対策の推進 | (陳第 519 号) |
| 12 | 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進 | (陳第 520 号) |
| 13 | T P P 協定への適切な対応 | (陳第 521 号) |
| 14 | 農業・農村対策の推進 | (陳第 522 号) |
| 15 | 野生鳥獣被害対策の推進 | (陳第 523 号) |
| 16 | 森林・林業対策の推進 | (陳第 524 号) |
| 17 | 農商工連携による地域経済の活性化 | (陳第 525 号) |
| 18 | 農林業の6次産業化による地域経済の活性化 | (陳第 526 号) |
| 19 | 観光振興対策の推進 | (陳第 527 号) |
| 20 | スキー場産業の振興 | (陳第 528 号) |
| 21 | 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 | (陳第 529 号) |
| 22 | 河川の整備促進 | (陳第 530 号) |
| 23 | 砂防施設の整備促進 | (陳第 531 号) |
| 24 | 住宅等の耐震化の促進 | (陳第 532 号) |
| 25 | 空き家対策に対する総合的な支援策の充実 | (陳第 533 号) |
| 26 | 冬期交通の確保 | (陳第 534 号) |
| 27 | 地籍調査事業の推進 | (陳第 535 号) |

○ 継続審査となった陳情項目

1 道州制反対 (陳第 512 号)

要望項目：1 道州制反対

道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないよう断固反対の立場に立ち、真の地方分権改革に取り組むこと。

2 公立病院等への助成に対する特別交付税の算定 (陳第 585 号)

要望項目：3 公立・公的病院等への支援

地域に必要な医療が継続して確保されるよう、基幹的役割を果たす医療機関に対し、財政的支援を拡充すること。

また、公立病院等への助成に対する特別交付税の算定において、繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃するよう国へ働きかけること。

3 教育環境の整備 (陳第 514 号)

要望項目：1 小中学校の教員配置基準の拡充

(1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるようにするため、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員の配置により充実を図ること。

(2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じるとともに、教職員の定数改善を国に対して働きかけること。

(3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。

(4) ICT教育について、ICT活用指導力向上のための研修の充実等により教員の育成を図るとともに、ICT活用指導力を有する教員の配置は、地域バランスを考慮して行うこと。併せて、ICT利用の急速化に伴い、青少年に対する情報モラルの教育・指導を更に促進すること。

2 特別支援教育等の充実

(1) 「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。

(2) 特別支援学校等施設の現状に沿った施設整備や、送迎バスの運行地域の拡大や始業時間の見直し等による保護者の負担軽減など、その地域の実情に沿った特別支援教育環境を充実させること。

3 教育施設等の充実

(1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。

(2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国へ求めること。

4 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援

(1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、職業高校については、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりをすること。

(2) 今後新たに高校再編等を検討する場合は、第1期長野県高等学校再編計画後の高校教育の現状を分析のうえ、地元関係自治体と十分協議すること。特に、高校は地域の人材育成の中核を担っており、各地域における当該学校の位置づけを踏まえ、必ず地元の意見を聞

き理解を得たうえで実施すること。

- (3) 県立高校において、学習に適した環境整備に対する財政措置の拡充を図ること。特に生活様式の変化等に対応した冷暖房環境の整備や、老朽化している設備等の修復を推進すること。

【付記事項】 要望項目のうち、1、2及び4については、引き続き慎重に検討する必要があるため。

4 社会保障制度の充実

(陳第 517 号)

要望項目：4 福祉医療費給付事業の充実

- (1) 義務教育終了までの医療費窓口無料化（現物給付化）の実施に伴う町村の財政負担の軽減を図るとともに、福祉医療費給付事業における未就学児等の外来助成を義務教育終了までとすること。
- (2) 義務教育終了までの医療費窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置廃止と、その条件に所得制限を含めないよう、国へ働きかけること。

【付記事項】 要望項目のうち、4の(1)については、引き続き慎重に検討する必要があるため。